

平成24年塩尻市議会3月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成24年3月5日(月) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

- 議案第 1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例
議案第 2号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第 3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例
議案第 4号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5号 塩尻市墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6号 塩尻市一般職の任期付職員の採用に関する条例
議案第 7号 塩尻市債権管理条例
議案第 8号 塩尻市暴力団排除条例
議案第 9号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定による規模を定める条例
議案第10号 塩尻市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例
議案第16号 事務の委託について
議案第18号 平成24年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

出席委員・議員

委員長	青柳	充茂	君	副委員長	古畑	秀夫	君
委員	務台	昭	君	委員	牧野	直樹	君
委員	金田	興一	君	委員	五味	東條	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局長 成田 均 君 事務局次長 小松 俊夫 君
議事調査係長 小澤 秀美 君

午前9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。ちょっと早いかもしれませんが皆さんおそろいですので、ただいまから3月定例会総務環境委員会を開催いたします。本日の委員会は全員出席しております。審査に入る前に理事者からあいさつがあればどうぞ。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。お忙しいところ総務環境委員会をお開きをいただきまして大変ありがとうございます。本日、条例案件ほか提出をしております各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。ごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 それでは、副委員長から本日の日程を申し上げます。が、その前にこの当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程については、副委員長から申し上げます。

副委員長 それでは、今言われましたように別紙の議案の審査については、別紙の委員会付託案件表に基づきまして審査を行います。

なお、あす委員会終了後、協議会が予定されておりますので御了解をお願いします。以上です。

委員長 ということでありますので、視察等は今回は予定をされてないということでありますので、よろしくお願いたします。

五味東條委員 懇親会までに来ればいいんだね。

委員長 それは委員会で決めることではなくて、もう既に決まっていることなので有志の皆さんでされることについては御自由でございます。

これから審査に入るわけですが、その前に動議が予定されて届出を聞いておりますので、ありましたらお願いたします。

牧野直樹委員 議案第18号平成24年度塩尻市一般会計予算の中で専門委員の職務内容について確認をしたいために、参考人として企画課専門委員の武居博明氏の出席をお願いしたいがよろしいでしょうか。

委員長 ただいま牧野委員より参考人として企画専門委員の武居博明氏の出席をお願いしたいとの申し出がありました。いかがいたしますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なし、よろしいですか。それでは、異議なしと認め、委員会として議長に申し入れをすることといたします。いいですか、じゃ後で文書等、どういう目的で何のためにね、多分、時期としては、あすしかありませんよね。相手の都合もあると思いますので文書を簡潔につくっていただいて、議長にお願をするという手順でお願いたします。それでは、これでいいですか。特に審議に入る前に何かありますか。ない。

それでは、早速、委員会付託案件表に基づいて審査に入ってまいります。

議案第1号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

委員長 議案第1号塩尻市税条例の一部を改正する条例をテーマといたします。説明を求めます。

税務課長 議案第1号につきまして議案関係資料により御説明いたします。関係資料1ページのほうをお開きいただきたいと思います。1、提案理由であります、平成23年12月2日及び同月14日に公布、施行されました3つの法律により地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものです。

2、その概要のうち(1)個人市民税関係では、まず、ア退職所得課税の見直しです。退職所得の場合、勤務年数に応じまして勤務20年までは1年当たり40万円、勤務21年目以降につきましては、1年当たり70万円の所得控除がございます。これら退職所得控除額を控除した残高の2分の1を退職所得金額とする累進の緩和措置がとられております。住民税の場合、分離課税といたしまして県民税、市民税合せまして100分の10の税率を適用しているところでございますけれども、退職所得にその税率を適用いたしまして計算した額から、さらにその10分の1に相当する金額を控除をし、その結果得た金額を所得割の金額としておったものを、この10%控除というものを廃止するというものでございます。平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用されるものでございます。

次に、均等割の引き上げにつきましては、東日本大震災にかかわりまして地方公共団体が実施をします防災のための施策に必要な財源を確保するという観点から、平成26年度から平成35年度までの10年間ににつきまして、均等割を年額500円引き上げ、年額3,500円とするものです。ちなみに県民税につきましても、同様に年額500円の引き上げとなりますので、年税額で見れば1,000円の引き上げとなるものでございます。

ウ東日本大震災にかかわります雑損控除額等の特例の見直しでございます。従前は発生を踏まえまして、平成22年分というような表記がされておったんですが、年が改まりまして申告の対象も平成23年となるということ踏まえた点が1点、もう1点は引き続き余震等によりまして雑損控除の対象事例が今現在、あるいは今後も発生し得るということ踏まえまして字句等を見直した上、従前、1項から5項までの規定であったものを整理し、1項から3項までの規定として整理、統合するものです。したがって内容的には変更はございません。

(2)番、市たばこ税の関係でございます。今回は、たばこの小売価格の改定に関係するものではなくて、先ほど申し上げた3つの法律の関係で、法人税の実効税率が引き下げられるということに伴いまして、道府県と市町村との法人関係税の増、減収を調整するために県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するという内容でございます。そこに掲げましたとおり、旧3級品以外では1,000本当たり644円、旧3級品では1,000本当たり305円をそれぞれ県たばこ税から市たばこ税へ移譲するというもので、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこから適用するという内容でございます。以上です。

委員長 説明を受けました、委員の皆さんから質問等ありましたらお出しください。

柴田博委員 均等割の500円加算っていうやつなんですけれども、これは法律が変わって、その変わった中身というのは、そういう市町村でそういうふうに加算してもいいですよっていう改定なのか、それとも加算しなさいっていう改定なのか、その辺はどうなんですか。

税務課長 加算するものとするという表記になっております。

柴田博委員 しなさいという。

税務課長 はい。

柴田博委員 それで、その分の使い道なんですけども、防災対策等っていう説明があったんですが、それはもう使い道は限定されるということであるわけですか。

税務課長 税の関係につきましては、一応一般財源という扱いになっております。したがって、そういう部分も含めた上での増という考え方ですが、ただ一般財源も増額分だけ充てるのか、あるいはもっと大きな幅で充てるのかというのは、それぞれ自治体の裁量になってまいろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柴田博委員 これによって増収になる分っていうのは、年間当たり幾らぐらい。

税務課長 年税額500円でございますので、一応年間の通年ベースという前提で考えますと、約1,700万円程度の増収というふうに考えております。

柴田博委員 もう1点、済みません。それで実際にもうそれくらいが入れば、それをもとにしてということになるかどうかは別ですけども、何か特別にこういうことをやりたいっていうようなことを塩尻市としてはあつて、こういうふうに500円加算するというにしたいということなんでしょうか。

税務課長 先ほども申し上げましたとおり、具体的な税収として入ってまいりますのが、平成26年度という形になるものですから、今の時点ではまだ具体的な施策等についての詰めまでは至っておりません。

委員長 いいですか。

柴田博委員 はい。

金田興一委員 概要の2つてやつがあるんですが、たばこ税の関係で、旧3級品っていうのと旧3級品以外っていうのは、どういうあれか、わかれば。

税務課長 旧3級品っていうのは具体的銘柄で言えば、ゴールデンバットとか、いこいとか、いわゆる価格的にはですね、小売り単価が非常に通常分よりは安いグループになっておりまして、それ以外の部分ですね、セブンスターとか、そんなようなグループにという分けになります。以上です。

金田興一委員 わかりました。

委員長 ほかに、委員の皆さんからいかがですか。

柴田博委員 もう1点、概要の1のウのところですけども、これは長野県で起きた地震等も対象になるわけですか。栄村で起きたやつとか、松本で起きたやつとか。

税務課長 先の議案の時にも御説明しましたが、松本の6月の地震についても税務署関係におきましては、いわゆる大震災の特例法の適用対象と、こういうことになっておりますので、具体的に損害の程度がいわゆる雑損控除対象になればですね、当然これも対象になってきます。ただし現時点においては、塩尻市においても半壊以上、あるいは全壊に至るまでの家屋は松本も含めてございませぬので、今後の話は別といたしまして、既に発災した部分についての雑損控除というのは、ここで言っている部分の対象になるような大きな災害はないという状況でございます。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。それでは、ないので、第1号議案については、原案のとおり認めることに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第2号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは、引き続きまして関係資料5ページをお願いいたします。議案第2号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例ですが、提案理由としまして塩尻市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬月額、市長、副市長給料月額、同審議会の意見を参考にしまして、教育長の給料月額を改正するものでございます。

概要ですが、塩尻市特別職の職員等の給料に関する条例の一部改正で、市長の給料月額を92万8,000円から91万4,000円に、副市長の給料月額を76万8,000円から75万6,000円に、塩尻市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正で、教育長の給料月額を65万4,000円から64万4,000円に、塩尻市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正で、議長の議員報酬月額を45万9,000円から45万2,000円に、副議長の議員報酬月額を38万3,000円から37万7,000円に、議員の議員報酬月額を36万円から35万4,000円に引き下げるものでございます。

条例の施行等につきましては、平成24年4月1日からの施行とするもので、これは平成9年から平成23年までの人勤、マイナス1.49をもとに計算したものでございます。以上です。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんからまず質問等あれば、お願いいたします。

五味東條委員 質問しますが、率はおのおのどのくらいの率ですか。下がる率っていうのは、何パーセントくらい。

人事課長 市長につきまして改定率はマイナス1.51%、副市長マイナス1.56%、教育長マイナス1.53%、議長マイナス1.53%、副議長マイナス1.57%、議員マイナス1.67%、以上でございます。

五味東條委員 わかりました。それじゃ、例えばですね、この率、私、直接関係する例えば議員の報酬の率、このマイナス1.67%というのは、何を基準に下げたんですか。この1.67%の基準値は、どこを基準に。

人事課長 現在、議員さんの報酬額につきましては月36万円でございます。これで審議会の答申の1.49%下げたほうがよろしいという意見をいただきましたので、改定額として36万円にマイナス1.49%をかけた、あと1,000円以下切り捨ての関係がございまして、実質的に議員さんは引き下げ額が6,000円という形になりまして、結果的に改定率がマイナスの1.67という形になっております。以上です。

五味東條委員 ということは、このパーセントっていうのは、人事院勧告が何かに基準にやっているということですか。

人事課長 先ほども申し上げましたように、審議会の中で検討した中で、一体どういうふうやっていったらいいかという具体的な審議に入った時に、数字的なものが、うちは平成9年から特別職の金額については変更していないと、ということで平成9年から平成23年までの人事院勧告、これは人事院勧告が出なかった時もございいますけれども、それを全部トータルしましたところマイナス1.49という数字になっております。ちなみに

松本市がやはり特別職報酬等審議会を昨年開催しておりますが、その考え方もやはり改訂後引き下げられてなかった部分を人事院勧告の合計で計算していると、同じ考え方でございます。

五味東條委員 確かに私も人事院勧告でね、給料を下げるってことは私も理解できるんですよね。例えば具体的に申し上げますと、例えば松本市って、今、松本市っていうお話が出たもんですから、松本市と塩尻市の地方公務員の皆さんの給料っていうのは、なから同じだと思うんですよね、なから。多少違うかもしれんが。例えば松本市の市議員と塩尻市の市議員とでは、給料は全く違うんです、報酬がね。全く違うんですよ。その違うものを単なる人事院勧告で何パーセントということ、もとが下がっているものをですね、またその基準で、パーセントで下げるんだというような考え方に対してですね、報酬審議会では、そういう意見っていうのは出なかったですか。

人事課長 まず特別職の給与の考え方なんですけれども、給与の性格としまして、まず特別職の報酬及び給料は生活給的な要素は考慮せず、職務の特殊性に応じ職務に対する一切の給付を求める対価というふう考えられております。公務員、私どもにつきましては、ほぼ松本とそんなに大差はないわけでございますけれども、松本の議員さんにつきましては、現在51万円という数字でございます。報酬審議会の中でやはり議論になった点では、19市の中の財政力指数というものが1つの検討課題になっております。その位置が、塩尻市の財政力指数に対してどのくらいの賃金額が一番いいかということを見た時に、現在ちょっと上位にいるということで、下げるとい方向では審議会の意見をみたものでございます。

五味東條委員 だからその辺がね、私はうんと疑問に思うのは、要するに例えば下げるべきだとか、あるいは、ちょっとうわさに聞きゃあ、議員も減らすべきだとかね、そういうような意見もちょっと聞かれるんだけど、ただ単に生活給じゃないんだって言ったって、じゃ生活、完全にボランティアでだね、例えばほかに収入があって、じゃ議員やれるもんかって言っても、おれはちょっと難しいような気がするんです。確かに、そのね。だから、そういう見方で、ボランティアだというような見方で、そういう今までのあれなんだけど、それは昔の話であって、はっきり言うてうんと大手様が片手間にやっているような仕事じゃないと思うんですよ、議員の仕事はね。だから、そういう意味で、そのようにいわゆる一般的にその率で下げるといことに対してはね、私はちょっと疑問を感じるどころであるんですけどね。それについてどう思います。

総務部長 特別職報酬審議会の雰囲気をごちゃごちゃと話させていただきます、私も出てましたので。その中で意見としてはですね、1.49じゃなくてもっと下げるべきじゃないかなと、こういう意見もございました。しかしながら、そうは言ってもある程度根拠がなきゃいけないんじゃないかと、下げるについてはね。その中で、そういう意見が大勢を占めまして、それじゃ人勤に、今までの平成9年度以降の人勤に準拠してやりましょうと、ということで意見がまとまったというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかの委員の皆さん、質問はいかがですか。ありませんか。

柴田博委員 塩尻市になってからでいいわけですけども、市長と副市長、副市長は昔は助役でしたけれども、助役と教育長のそれぞれの月額でですね、は、どれを100とするかはどうでもいいわけですけど、割合っていうのはあまり変わってないって考えていいんですか。

委員長 課長。質問の意味はわかりましたか。いい。

人事課長 ちょっと手元には平成元年からの資料しかないんで申しわけないんですけども、ほぼ、市長と副

市長の率ということですね、関係についてはほとんど変わりなくですね、それぞれの数字に引き上げ率をかけておりますので、もとの数字と割合は変わっていないというふうに見ております。

柴田博委員 今、手元にはないってことですが、塩尻市になった時に決めた金額の割合が、そのまま踏襲されてるっていうふうに考えていいってことですか。

人事課長 そうです。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかに質問はいかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では御意見のある方、ほかに。さっき五味委員のほうから出ていましたけれども、御意見のある方いらっしゃったら、どうぞ。

五味東條委員 もう一つ聞きたいのが、報酬審議会では定員だとか何とかってということも何か問題になったようなことを聞いたんだけど、その辺ことはどんな意見が出ましたか。

総務部長 そういう意見も出ました。もうちょっと議員を減らしても政務調査費、あるいは報酬をですね、上げたほうがいいんじゃないかと。と言いますのは、議員の報酬の総額の中でですね、今言ったような意見が出た。だから報酬を上げて議員の数を減らせば、今言ったように総トータルは変わらないと、こういって、そういう意見もありました。

五味東條委員 そういう意見がある中で、大多数が要するに一般的に、おれは下げること自体は別に世間がそうである前に定員が云々なんてことはわかるんだけど、下げる率がね、要は今まで少ない、はっきり言うとせ、少ない金額をまた下げるって言うとな、これは率だで、率だったって、やはりそれに応じてすべてあると思うんですね。だから基本が低いのにまた下げると、それはみんな全部下がるんだから、賞与もね、何も全部下がる。当然、当たり前なことだと思うんだけど。だから、例えば今の話の下げなきゃいけないってことはわかる、ある程度はね、今の風潮で。だけど、じゃどの辺でどうなんだっていうことをもう少し、何て言うかな、いろんな意味でね、今いろんな意味も含めてもう少し検討したほうがいいんじゃないかなと、おれは思うんだけどね。おれはそういう考えを持っているんだけど。ほかの方はどうですか、ほかの委員の方は。

委員長 ほかの委員の皆さん、いかがですか。ちょっと考えていただきたいんですが。私も一般質問等で少しやらさせていただいた経過がありますが、議員報酬あるいは政務調査費のような問題ってというのはね、特に議会ともうちょっと事前の協議があってもよかったのではないかと。市長は、決まりではもちろん審議会に諮らなければいけないっていうことになっているので、諮るのはそれはいいんだけど、審議会に諮りさえすればいいというようなものではないですね。だから、市長は審議会に諮っても白紙委任で、事務局が事務局案っていうのをつくって、審議会をリードすると言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、やっていくと。審議会の委員の皆さんは一体どのくらい調査、研究をして、何と言いますかね、十分な検討をされたのかっていうのも、なかなか時間的にはそんなにゆとりがあったとも思えないってようなことがあります。今、五味委員のおっしゃっていることも一理あるなというふうに思うわけですが、ほかの委員の皆さんの御意見はいかがですか。

副委員長 確かに松本市と比べてりとかってようなこと、いろいろあるとは思いますが、先ほどの説明だと、その間の人事院勧告のいわゆる1.49に基づいてという一つの根拠を持ちながら、これもあまり人勧で

賃金を減らすほうがいいのかどうかっていう単純な議論をすると、もちろんいろんな意見があるんですけども、現実にごうこうで推移してきている状況の中では、市民感情を含めてやむを得ないんじゃないかなというのが私の意見です。

委員長 ほかの委員の皆さん、いかがですか。なかなか意見が言いにくいってような感じもあるんだと思うんですけども、ぜひ御遠慮なくおっしゃってください。

丸山寿子委員 私も五味委員の言わんとしていることもわかるんですが、今、古畑委員が言うように人勤のほうのこの数字を考えた中での審議会のほうのこうした提案と言いますか、やはり民間も大変厳しい中、民間の中でも賞与も出ないというような現状がどうしても今現実にあるので、そうしたことも考慮に入れた中で、私はこの条例を認めていく方向でいいというふうに考えます。

五味東條委員 私は現状でいっつもりで言っているわけじゃないんですよ、ね。最小だったら下げなくてもいいと思うんだけど、要は、公務員並みにね、その率で云々ってことこの率が問題であって、その率で下げるってことに対しては、私はちょっと疑問に思うもんだから、はっきり言えばもう少し議論すべきではないかと。継続審議してもらいたいなという気持ちです。

委員長 それは動議って意味ですか。

五味東條委員 そうです。

委員長 継続審査にするべきだと。

五味東條委員 はい。

委員長 それでは、今、動議ということでありますのでお諮りをしたいと思いますが、これはきょう、本日採決をせずに継続審査とすべきではないかということであります。お諮りをしたいと思いますが、議論を経ずにお諮りをしてよろしいですか。

金田興一委員 いや、だめだね。今、理事者側からの説明が何点かあって、議員報酬の決定、ここまで持ってきた経過の説明があったわけなんですけど、それに対して今二通りの意見が出ていたということで、この妥当性をどうやって、じゃこれが妥当なのかどうかという妥当性の判断をいつ下すのかと。もし仮に継続にしても、これは半年や1年ではね、私は簡単に結論は出ないと思いますよ。だから、少なくとも今こういう、先ほど副委員長も言ったようにいわゆる現在の国民感情、市民感覚、あるいは経済状況を見た時に、やはり人勤のいわゆる12年間、13年間ですか、この積み上げたマイナス1.49を参考にして、なおかつ生活給ではなくして職務の特殊性を考慮し、なおかつ財政力指数を県内19市の中の比較をしながら出したんだと、それから松本市も同じような方法で出してるんだってということになれば、いろんな論議はあるにしても、私はこの条例については認めていくべきだと、こういうふうに思うんですけど。

委員長 ほかに御意見。

柴田博委員 私も継続にする必要はないというふうには思います。今回の提案されている議案の中身については、認める方向でいいかなというふうに思いますけれども、今後については、例えば職員の一般的な給与額、それから議員の額、それから特別職、市長、副市長、教育長という特別職の給料の割合等、ほかの市町村と比べてどうかっていうのはちょっと今はわかりませんが、そういうことも含めて審議会の中でこれからは、そういう議論をしていって適正なところに落ちつかせることは必要なというふうに思いますが、とりあえず今回は、

開かれた審議会の中での議論で人勤に沿った形ってということであるならば、それはそれで認めたほうがいいのかというふうに思います。

委員長 ほかに御意見いかがですか。それでは、継続審査にすべきかどうかについて採決をいたします。継続審査にすべきということに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 賛成少数で継続審査にすべきという動議は否決されました。それでは、ほかに御意見がなければ、議案第2号につきまして原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第2号を原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

委員長 議案第3号を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 続きまして、関係資料9ページをお願いいたします。議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例ですが、提案理由としまして監査機能の充実を図るため、必要な改正をするものです。

概要ですが、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち、1人を常勤とすることができるようにするものでございます。

条例の施行につきましては、平成24年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案つづりのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。議案つづりですけれども第3号、下に附則がございますけれども、附則の2で常勤の監査委員の給料月額につきましては37万7,000円ということでございますので、お願いいたします。以上です。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんから質問等ありましたらお出してください。

丸山寿子委員 質問をお願いします。本会議でもさまざまな議員が質問しました。その中で、県内の動向としては長野市のみが常勤で置いているってことですが、全国的に見て常勤の監査委員を置いているという自治体は、どのような自治体なのかについてお聞かせください。

人事課長 富山市、こちらについては人口が41万人ということでございますけれども、ここにつきまして置いてありますし、福井県の越前市、こちらは人口8万2,000人でございますけれども、こちら常勤の監査委員を置いてあります。以上でございます。

丸山寿子委員 今、常勤を置いている市というのが政令指定都市っていうか、そのようなところだけとかいうようなことはないですか。

委員長 政令指定っていうか。

丸山寿子委員 政令じゃないな。

委員長 中核市とか。

丸山寿子委員 中核市とか。

人事課長 中核都市以上という形になりますので、こちらについては常勤の監査委員を置くということになっておりますけれども、塩尻の規模であれば、もし条例を制定するという形になれば、できる規定という形になり

ます。

委員長 ということは、長野県の場合は、できる規定を置いているところはないってことです。長野市はもう置かなきゃいけないという説明ですから。

ほかに御質問はありますか。

柴田博委員 監査機能の充実を図るためっていう説明なんですけど、それが一般質問の中でもいろいろ説明がありましたけども、まだぴんと来ないんですけど、もう少し具体的に今の監査状況がどうで、それをどういうふうに変えるために常勤の監査委員が必要なかっていうところあたりをもうちょっと具体的をお願いします。

人事課長 現在の代表監査委員におかれましても、監査という点につきましては十分にやっていただいておりますのでございますけれども、本会議の中でも説明させていただきましたが、まずことしの4月から第二次一括法の関係で県から市へかなり権限移譲が進むと。そういうことに伴いまして事務量は当然ふえてくる、それが1つでございますし、もう1つとしましては、地方公共団体に問われます自己決定の拡大に伴います自己責任の原則というものが求められておりますので、結果を検討した上で次の施策に生かしていくという意味で、行政評価という提案をさせていただいております。なお常勤と非常勤というのが一つの論点になったと思いますけれども、一次的にはその時間の問題がございまして、常勤職員の勤務時間の4分の3以上に相当する時間以上を勤務している場合というものと、二次的には当然勤務時間もございまして、担当する業務や重視する職種を考慮して常勤という考え方がございまして御検討をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 納得がいききましたですか。

柴田博委員 具体的に今、最後に説明したのは、監査委員の場合にはどうなるわけですか。

人事課長 現在の代表監査委員さんの勤務時間という形になれば、これはもう常勤にほとんど近いという状態でございますので、この状態が続くということであればですね、時間という観点だけで見た場合には、これはもう常勤監査委員に近いというふうに考えております。

柴田博委員 ということは、逆にもし常勤監査委員を置くということになった場合にも、今の代表監査委員くらのやっている業務というか、になるというので常勤監査委員としての役割を果たせる、今の職員と同じ定刻から定刻まで拘束されるという、そういうふうにはならない場合もあるということですか。

人事課長 逆に言えば、定刻に、4分の3以上という形になりますので、定刻に近い形での勤務形態になるということでございます。ですから、今、午前8時半から午後5時15分までというのがございまして、それが1週間あるわけですけども、ほとんどそれに近い勤務形態という形になります。

柴田博委員 まだよくわかりませんが、違うことを聞きたいと思います。今、監査委員事務局ってというのが置かれていて、事務局長が1人とあと臨時の方かな、がいるわけですが、この体制等については今塩尻市としては、どのように考えていますか。

委員長 これは課長でいいの。監査委員制度の事務局体制ですよ、質問は。

柴田博委員 いや、向こうに聞いてもしょうがないから、市のほうに聞く。そういうところについてお話を聞きたい。

人事課長 以前は、選挙管理委員会事務局と兼ねたということもございまして、限られた人材の中で対応しているということで、十分に職員としてやっていただいているというふうに考えております。

柴田博委員 聞いたのはそういうことじゃなくて、今の事務局の体制は別に変える必要はなくて、監査委員のほうだけを非常勤を常勤に変えたいと、そういうことですか。事務局のほうももうちょっと、私は今、議会の選任の監査委員をやらせてもらっているわけですけど、状況を見ると、事務局の体制をもうちょっと強化してほしいなっていうふうに思ってるんですが、そういう観点はないでしょうかという。

委員長 ちょっと待って、課長、人事課長だね、これ違う。副市長。

副市長 人事に関することですから、私のほうから答弁させていただきます。そもそもこの条例をですね、一部改正をさせていただく御提案を申し上げましたのは、先ほどから少しそういう話も出てますけれども、大分、地方自治体を取り巻く情勢も変わってまいりましてですね、今までと言いますか、従来のようにあれもこれもやりたいというような状況ではなくなってきております。したがって、数年前から私どもは、事業評価制度と言ってますね、それを取り入れまして、この事業が本当に市民の皆さんのお役に立っているのだろうか、それから費用対効果がどのくらいあるのだろうかということをですね、評価をする制度をつくってまいりました。それは今のところ内部で、一応言い方はPDCAと言ってますけれども、その考え、計画をしてですね、実行をして審査をして評価をします。それで回していくというようなことにやっていますけれども、なかなか内部評価ということだけでですね、現実には行政改革推進委員会等、年間数回開催をされるですね、その審査をいただくというのが現状でございます、現実的に本当の意味で、そういういわゆる計画がですね、評価が実行に移されているかという、まだ私はそこまで達していないというふうに感じております。そういう中で一部の先進的な事例がございますけれども、やはり外部のきちんと行政委員会という機関の中でですね、評価をしていただいている事例がぼつぼつ出てまいりました。これが1つ。

それから、もう現状を申し上げますけれども、今の代表監査委員につきましては、本当に常勤とほぼ同じくらいお勤めをいただいている。これはなぜかと言いますとですね、これは監査委員の意志でもございますけれども、全部の伝票、それから全部の書類をですね、審査を一応目を通していただいているという現状の中で、もしこのまま常勤ということの条例がなければそういう状態がいつまで続くか、これを担保することができないということが1つということ。大きく2つの理由から、私どもは、条例の一部改正をさせていただきまして、常勤の監査委員さんをきちんと置いて書類の通常の、いわゆる会計、経理、それから事務のあり方等について監査をいただくとともに事業の評価もいただきたい。そういう体制をつくりたいというふうに考えているわけですが、これが提案をした理由でございます。それから、それに伴って職員体制でございますけれども、監査委員事務局についてはですね、申し上げましたとおり、兼務で事務局長以下、事務局長は監査委員事務局長と兼務でやっていた時代もございましたけれども、なかなか選挙と一緒にのところというのはですね、性質的に、どうもあまりうまくない、うまくないというか機能をしないということでございますので、この今申し上げました評価をきちんと監査委員の義務としてですね、今後やっていくという意志は、私どもとしては監査委員事務局をきちんと充実をさせていくというのもですね、これからの大きな検討の事項として出てくるであろうというふうに考えております。

委員長 ちょっと柴田委員、休む。

柴田博委員 今は、いい。

委員長 ちょっと待って、後でまたね。今ちょっと委員長から確認をしたいんですが、現代表監査委員が全数、

伝票自体、全数のチェックをしてるっていうのは、これは市側からの要請、例えば市長とか副市長、理事者から要請をしてやったことなんですか。それとも代表監査委員が自発的に自分のお考えでおやりになることなんですか。事実の確認。

副市長 私どもからこれこれこういうことで監査をしてほしいという要請はいたしておりません。したがって、監査委員さんが監査の判断としておやりになると、こういうことでございます。

委員長 自発的だったということですね。

副市長 はい。自発的と言いますか、職務の一つとしての。

委員長 職務の一つとして本人が自分の判断で考えておやりになった。そういうのを自発的っていうんですけども。それで、なぜ代表監査委員がそれをしなければならぬと考えたと思いますか。どういう現実があったから、自分がいちいち全部チェックしなきゃいけないと考えたと思いますか、代表監査委員が。

副市長 これは、本会議でも監査委員さんから御答弁がありましたとおりですね、職員のコンプライアンスをやはり質を高めていきたい、それが監査委員の一つの務めでもあろうということですし、代表監査委員を受けたからにはそういうことを思想としてやりたいということだろうというふうに推測をしております。

委員長 それで十分な理解だと思えますか。つまり。

牧野直樹委員 委員長、それ言っちゃいけないわ。

委員長 ちょっと待って、今の関連ですから、ちょっと待って。みんなに聞くからね。今もう1回だけ言って、次へ行きますから。なぜ代表監査委員が自発的に、みずから全数をチェックしなきゃいけないと思ったかということについて、一つ私が一般質問で言った内部統制の問題で言うと、内部統制って言葉もちょっと難しいかもしれないけど、法令を遵守して正しい事務をやるっていうのは、当たり前だと市民は行政に期待してるんですよ。それはいいですね。それが市民の市政に対する信頼の一番もともになるものだと思います。だからまさか、法令を遵守しないで間違いの多い事務をやってるなんてことは、市民は思っていない。もし、それをやったら信頼は失墜します。ではなぜね、今の監査委員制度で、全数じゃないですよ、今、地方自治体に、さっき言った中核市以上とか、あるいは規模によってそれ以上はこういう監査委員を、常勤を1人置かなければいけないとかって決まりがあって、そうじゃないところはサンプリングでいいんですよ、チェックは、監査委員の仕事は。どうしてかっていうと、行政は法令を遵守して正しい事務をやってるっていうことを前提条件にしてるからです。だからサンプリング検査でいいってことになってるわけで、だからその辺の理解をちゃんとやってくださいっていう話だった。これはまた後でやります。

副市長 それは当然のことですよ。監査委員から監査委員の権限を持ってチェックをされていてですね、それで正常な事務が回っていくというふうにお答えをしたわけではございませんし、私どもも当然きちんと法令に基づいた事務を執行しているという自信はございますし、そういうふうやってまいりました。ただですね、これは内部の統制、おっしゃるように内部の統制だけですから、やはりきちんと行政委員会という権限を持った委員会にチェックをしていただいて、市民に対しての説明責任がとれるという制度になっているわけなんですから、それはそういう私どもの意志でございます。

委員長 ちょっとこれくらいしておきます。まだ独立性の問題もいろいろあるんだけど、ほかの委員の皆さんにね。

五味東條委員 だから委員長は中立でなきゃいけないんだよ。あまりしゃべっちゃいけない。中立で。

委員長 御静粛に。発言を許可しておりませんから。

務台昭委員 結局あれでしょうかね。私も議会のところでいろいろと意見が出てるのを聞いてて思ったんですが、こういうことでしょうかね。監査機能が不足していると。要するに監査がでたらめとは言わないが信用できないよと。こういう能力がないのか、やる気がそこに集中されてないか、とにかく監査は専門性が要求されるんで、それを監査委員に命ずる時の仕方が問題ではないかと。それなりの責任感と仕事に対する細かな配意や熱意やいろいろなものが要求されるわけなんで、そういう能力不足、そういうふうなことでくっついていかどうかわかりませんが、そういうものを今まで気楽にはではないでしようが、命じてきたと。だからその結果、いろいろな支障を来したと。こういうふうに判断をしたとすると、ならばその監査委員に命じた責任というものはどうとればいいのか。非常にそこらの手順が問題だと。だから何も2人にしようと3人にしようとあれなんですけど、それは経費がかかることで大変なんですけど、そういうエキスパートをどうやって見つけるか、そしてそういう能力をいかに発揮していただくかっていう、そこらの問題があまり論議されてないんですが、質の問題をどう考えるかってことだって真剣に考えていただかないと。ただ機能的にここは輪番じゃないですけど、あれは少し会計監査できそうなくらいで命じてたんでは、またこれからもそういう問題が百出するんじゃないかと。非常にそこらが私は懸念するところなんですけど、そういう問題はございませんか。

委員長 答弁どうだい。副市長。

副市長 ございません。非常に優秀な監査委員さんと私どもも信頼を置いておりますし、そういう仕事に今現実についていただいて、やっていただいているというふうに思っています。

務台昭委員 そういうお返事で、絶対信頼があるというふうにおっしゃられてるんで、その中であえてですね、1人を常勤とするとかしないとか、お互いに2人いっちゃったら一生懸命、今本当に信頼されるような皆さんだということをおっしゃっていただいたから、どちらがどうなろうとそんなことは問題じゃないんじゃないかと。だからそれをあえて、そのうちの1人を常勤とするという、そのゆえんは一体何なのかと。そこらがちょっと引っかかってくるんですが、いかがですか。

副市長 先ほどから御答弁申し上げているとおりに、今の代表監査委員さんがほぼ常勤に近いくらいお勤めをいただいているということでございます。これは私どもが要請したことではございませんが、自主的に監査に力を入れていただいている。この体制を維持するためには、やはり常勤監査委員を置くということが、私どもも必要ではなからうか。それを担保をしていく必要があるのではなからうか、ということで常勤の体制をお願いしたと。加えてこれからは、まだまだ評価という問題も出てまいりますし、そういうことを加えて行きながらですね、やはり監査の機能の充実ということが必要ではなからうかと。これを法的に担保、今現実にもうそういう形で動いているわけですから、それを法的にきちんと担保する、条例的に担保するということが、私はあるべき姿ではなからうかというふうに思っております。

務台昭委員 今の御答弁にちょっと私もう一步突っ込んでお聞きしたいんですが、そういう監査委員で、信頼のできる監査委員で仕事は精一杯やっていると、ということですから、現状維持でも何ら支障がないわけですが、あえてそうしなきゃいけない理由はどこにあるかと、こういうあたりをもう一言お答えをいただきたい。

副市長 私は今の代表監査委員、荻上代表監査委員がほぼ常勤のくらいお勤めをいただいていると。これ

はひとえに荻上監査委員の、何て言いますか、ボランティアと言っちゃおかしいですけども、これをやらなきゃいけないということでやっていただいているということにすべて負ってるわけですよ。これは法的な担保でも何でもない。そういうことが果たして私どもの今の監査委員の体制の中で本当に許されるのかどうなのか。1人の負担をですね、そういう熱い心にすべてを託して、法的担保もなくてですね、いってしまっているのかどうなのか。これこそまさに問題視をすべきことではないのかな。もっと早くきちんと処理をしてですね、それなりの体制で応えていくっていう必要はありはしないかということでございますので、ぜひ御理解を賜りたいということでございます。

委員長 ちょっとお待ちください。確認ですが、もし仮にですよ、条例が通ったとしてですね、4月1日から今の代表監査委員に常勤になってもらって、それで37万7,000円ですか、をお支払いをしたいと、こういうことですか。

副市長 これは人事案件ですから、今そういうことは申し上げることはできません。その体制をきちんと担保をしたいということのみでございますので、できる規定で条例の改正をさせていただくと、こういうことでございます。

委員長 別の聞き方しますけれど、そういうふうにしたために、一つずつ今段階を踏んでるっていうことですか。

副市長 だれがやってもですね、少なくとも今の体制を、今の体制と言いますか、そういう体制で監査をしていただけるような状況を法的に担保をしないとですね、だれかわかってしまったら、荻上代表監査委員がかわってしまったら、そういう体制は担保できないわけですね。

委員長 それじゃ、今の代表監査委員の任期はいつまででしたっけ。

人事課長 ことしの7月17日でございます。

委員長 4月17日。

人事課長 7月。

牧野直樹委員 荻上代表監査委員個人の問題じゃないだよ。たまたまその代表監査委員さんがみずから、例えば出身はある銀行だったかもしないけど、そういう仕事の中の過程として自分が納得しなきゃいけないんで、ただ毎日毎日来て自分が納得するまで調査をした、調べをしたと、このことだよ。だから別に以前の代表監査委員はやったかって、それはやってなかった。だからそういうふうにして市は、職員はもう職務専念の義務があってきちんとやんなきゃいけないことであるんで、常勤までして、たとえ250億円ほどの予算の中で常勤を備えて監査するほどのもんかってのも一つあるし、ついては監査委員は議会からも1人選出してるし、ほかにもう1人いて3人の体制であって、これで何ら別に支障はないと思うんで。それとあと、先ほど市の施策だ、経営だ、いろんなことがあったんだけど、これは経営研究会ってのがあって市に提言するそういう組織があるんで、この辺は、私まだ当市長のところの代表監査委員を常勤化するってのは、市のそういう何とも言えない、こうしないといけないんで代表監査委員がいるんですよってのが、全然伝わって来ないんで、これはもう少し検討する必要があると思いますんで、とりあえずこの件に関しては継続審査をして、しっかりもっと市のお話をお聞きしたいし、意見もお聞きしたいということで、ぜひ継続審査にさせていただきたい。

委員長 それは緊急動議。

牧野直樹委員 動議。

委員長 動議ですね、わかりました。今、継続審査とすべきだという動議が出されましたので、これをお諮りしたいと思います。討論を。

柴田博委員 もし継続になった場合には、この議案についてはこれで打ち切りってこと、きょうは。

委員長 そうです、そうです。だから、そのとおりです。この議案第3号自体を継続審査とすべきで採決はしない、本定例会では。という動議です。それについてお諮りをしたいと思いますので、質問、討論あったら一緒にやってください。いいですか。討論ありませんか。それでは、採決します。ただいまの動議は。

柴田博委員 ちょっと待って。もう一つ確認だけさせてもらいたいことがあります。今、市が考えている常勤の監査委員の仕事ってというのは、何て言うか、私は今実際に一緒にやらせてもらっていて、かなり今の代表監査委員ってというのは細かいところまで見ていただいて、捺印であるとか、書式であるとか、いろいろあるわけですけども、そういうようなことをやっていただこうというつもりでいるということなんですか。

副市長 むしろ私どもは、これは独立した機関ですからですね、私どもがどうのこうのと言うことではございませんが、もし市長がですね、こういう仕事をやってほしいということもできるわけですから、監査委員に対しては、お願いすることもできるわけですから、私どもは常勤の監査委員を置くということになればですね、先ほど申し上げましたとおり、会計の監査に加えて行政評価をきちんとやっていただきたい。行政評価というのは施策の評価だけではなくて、事務事業が今大体600くらいの事務事業がございます。予算に載ってるだけで4500くらいの事務事業がございます。その事務が本当にこのやり方でいいのか、適正に執行されて、適正に執行されているっていうのは当たり前ですけども、それなりの効果をですね、費用対効果をきちんと生んでいるのかどうなのか。これは内部でもやります。先ほど申し上げましたとおり、私どもの内部でもきちんと評価をして、これでいいのかどうなのかはやりますが、やはり附随した機関である監査委員から、会計を見ると同時に事務の流れを見ていただいて、それを評価をいただくということに一番私どもは期待をしたいということでございますので、もうそういう時代に入っているのではなからうかというふうに思っておりますので、その点は私どもも期待しておりますということです。伝票1枚1枚、それははんこが落ちてくるかどうなのかということも非常に大事なことだと私は思ってますけども、それ以上にそういうとこを期待をしたいということでございます。

柴田博委員 もう1点、済みません。県内では長野市しか今置いていないということですから、長野市のことも多分調べられていると思うんですけど、長野市にいらっしゃる常勤の監査委員の方っていうのは、どんな職務を、どんな仕事をされてるかっていうようなことは調べていますか。

副市長 私がお聞きしてる範囲の中ではですね、通常の会計監査業務とともにですね、一部事務事業の評価とまではまだいっておりませんが、その部分に考え方を少しシフトしたいっていうふうな考え方は聞いております。

委員長 ほかにありますか。

副委員長 私も牧野委員の継続審査に賛成です。説明は本会議なり、ただいまも受けたんですが、なかなかこれ、もし条例が通った場合に市民に対して我々も説明責任を持つわけですので、なかなかこれ、市民に対して自分が納得して説明できるような状況ではありませんので、継続をして引き続き説明を受けたり、いろいろ調査をしたりということで、継続に賛成でございます。

委員長 ほかにいかがですか。

柴田博委員 継続にした場合、どういうふうこれから先やっていくかっていうのは、よく見えてこないんですけど、その辺についてはどういうあれになるんですか。

委員長 通常、ちょっと事務局の見解を求めます。これを仮に継続審査として採決しなかった場合、3月定例会で、どういうふうな手続きになるのか。

議会事務局次長 まず手順をお話し申し上げますと、委員会で継続審査という結果になりましたものを、本会議におきまして委員長さんのほうから委員会の審査報告をまず申し上げます。それに対して各議員さんが採決をとりまして、継続審査ということで可決された場合につきましては、次の会期、現在のところ臨時会をやる予定はございませんので、6月の定例会におきまして再度、総務環境委員会で協議をいただくという形になります。以上です。

柴田博委員 そうすると、それはどんどん、何回も繰り返すことも可能だっていうことだね。

議会事務局次長 理論的には可能です。

柴田博委員 そういうことだね。

委員長 ほかに確認。

柴田博委員 私はそういう意味であれば、それを10回も20回も延々と継続するってことであれば、また話は別だけど、そうじゃない限りは、やはりここできっちり議論をして、いいか悪いかっていう形で決めたほうがいいんじゃないかなっていうふうに思います。

委員長 ほかの御意見はいかがですか。

牧野直樹委員 言った責任があるんで、とりあえず私どももなじみもないんで研究もしたい。長野に行こうが何をしようが、その間の3カ月っていうのはあるんで、その辺はよく調査、研究をして、次回のやつに臨んでいって、その時にはぼくは結論を出したいと思うんで。というのは、代表監査委員の任期が7月までなんで、役所ほうの関係も停滞もしちゃうのも困るんで、その時にもう一度やって、それで納得すれば私はそういう話は出します。とりあえず今回はいきなり出されたもんで、給料のことまで出てくるもんでね、それはちょっとあれだけどよろしくお願いします。

委員長 一つ確認ですけど、人事案件も監査委員に関するね、6月定例会の見込みですか。任期が来るとすれば。

副市長 当然任期が7月17日ですか、そういうことで任期が来ますもんですから、状況とすれば6月議会へお諮りするということになるかと思いますが、これは確定ではなくて。

委員長 見込みというか、なるかという予想ですけども。ほかに御意見ありますか。

丸山寿子委員 継続の意見が出ましたけれども、やはり時代が移り変わっているというような説明が副市長のほうからありましたけれども、まだ県内でも1カ所というような中で、どのような働きですとか、具体的にまだよくわからないその必要性について十分にまだ納得できず、また市民への説明も聞かれた時にできないという状況の中で、研究が必要であると思いますので、私は継続に賛成したいという意見です。

委員長 ほかにいかがですか、討論。これで緊急動議に対する討論を終結してよろしいですか。

金田興一委員 私も継続に賛成の立場で討論に参加をさせていただきますが、今まで何人かの皆さんが言われ

たことがトータルだろうというふうに思いますが、加えて、例えば、じゃ外部監査法人なんかの活用なんかもどうなんだろうとか、あるいは報酬が本当にそれでいいものだろうとか、あるいは先ほど説明がありました、これからは市としても自己決定の拡大をしていきたいんだと、これに伴うものについてもやりたいんだと。いろんな説明をされたんで、やはりそういうものを我々は理解をして市民に説明責任も果たしていかなきゃならん、ということから、私は今回については継続ということで賛成であります。

委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。それでは、議案第3号に対する緊急動議、継続審査とすべきをお諮りいたします。緊急動議に賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 賛成多数。したがいまして、議案第3号は継続審査とすべきものと決しました。

それでは、15分まで休憩いたします。午前11時15分。ちょっと短目ですけどお願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時16分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第4号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第4号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 それでは、議案第4号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をお願いしたいと思います。内容につきましては、議案関係資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、塩尻・朝日衛生施設組合の解散により、一般廃棄物の処理手数料を見直すことに伴い、必要なことを改正するものでございます。

概要の中で1つは、市が許可した収集運搬し、処分する可燃ごみに係る手数料を改めるものと、自ら塩尻、皆さんのお聞きしてます中継施設であります、塩尻クリーンセンターに持ち込む不燃ごみの処分に対する手数料を加えたものでございます。

次の12、13ページ、ちょうど見開きになっておりますので、改正案、現行、縦長に見ていただければというふうに思います。今まで市が収集運搬処分する、これが通常ステーションの収集運搬の内容でございます。市以外の者が収集運搬をし、処分する。これは市が許可した業者の内容でございます。今回市が収集運搬するもの、それから市が許可した者とそれ以外の方が持ち込む場合という3通りになっておりますので、内容につきましては、市が許可した者、それから上記以外の持ち込み、市が処分するものということの3区分に分けさせていただいてございます。その不燃ごみにつきましては、以下同じという有害ごみとして別に分別収集する廃棄物を除く、以下同じ、これは不燃物の下のほうに不燃物という分類がございますので、以下同じという改定をさせていただいたものでございます。市が収集運搬処分をするものにつきましては、変更はございません。

次の市が許可した者が収集運搬処分をするもの、これは今まで146円でございます。この146円の100円が塩尻・朝日、塩尻クリーンセンターへ持ち込む場合の処理手数料でございます。46円が収集運搬料金でござ

ございます。それは10キログラム当たりの範囲で、10キログラムを切り上げておる規定でございます。これを可燃ごみにつままして、10キログラムまでは224円、その後は四捨五入という処理で課金をさせていただいております。224円の中身でございますが、可燃につまましては松塩地区広域施設組合松本クリーンセンター、そこに搬入する150円、これが処分費でございます。プラス74円が収集運搬費という考え方でございます。74円につまましては収集運搬料、1カ月の収集運搬料、収集台数、1カ月に、これは稼働日数が26日でございますが、平成22年8月の一番多い時期です。1カ月の収集量約1,481トン、1カ月に動いた収集台数、これは許可業者の286台、これをもとにさせていただき10キログラム当たり74円という収集運搬経費を出したものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に一番下に追加させていただきましたのは、上記以外の者が持ち込み、市が処分する。これも10キログラム当たりは150円で、それ以降は四捨五入の内容にでもらっていただくものでございますが、この内容につまましては、塩尻・朝日衛生施設組合条例で今まで処分費を100円いただいていたものを、今度新しい共同処理によりまして、市の不燃ごみにつまましては、そのまま市と朝日の新最終処分場で処理いたしますので、ここにその処理料金150円を計上させていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 説明を受けました。質問、ありましたら委員の皆さんからお願ひいたします。ありませんか。

柴田博委員 市が許可した者がというところの部分ですけども、処理料が100円だったのが150円にするって、収集運搬を除いた部分で100円を150円にする理由をもう一度お願ひします。

委員長 100円を150円にする理由、もう一度。

生活環境課長 100円を150円にする。これは収集許可業者が、私どもが共同処理する、簡単に言えば松本クリーンセンターへ搬入するわけです。これは許可業者はそのまま搬入できますので、そこで新しい松塩地区広域施設組合の処理料金の150円を払うっていう形の事務になります。なぜ100円から150円ということですが、市は今まで今の現在の塩尻クリーンセンターの料金を100円でいただけております。これを見直すちょうど時期にですね、150円というのを見直す時期に松本市さんのほうで、まだ100円でございます。松本市がその後150円に改定させていただきました。うちも今のまんま塩尻市で独自にやっていると、150円に改定させていただくという内容でもって進めてはあったわけです。今度は共同処理する中では、150円という処理費を松本の組合の規定によっていただく。うちでいきますと約150円ってというのは、経費が約300円、単独ですとかかります。そのほかのは、松本市さんの場合には154円くらいでございます。それを起点にして150円というのを今まで設定されてきておりますので、この処理料金で投入されます。ですからそのお金が、許可業者が搬入しますと、それは、その分払っていただくということになりますので、150円という内容になったものでございます。

柴田博委員 今までの西部広域、松本市と山形村がやっていた時に10キログラム当たり150円でもうやっていたという、そういうことですね。

生活環境課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 今はそういうことですね。だから例えばそれを今、塩尻は100円だったけど、向こうへ持って燃やす以上は150円にでもらわないと困るという、そういうことなんですか。

生活環境課長 処理費につきましては、一応その経費がかかっておりますので、応分の負担ということで150円で投入をしていただくという内容です。

柴田博委員 考え方で、例えば塩尻市と朝日村から持って行くやつについては、特に100円のままでも構わないってことにもなり得るわけ、実際には、塩尻・朝日でやっていた時も100円を150円にしたいという意向はあったというふうにさっき言ってたけど、それは別にして、何て言うか、決まり上でいけば、松本と山形のほうは150円で今までやっていて、塩尻と朝日の分は100円でやっていて、塩尻市と朝日の分は100円でやってくださいよっていうことはできるんですか。

生活環境課長 理論はそういう議論がございましたが、両方のごみ共同処理に伴う協議によりまして、現行の今ある施設のほうにかかわる経費でいただくということで、150円にさせていただいて協議をさせていただきました。

副委員長 この前、市が許可した収集運搬の部分の可燃性破碎ごみ、粗大ごみっていうので、今度4月からは何かかなり大きいものも壊さなくてそのまま出せるってということだけでも、一般の人たちが出す場合、1立方メートル当たり2,000円かかっちゃうって理解なのか、この辺のところは目方だけなのかちょっとお聞きしたいと思います。

生活環境課長 一般の方が持ち込みをされる場合は、目方も150円です。

副委員長 ある程度大きいのはそのまま出せるってことの理解でいいわけですね。今までと違ってたってのは、何か地域を回って説明してるのとかでは、そういう話だったと思います。

生活環境課長 そのとおりでございます。収集運搬業者がやれば、このものは2,000円になりますが、御本人って言いますか、自分が持ち込んだ場合は、この2,000円のものではなく150円のほうに入ります。

副委員長 目方で言うと。

生活環境課長 はい、目方で。

丸山寿子委員 一番下に新しく加わった部分ですけど、上記以外のものっていうのは、具体的に言うとどういうあれなのか、ちょっとわかるように説明してください。

生活環境課長 先ほども御説明しましたように、自分でそのものを、不燃物の分別しているものを塩尻のクリーンセンターへ持ち込んでいただくというものでございます。

丸山寿子委員 塩尻市とか朝日に関係のあるところの。

生活環境課長 塩尻市、朝日村の市村民の方が持ち込むものについてでございます。

丸山寿子委員 はい、わかりました。

委員長 いいですか。ほかに質問はありますか。ありませんか。なければ、討論もありませんね。

それでは、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第5号塩尻市墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求め

ます。

生活環境課長 それでは、議案第5号をお願いしたいと思います。塩尻市墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、墓地、埋葬等に関する法律の一部を改正するものでございます。

議案関係資料の15ページの対照表を見ていただきたいと思います。墓地、埋葬等に関する法律が、今まで県知事、墓地を許可する場合、県知事の許可でございました。それが知事の権限に属する事務の処理の特例に関する長野県条例ですが、条例に基づいて市町村が行うということになっておりました。今度この地域の自主性の法律改正によりまして、墓地、埋葬等に関する法律の知事権限部門が市長に移りましたので、その引用を削除するものでございます。ですので、この墓地、埋葬等に関する法律の実質的な変化、事務的变化はないものでございます。以上です。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんから質問がありましたらお出しください。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。それでは、討論もなしでよろしいですね。

それでは、議案第5号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第6号 塩尻市一般職の任期付職員の採用に関する条例

委員長 議案第6号塩尻市一般職の任期付職員の採用に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

人事課長 それでは、関係資料を続けてお願いします。16ページ、議案第6号塩尻市一般職の任期付職員の採用に関する条例を説明させていただきます。

提案の理由は公務の能率的な運営を確保するため、専門的な知識経験を有する者を一般職の職員として採用することができるように新たな条例を制定するもので、現在、県内19市中9市が条例を制定している状況でございます。

概要につきましては、お手元の議案第6号をごらんください。議案第6号でございますが、第2条では専門的な知識経験を当該専門的な知識経験が必要とされる、次の各号に掲げる業務に期間を限って従事させることが必要である時に任期を定めて採用するというもので、第1号は、専門的な知識経験者の育成に相当の期間を要するため、適任者を確保することが一定の期間困難である場合。第2号は、急速に進歩する技術や専門的な知識経験の性質上、その有効活用できる期間が一定期間に限られた場合。第3号は、専門的な知識経験をほかの業務に従事させる必要があるため、適任者を確保することが一定期間困難な場合。第4号は、公務外の実務経験を通して得られる最新の専門的な知識経験を必要とするもので、その知識経験を有効に活用することができる期間に限られた場合であり、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんからの御質問を受け付けます。どうぞお出しください。

丸山寿子委員 この条例を制定するに当たりまして、具体的に今後考えられる具体的な専門的な内容というの

を何か想定しているのかどうか、その辺についてお願いします。

人事課長 具体的にこの4月からでございますけれども、学芸員という形で採用を考えてございます。以上です。

丸山寿子委員 博物館等の学芸員っていうふうに考えてよろしいですか。

人事課長 人事につきましては、現在検討中でございますので、一応そういうふうに理解していただいて結構でございます。

委員長 検討中。丸山委員、いいですか。

丸山寿子委員 はい。

委員長 ほかに、質問。

柴田博委員 そのほかに、この条例が通ったとして、今の塩尻市でやっている業務の中で、こんなところにも任期付職員が採用できるというような、したいというようなところがあれば、例えばどんなところがあります。

人事課長 例えば現在上田市では、ポルトガル語の相談員というものがございます。あと伊那市で建築技師、それから図書館長というような方がございまして、本会議の中でも説明させていただきましたけれども、今回東日本大震災の関係で、特に技師が不足しているということがございますので、そういったこともこれから建築技師というものをですね、採用できれば派遣ができるというようになりますので、そういうこともまた検討していきたいと思います。

柴田博委員 これ、もし条例が可決された場合には、こういう人を任期付職員で採用したいというのは、市独自でどんどんできるっていうことですよ。議会には諮ってこないってことで。

人事課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかに、質問。

丸山寿子委員 既に実施している自治体は任期付きっていうのは、今のところどのくらいの期間でされているのか、お願いします。

人事課長 この条例のもととなっております地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのがございまして、ここで最長5年という形で決まっております。例えば上田市とか伊那、伊那の場合は3年というようなことで実施をされております。

副委員長 今は大量退職時代を迎えて、なかなかベテランの職員がどんどん退職するというようなのも背景にあるのかどうか、そしてさっき震災のところへ派遣したいみたいなことをちょっと具体的に出されたんですが、そういうことは考えられているのかどうか、ちょっとお伺いします。

人事課長 確かに昨年の退職者数、多数ございまして、採用についてもそれについてはしているわけですが、どうしても経験豊かな方というのは、すぐに養成することは難しいということがございまして、やはりそういう大量に退職しているという現状を踏まえて、やはり国とかもこういう法律を整備してございますので、検討しております。

2点目の東日本の関係は、これはあくまでも国のほうがこういうこともできますよということで、有益な助言をいただいているわけですが、当市についてすぐに派遣できるかということですね、やはり技師というのは、現時点で不足している状態でございますので、これはまた今後の検討という形になると思います。

委員長 ほかに質問いかがですか。ちょっとね、質問まだあると思いますけれど、私からも聞きたいんですが、ね、さっきの一般職の任期付職員の採用に関する法律ができたのは平成14年ということで、10年前ですよ。この10年間というのは、塩尻市にとっては、そういう需要というか、必要性がなかったのか。何で出てきたのかっていうのは、さっき副委員長からも質問がありましたけれども、もう少し今出てきた理由っていうのをわかるように説明していただけますか。

人事課長 ちょっと重複にはなってしまうんですけども、やはりこの数年大量に職員が退職しているというのも実情でございますし、直接的には東日本の話も国から通知も実際ございますので、それは今までも検討はしておったわけですが、ここでこういう条例を制定したいということでございます。

委員長 何かあまりわかんないって感じです。それとですね、次にもう1個、職員は選考により採用という、この選考の部分ですね、さっき柴田委員からあった、議会には全然諮る必要がないので、言ってみれば自由についていうのかな、自由って言ったら語弊がありますけれども、選考により採用できちゃう。そういう制度上から来る問題として指摘されてるのは、猟官制って言う、ちょっと変な文字だけど、英語で言うとスポイルズ・システムっていう、そういう言葉がありますが、皆さんに説明していただけますか。猟官制とは何か。

人事課長 要は、採用の時点で恣意的なものが入って、一般競争に比べてですね、選考という形になると競争原理が働きませんので、ちょっと偏った採用になるんじゃないかということだと思っておりますけれども、それにつきましては、あくまでもうちの中ですね、しっかり、基本的には採用権という形は、市長以下になるわけですが、その中で検討になりますので、特にその職員がどういう点がすぐれているかというようなこともしっかり見きわめた上での採用になりますので、問題は特に発生しないように努めていきたいと思っておりますけれども。

委員長 そうすると、この条例案の中にある任命権者っていうのはね、具体的にはほとんど市長と考えていいのか、どうですか、そこら辺は。

人事課長 市長、例えば1人が決めるということではなくて、当然、面接、作文の審査等になりますと理事者等、ほかにも総務部長等が入りますので、ただ最終的に任命権者っていうのは市長という形になります。

委員長 実質的にはね。そうすると、先ほどの猟官制が政治的腐敗って言いますかね、人事の私物化などによって、起こり得る可能性としてですよ、政治が腐敗するというようなことは指摘されているわけですが、それを防ぐための手立てっていうのは、どういうふうにつくっていく予定ですか。市長だからそんなことはしないという、そういう期待というか信頼感だけでやっていくのか、それとも客観的に何らかのそういう防御策みたいなものを用意していったほうがいいのか。今のところそういうのはないように見えますけれども、その辺どのようにお考えか、聞かしてください。

人事課長 制度的に整備されれば一番よろしいわけですが、例えば、選考の委員会の検討を作成するというような方法はあるかと思えます。まだ、これについては細かいことはまだちょっとその点は詰めてございませんけれども、特に個人的な意見が通るといふことのないようには努めていきたいと思っております。

柴田博委員 例えばですけど、例えば定年退職される方がいろいろな経験をずっと積んでこられてる方ですから、当然そういう人にもっと働いていただきたいというような場合は、任期付職員としてそのまま3月に定年になって、4月からは任期付職員として採用するという、そういう場合もあり得るということでしょうか。

人事課長 そういう場合もございます。ただ、その職種があくまでも専門的なものでございますので、例えば一般職がそのままっていうことは、ちょっと考えづらいというふうには考えております。あくまでも専門的なそういう知識か、そういうものを持っている者ということになります。

柴田博委員 例えばほかでは、例えば環境の部門とか、そういうようなところで、県なんかもそうですけども、任期付役員の方が部長をやられたりってようなことがありますけど、そういうようなことはないっていうことですか。

人事課長 例えば長野市の場合は、保健所長とか、診療所長とか、そういうある程度医師と言うんでしょうか、そういうようなものがあるんですけども、現在、今のところはそこんところはちょっと考えていないということです。

委員長 ほかに、いかがですか。

金田興一委員 済みません、国の法律を知らないものであれですけども、専門的な知識を有する職員ってというのは、早期退職者もいると思うんですが、退職後何年以内の職員とかというような規定はあるんですか。

人事課長 特に規定はございません。

委員長 だから補足説明すると、再任用ってのはあるんですよ、5年とかね。だけど、それは一般職ってというのは全然少ないわけです。主に民間を意識してる、職員じゃなくて、本当はね、課長。

人事課長 そうです。

委員長 職員じゃないよね。

ほかに質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 いいですか。それでは、質問を終結します。討論がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、討論も終結し、採決をします。議案第6号塩尻市一般職の任期付職員の採用に関する条例は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第7号 塩尻市債権管理条例

委員長 議案第7号を議題といたします。塩尻市債権管理条例を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 収納課長を兼ねてますので私のほうから説明させていただきます。議案集の議案第7号塩尻市債権管理条例をお願いをいたします。そもそもこの債権管理条例を出そうとした理由でございますけれども、また後ほど第2条のところでも市の債権の説明をさせていただきますけれども、市の債権は、1つは自力執行権のある債権とですね、自力執行権のない債権がございます。問題となるのは、今言ったように自力執行権のない私法上の債権、具体的には市営住宅使用料とか水道使用料、こういうものが該当になりますけれども、これはそもそも民法の規定が適用になるということになりまして、時効の援用と言ってですね、時効により利益を受ける者がですね、時効が成立したことを主張するというので、これの援用が、要は債務者が居場所が不明だと、行方不明者

になってしまっていますと債権債務が消滅せずにですね、債権管理上いろいろな問題が生じるということになります。そこで今言いましたように上水道使用料とか、市営住宅の使用料、こういうものが時効の援用を要しないように条例をつくりたいと、こういうものでございます。

では、条例でございますけれども、目的は市の債権の管理について必要な事項を定めるものでございますけれども、根本は債権を適正に管理するということでございます。債務が履行されない場合には、まず督促を行います。督促を行ってもなお履行されない場合につきましては、強制徴収とか強制執行などを行います。それさらに弁済の見込みがないと認められた時には、最後に債権の放棄と、こういう形になりますので、まずは債権を適正に管理していきたいというものでございます。

第2条の定義、これは先ほど言いましたように、市の債権っていうのは、金銭の給付を目的とします市の権利を言います。これは地方自治法の240条、債権のところを書いてあるとおりでございます。(2)から(4)につきましては、その内訳でございます。市の債権のうち、市税は市の債権のうち地方税法の規定に基づく徴収に係るもの。したがって地方税法によりまして、滞納処分ができるという形になってますのが市税であります。それから公課っていうものは、市税以外の市の債権のうち国税又は地方税の滞納処分の例により、この例によって処分ができるものを言う、これが公課でございます。具体的には保育料とか下水道使用料というのが、この公課に入ります。その他の債権、前段私が申しましたその他の債権が、ここで言う市税と公課以外のものを言うということで、先ほど言いましたように、具体的には水道料とか市営住宅使用料、こういうものがあるということでございます。

3条、4条、5条につきましては、それぞれ市長の責務と台帳整備、あるいは徴収計画でございます。

第6条、先ほども言いましたように、その履行期限までに納められない場合には、まず督促を行うということでございます。

それから第7条、これは主に市税と公課でございますけれども、滞納処分ができますので、こういう滞納処分に基づいて滞納処分を行わなければならないと、こういうことになっています。

それからこの強制執行、これが先ほど言ったその他の債権になりますけれども、督促をした後相当の期間、通常20日でございますけれども、なお履行されない時には、次の措置をとらなければならないと書いてあります。これは例外もありますけれども、(1)から(3)のこういう強制執行なりをしなければならないということでございます。1つは担保の付されているその他の債権ということで、これを処分をしてそれに充てるということになりますし、保証人がいた場合には保証人に対して履行を請求するということになります。それから(2)につきましては、債務名義のある債権につきましては、強制執行の手続きをとるということになっておりますし、(3)につきましては訴訟手続き、非訟事件の手続きを含むということになってますが、要は裁判にかけてでもそういうのが取れるようにしたいと、この条例に基づいて、こういうものでございます。非訟事件っていうのはですね、簡易な手続きで裁判所が通常その手続きをしますけれど、そういうのによらなくて簡易な手続きで処理をして公権的な判断をするのが、非訟事件ということになっております。そういうことで、要はこの第8条に基づいて裁判をできることに道を開くものでございます。

それから9条、10条は、ここに書いてあるとおり履行の繰上げとか、債権の申出でございますけれども、徴収停止というものがあります。今言ったその他債権で相当期間を経過しても、この相当期間は通常1年でござい

ますけれども、完全に履行されない時については、次のいずれかに該当して、それを履行させるのは著しく困難、不相当であると認めるときは、その保全とか取立てをしないということで、徴収停止することができるということで、(1)から(3)に書いてありますように、法人である者が事業を休止してるとか、再開する見込みが全くないとかですね、あるいは(2)番目に書いてありますように所在が不明だと、行方不明になっているというようなこと、それから債権金額が少額であると。要は取立てに要する費用に満たないというような少額な場合には徴収停止をすることができるということになります。

それから12条は履行延期の特約等でございます、自治法施行令等に基づきまして(1)から(5)まで、そういう履行延期の特約がつくものでございます。

それから13条免除でございますけれども、その他債権、先ほどから言っております水道料とか市営住宅使用料、これらにつきましては10年を経過した後について、まだ無資力、あるいはそれに近い状態であった場合には、これを免除することができるということのできる規定でございます。

それから最後に、いろんなそういうことをやって、最後に債権の放棄ということになりますので、今言った水道料、あるいは市営住宅使用料等を含む債権につきましては、これから次号に関して(1)から(6)まで、こういう事例があるものにつきましては、その債権を放棄することができるということになっています。1つといたしましては、生活困窮状態、資力の回復が困難というのが1番であります。2つ目として破産法が適用になって責任を逃れた方がいた場合には、それは適用になる、放棄ができるということになります。それから3番目から5番目を飛ばしまして、6番目に債務者が亡くなっているとか、あるいは失そうとか行方不明、これらに準ずる状況にある時には、債権を放棄することができるということになります。

それから15条で報告を言っております。市がこのようなことを放棄した場合につきましては、これを議会に報告しなければならないということで、議会に報告をするようにしておるものでございます。

これが債権管理条例でございますので、よろしく御審議のほどお願いします。以上です。

委員長 説明いただきました。委員の皆さんからの御質問をお願いします。

金田興一委員 内容はわかりましたけれども、どうしてこれ、もっと早くできなだかなっていう、現実に保育料だ、水道料だ、市営住宅、不納決済をいっぱいしてきているわけだよね、今まで。ここらの関係がちょっと、どうして今まで動かなかったって気がするんだけど。

総務部長 おっしゃるとおりでございます、もっと早くやるべきだというふうに思っておりますけれども、つい最近では上田市で下水道使用料のですね、債務問題が新聞報道されまして、本紙でもそういうことがありはしないかということで見させてもらいました。平成16年以降、今言ったように債権債務がずっと残っていくということでございますので、ある程度条例に基づいて放棄するという措置もできるんじゃないかということでも考えたところでございまして、放棄が先立ってしまいますと事務処理もどうも怠慢になっていけませんので、要は債権を適正に管理することがメインだということでございます。ちなみに水道に聞きましたら3,000万円余ということで、今言ったように債権債務がずっと残ってしまいますので、これによってその分は解消できるということでございますし、当然相手方がいて納める意志があるとかいうものにつきましては除いてありますけれども、そういう状況でございます。それから、市営住宅使用料につきましては180万円余ということで、5年経過しているのは1,000万円近くあるんですけども、それ以外につきましてはそういう形で取る、取ると言

いますか、納めていただく努力はされているということでございます。

委員長 よろしいですか。ほかに、質問いかがですか。じゃ、ちょっと考えてもらって。私からちょっと1つね、第15条関係ですけど、特に債権放棄について議会に報告をしなければならない、その報告の仕方ですが、どういう時点とするのか。定例会ごととか、1年まとめてとか、どういう報告の仕方を具体的にやるのかっていうことを。

総務部長 基本的には債権放棄をした直近にかけるのがベターだというふうに思っております。

委員長 はい、わかりました。ほかに御質問いかがですか。よろしいですか。

では、質問を終結し、討論もないと認めますがよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市債権管理条例は原案のとおり可決すべきものと決しました。では、次に進みます。昼。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開します。次に進みます。

議案第8号 塩尻市暴力団排除条例

委員長 議案第8号を議題といたします。塩尻市暴力団排除条例を議題といたします。説明を求めます。

消防防災課長 それでは、議案関係資料18ページをお願いいたします。塩尻市暴力団排除条例についてお願いいたします。提案理由でございますが、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、新たな条例を制定するものでございます。

概要といたしましては、暴力団の排除に係る基本理念、市の責務、市民の責務、事業者の責務などを定めるものでございます。

条例の施行につきましては平成24年4月1日からの施行をお願いするものでございます。

それでは、議案書のほうをお願いいたします。第1条の目的でございますが、この条例につきましては、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項等を定めることによりまして、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的といたします。都道府県の暴力団排除条例の制定状況につきましては、昨年の10月までに全都道府県で行われておりますし、長野県においては昨年の9月1日に施行されたものでございます。また、昨年の12月までの県内市町村の制定状況につきましては、19市においては3市において制定がされておりますし、町村においては15町村で制定がされております。なお3月議会におきましては本市を含め7市が上程しております。県条例では対象が県について規定されておりますので、

市条例では対象を市としております。この第1条の中で市とは市長、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをいうもので、市民とは市内に住居を有する者のほか市外からの通勤者や通学者等、市内における滞在者も含むものです。事業者とは個人事業者と法人がおりまして、事業とは同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいうものでございます。

第2条の定義でございますが、暴力団と暴力団員について定めておりますけれども、この暴力団とは団体の構成員が、集団的にまたは常習的に暴力的違法行為等を行うことを助長する恐れのある団体を言います。指定暴力団員とはその構成員をいいます。

第3条基本理念でございますが、暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、社会全体として推進されなければならない。2項としまして、暴力団の排除は、市、市民、事業者及び法第32条の2第1項の規定により長野県公安委員会から長野県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止等を目的とする団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。この第1項の暴力団を恐れないこと、それから暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと、これにつきましては、いわゆる三不運動のキャッチフレーズでございまして、塩尻市から暴力団を排除するために市民、事業者が持つ基本的な理念として示したものでございます。社会全体として推進ということにつきましては、社会全体の力で暴力団を孤立化、弱体化させ、市民の安全で平和な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与しようとするものでございます。2項の法第32条の2第1項の規定により長野県公安委員会から、これにつきましては、長野県暴力追放県民センターをいいます。各都道府県に1カ所、長野県におきましては長野市にございます。同じく2項で、暴力団員による不当な行為の防止等を目的とする団体、これにつきましては、長野県弁護士会等でございます。

続きまして、第4条市の責務でございますが、市は、前条に定める基本理念にのっとり、県、市民、事業者及び関係団体との連携を図りつつ、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。2項、市は、前項に規定する施策の推進に当たり、青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにすることが重要であることに鑑み、青少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずるものとしたします。この県とは知事、県教育委員会、県公安委員会、長野県警察を含みますが、などの長野県の執行機関のすべてをいいます。2項の青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害等につきましては、暴力団は社会に悪影響を与える存在ですが、暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があることから、それらの影響を受けやすい青少年に対しまして暴力団の真の姿や実態等を教えることによつて暴力団に対する誤った認識を払拭させることで、暴力団に加入したり、暴力団員による犯罪に巻き込まれたりすることを防止する必要があります。将来における暴力団加入者を減少させて暴力団組織を弱体化に導いたり、青少年の福祉を害する犯罪実態を青少年に正しく認識させて、資金獲得のために暴力団が介在する犯罪から青少年を守るためには、青少年に対する教育を推進することが極めて重要であるということでございます。犯罪実態等につきましては、薬物の乱用ですとか暴走族等が含まれます。同じく2項で、青少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずる。これにつきましては、必要に応じて長野県暴力団排除条例第13条に規定する青少年に対する教育等にかかわる支援を受けることをいいます。長野県暴力団排除条例第13条ですが、県は、学校また

は青少年の育成に携わるものが、青少年に対し指導、助言等を行う場において、暴力団が県民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識するための教育等が必要に応じて行われるよう、職員の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うものとするとして定めております。具体的には暴力団の実態等、青少年を取り巻く情勢に関する資料ですとか、暴力追放啓発を内容とするビデオ等の市や警察が提供する情報をもとにする教育あるいは指導でございます。暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、そうした店で働いたりしないようにする助言、あるいは暴力団の資金源となる薬物を乱用したり、暴力団の影響を受けやすい暴走族へ加入することを阻止するための指導等を中学校等で教職員が実施するほか、青少年に対し指導、助言等を行う場に警察職員の派遣を受けて教育を行う等が挙げられます。

第5条市民及び事業者の責務としまして、市民は基本理念にのっとり、自主的に、かつ相互の連携協力を図りつつ、暴力団の排除のための活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。2項として、事業者は基本理念にのっとりまして、その行う事業に関して暴力団と一切の関係を持つことがないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない。次ページをお願いします。3項といたしまして、市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときには、市に当該情報を提供するよう努めなければならない。この1項の施策に協力とは、例えば市が実施をいたします暴力団の排除気運高揚を目的とした集会、暴力追放市民大会等でございます、やパレードに参加すること、あるいは市の事務及び事業における措置等の市が行う暴力団を排除するための施策に協力することを言います。2項のその行う事業に対して暴力団と一切の関係を持つことがないよう、これについては、具体的には暴力団員を雇用、使用すること、あるいは暴力団員と下請契約や資材、原材料の購入契約等を締結することなどの直接的に暴力団に利益を与える行為だけではなくて、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えることとなる関係も含むものでございます。3項の暴力団の排除に資すると認められる情報、これにつきましては、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態にかかわる情報、暴力団事務所の所在地等の組織実態に関する情報、暴力団組織を構成、援助する者の情報等であって、当該情報を認知し保有する市民の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいいます。当該情報を提供するということにつきましては、市民及び事業者は社会生活を営む上で、暴力団に関するさまざまな情報を保有し、また得る機会が多いことが考えられます。市民及び事業者からこうした情報の提供を受けることによって、この条例や長野県暴力団排除条例で定める施策等に反映させ、より効果的な暴力団の排除を推進するために定めるものです。当該情報の例といたしましては、暴力団A組は、B地区の飲食店からみかじめ料を徴収しているといったことですか、企業Cが地元対策費と称して、暴力団D会に利益を供与しているとの話を聞いた。あるいは企業Eは、暴力団F組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。あるいは、どこどこマンションの2階には、H組の関係者が多数出入りしており、組の事務所があるかもしれないなどをいいます。

第6条市の事務及び事業における措置でございますが、市は公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。2項として市は、市の事務事業の契約の相手方に対し、暴力団員又は暴力団関係者を当該契約に係る下請その他の契約の相手方としないよう必要な措置を講ず

ることを求めるものとする。3項として市は、市の事務事業の契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく市に報告をすることその他必要な措置を講ずることを求めるものとするものでございます。この1項の市の事務事業又は事業により暴力団を利する、これにつきましては、市の事務事業を通じて暴力団にとって少しでも有益となる行為を行うことによって、その勢力の維持、拡大に資することとなることをいひまして、この勢力の維持、拡大に資するとの認識がなくて行う行為も含むものでございます。同じく1項の暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、これにつきましては、長野県公安委員会規則で定める者で、役員等が暴力団員であると認められる事業者、あるいは暴力団、または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者等々でございます。それから、同じく1項で市が実施する入札に参加させないこと、これにつきましては、市が発注する公共工事あるいは物品購入等にかかわる関係規定に、入札参加資格等からの暴力団員又は暴力団関係者の排除を規定し、運用する措置がこれに当たります。同じく1項のその他の必要な措置、これにつきましては、市の事務事業の相手方が暴力団員でないことの確認や指名停止の措置のほか、すべての公共調達、給付などの契約等におきまして、締結後に相手方が暴力団員であることが判明した場合などにおける市の解除権を契約書等に記載するなど、市の事務事業が暴力団を利することとなることを防止するために行う措置でございます。2項の契約の相手方としないよう必要な措置、これにつきましては、下請その他当該契約に関連する契約を行う場合については、契約の相手方から暴力団関係者でない旨の誓約書の提出を受ける、あるいは従事者名簿の提出を求め警察に照会。それから名簿の記載内容に虚偽事実がないかどうかを点検すること等をいうものでございます。3項の不当な要求、これにつきましては、刑法の強要、恐喝罪に該当するような違法行為はもちろんです。暴力団対策法第9条、これは暴力的要求等の禁止を定めたものでございますが、これに定めてあります、みかじめ料、あるいは用心棒料の要求ですとか、下請参入要求等に代表される刑罰法令に抵触しない程度のいわれのない金品の要求等をいうものでございます。同じく3項の市に報告をすることその他必要な措置、これにつきましては、公共工事の受注者が自ら当該要求を拒絶すること、弁護士等に対して対応を依頼することなどが考えられます。ここでその他必要な措置を講ずることを求めているのは、市との契約の相手方においても、その責務の範疇において毅然として不当要求に対処するべきであることを示しているものでございます。

続きまして第7条、公の施設の利用制限でございますが、市長若しくは塩尻市教育委員会又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置した公の施設の利用の許可の申請があった場合において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用の許可をしないことができる。2項として市長等は、公の施設の利用の許可をした後において、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めたときは、当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる、そういったことを定めるものでございまして、市が設置した公の施設、これにつきましては市が所有する行政財産のうち、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設でありまして、直営また指定管理者により管理されている施設でございます。それから同じく1項の暴力団の活動を助長し、又はその運営に資する、これにつきましては、暴力団の勢力誇示活動や資金獲得活動等、暴力団に有益な行為でありまして、その勢力を維持拡大するための活動をいひます。例えば襲名披露式であるとか、出所祝い、それからプロレスの興行、歌謡ショーなどの各種興行ですとか、暴力団員によりますところの露天の出店などがこれに当たります。利用の許可をしない、

これの対象につきまして、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することにつながると認められる場合に限られます。したがって、暴力団員が個人的な家族利用といった私利利用の場合は該当しませんが、仮に市民プール等でもかなりの方が入っておりますけれども、刺青をあらわにしたりですとか、暴力団の名称入りの衣類を着用して傍若無人の振る舞いをすれば、暴力団の勢力誇示に当たりますので、利用の不許可の対象となります。2項の当該利用を停止させ、又は当該利用の許可を取り消すことができる、これにつきましては、利用の許可をした後において、その許可を中断して利用を停止させる、または破棄をすることを規定しています。実際、許可を出す時に、果たしてその方たちが暴力団であるかどうかということが、事前にわからないケースがほとんどでございますので、名前等によりまして警察に照会をかけ、わかれば許可を取り消すといったことを定めたものでございます。

第8条市民等に対する支援等でございますが、市は、市民、事業者及び関係団体が、自主的に、かつ、相互の連携協力を図りつつ、暴力団の排除のため活動に取り組むことができるよう、市民、事業者及び関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。この情報の提供とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。助言その他の必要な支援、これにつきましては、市民や事業者等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援の全般を指しまして、具体的には市民や事業者等が安心して暴力団の排除活動等に取り組むことができるよう、その活動に際し、警察に保護措置をとるよう要請して当該者の安全確保に配慮をする。暴力団の資金獲得活動への対処方法に関し助言することなどを含みます。

第9条広報及び啓発、市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう、集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。この集会を開催、これにつきましては、市が主催をしまして暴力追放市民大会ですとか、安全大会等を開催するなど、暴力団の排除気運を醸成し、その活動に取り組むきっかけづくりを行うなどの広報、啓発の場を設け、開催することをいいます。

10条は補則でございます、平成24年4月1日から施行する予定でございますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

委員長 しっかり説明を受けました。委員の皆さんからの質問、どうぞ。

丸山寿子委員 流れるような早さで、ちょっと。確認ですけど、4条の2だったかなと思うんですけど、青少年のところで、例えば啓発ビデオだとか、警察の提供する資料とか情報などを使って健全な育成のための措置を講ずるっていうふうに伝わってよかったですかね。

それともう1点、教育の場に警察が介してっていうようなところがあったかと思うんですけど、ちょっと飲み込めなかったのであれなんですけど、この場合、警察は教育の場に、その場にいるという場合に、例えば情報提供というような何かの講師のような役割でそこにいるのか、それとも何か不測の事態を避けるためにいるのか、どういった点なのかなということ、その辺ちょっとわからなかったんでお聞かせください。

消防防災課長 警察機関に対しましては、学校から要望とか依頼ですね、があった場合に出向いていただいて教育の補助という形でお話をさせていただけると、そういうことでございます。

丸山寿子委員 ですので、じゃ情報提供っていうか、実情だとかそういった話を含めて、警察の方が話をしに行くということよろしいですか。

消防防災課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

柴田博委員 この条例ができることによって、今まで暴力団の排除についてどんなことができなかつたことができるようになるっていう、そういうことをちょっと簡単に。

消防防災課長 非常に難しい質問でございますけれども、今現在塩尻市の暴力団組織はないです。ただ他の障害、いわゆる構成員っていう方は塩尻にもいるようなんですが、組織としてはなくて。今まで、例えば一番わかりやすく言えば、今までお祭りですとか、そういう市民大会の露天商ですね、露天商が、暴力団組織がかかわる露天商がかなり多かったようなんですが、この排除令ができたことによりまして正当な露天商組合、これが今現在表に出てまいりまして、その方たち、いわゆる正統な露天商組合のみで露天を行っているっていうような事例が既に出てまいりました。これは諏訪の関係ですけど。諏訪の花火の関係で、大分そういうふうのが出て来るといった状況は聞いていますし。ただ、まだここ数年来、塩尻市内で暴力団を排除したという実態が実際はないそうです。ですので、具体的にすぐ今からどうのこうのという結果があらわれるかという、それは非常に難しいところでございますけれども、最近では、暴排条例とはちょっと別ですが、市内でかなり夜、客引きが大門でも行われているといったような事例がございまして、暴排条例とは直接関係ございませんけれど、検挙したといったような事例も報告されてますので、いわゆる市全体で排除に向けて行くということが可能であることが考えられます。

委員長 ほかにいかがですか。

務台昭委員 今、るる説明いただいたんですが、この条例は条例としていいんですが、条例の実施の細則というか、そういうものはその後出るのか出ないのか。というのは、こういうことに対してこんな配慮をして暴力がないようにするぞという文句はうたってあるが、こういうケースの場合にはこんな取り組みをするというような具体性を持たしたそういう要綱を、さらにお示しになるのか、そういうあれはおありかどうか。なぜ私がそういうことを言うかっていうと、この条例については各市町村、今流行なんて言うとおかしいが、どこでもこのことに必死で取り組んで、体裁上は皆さん、こういうのを全部つくるんですが、具体性がなかなかない。こういうケースの場合にはこんなふうに動くんだぞ、こういう組織でこうやりますよっていう、そういうようなものを警察とかいろいろな機関と相談なすって、ある程度それに基づいた実施要綱というか、何かそんなものが今後必要になるうかと思うんですが、これらについてどんなふうにお考えでしょうか。

消防防災課長 確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、今現在ではですね、必要な要綱等を定めるという予定はございません。10条の補則にもありますように、今後必要な事項等につきましては定める可能性もありますけれども、現在の段階では細則をつくる予定はございません。それで、警察等との打ち合わせの中で、例えば先ほど少し話をしましたが、今現在市民プールにはかなりの、若者の刺青にかかわるファッション性のあるタトゥーっていうものでございますけれども、昨年あたりはどうも市外の暴力団であろうと思われる方たちが、来場しているといったような情報も来てます。そんな時に、いるだけでは排除する対象にはならないんですけれども、周りの入場者等から事務室に、恐いから排除してくださいっていった依頼があったような場合については、なかなかその場で市の職員が出てけといったようなことを言えない部分もございますので、警察に通報した時には、直ちに駆けつけていただいて対処していただけたらとか、そういったことは確認をさせていただいております。

あと、市の行うイベント、あるいは町村、夏祭り等のイベントの露天商にかかわる分においても、それらしいという方がいるという通報をしていただければ、警察署からすぐに飛んで来ていただけるっていったような確約はいただいておりますので、そんなことで対処していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

務台昭委員 大体そういうものかなとは想像はしてたんですが、大綱をつくるというような場合には、ある程度ですね、実態に即してそれができていくわけですから、まだ実態がないから、始まりだからこれでいいかと思うんですが、だんだんやっていく間にですね、先ほど御説明にあったように、警察や関係機関からいろいろな情報が入ってきた時に、より具体的に私が要求してるそういうものが出るかなと、こんなふうに考えているんですが、それまでは出しませんよっていう考えじゃなくて、今後、できたらそういうやっていく中で、これを基本にする中でさまざまな問題が出てくると思いますので、警察との話の中で越権行為にならないような立場で、何かそういうものをおつくりになって実施していくと、こういうことが望ましいと思うんですが。今、やるとかやらんじゃなくて、参考までにそのことを言っておきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 答えは、要望でいいですか。

務台昭委員 はい、いいです。

委員長 ほかに、質問いかがですか。

五味東條委員 この暴力団の決める一番の問題は、この6条にあると思うんですよ。私は特に暴力団関係と密接な関係のある者、この者をてっぺんでやる必要があると思うんです。だから例えば、ここに記載してあるけども、暴力団関係者っていうのはね、その下へ行って公共事業等やらないとかいう規定はしててるんですけど、具体的に、じゃ暴力団と密接に関係のある者という者は、どういうふうに調査をするんですか。

消防防災課長 確かにおっしゃりとおりで、ここは非常に難しい部分でもございます。暴力団員の名簿につきましては、警察のほうにございます。本当の構成員であれば照会をかければすぐわかりますけど、その方と関係があるかっていう部分については非常に難しい部分がございます、この辺についても、どうしていったらいいかっていう部分もまだ警察と詰めている段階でございますし、非常に難しい部分があるということは認識してまので、その辺、警察署と情報を密にすることでと思っていますので。

五味東條委員 じゃ、要望ですが、そういったことを密にしてください。ここが一番わからないところだと思うんですよ。はっきり言って暴力団員っていうのはね、きちんと自信を持って自分で職業でやっている人が多いわけ。特に上の人たちはね、結構紳士なんですよ。だけど要は、その関係の、塩尻には完全な団員ですか、大きな暴力団の組織はないと思うんですけど、それに関連する関係の方がね、要するにあれなもんで、その辺は警察は大体つかんでいると思うんですよ。だから、これから例えば公共事業をやるとか、いろんなことをやった時に、その下請けだとか、いろいろ発注だとか、そういう人たちに対してのことに對しては、ぜひ密接な連絡をとっていただいてね、それと密接な関係にある者という暴力団関係者だとか、そういった者にぜひ、その辺はですね、注意を払ってやっていただきたい。要望です。

委員長 要望で。

五味東條委員 いいです、はい。

委員長 またいろいろわからないことがあったら、五味委員に相談してください。

ほかに質問あります。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないので質問を終わります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 なしと認めます。議案第8号塩尻市暴力団排除条例は、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定による規模を定める条例

委員長 議案第9号公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定による規模を定める条例を議題といたします。説明を求めます。

企画課長 関係資料の19ページをお開きいただきたいと思います。1の提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されることに伴いましての条例を制定するものであります。この条例についてですが、議案の第9号のほうをごらんいただきたいと思いますが、先ほどのような難しい条項とかなくてですね、1条あるだけなんです、いわゆる公有地の拡大、公拡法と言っておりますが、その施行令の第3条第3項であります、土地を譲渡する場合の届出義務でございます。このただし書の規定というのは、市にあっては条例でその規模を定めるということになっておりまして、法の状況でいきますと200平方メートル以上ということであります、その規模につきまして、今回100平方メートルとするものでございます。なお、この義務につきましては、現在、県条例で定められておりまして、この条例によりまして4月1日からも現在同様、県事務を引き継ぎ実施していきたいというものであります。

条例の施行につきましては平成24年4月1日から施行するものでありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんから質問をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 では、質問を終わります。討論を行います、ありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。ないようですので、議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 なしと認めます。議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第10号 塩尻市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例

委員長 議案第10号塩尻市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例を議題といたします。説明

を求めます。

生活環境課長 それでは、議案第10号をお願いしたいと思います。議案関係資料の20ページをお願いしたいと思います。なお、また議案第10号のほうに戻りますので両方をお願いと思いますが、提案理由でございます。塩尻・朝日衛生施設組合の解散により、一般廃棄物の処理手数料の一部の徴収を証紙による方法とすることに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

内容は、証紙の種類とか売りさばきの手続等について規定させていただいているものでございます。なお、これにつきましては、塩尻・朝日衛生施設組合の平成17年10月よりの有料化に伴いまして条例化し、現在行っている内容のものでございます。

それでは、議案第10号の条例について簡単に御説明させていただきます。これにつきましては、現在、一般の家庭から出されるごみの料金を60円、30円、15円というふうに条例で規定させていただいております。その徴収方法について地方自治法に定める証紙による収入の方法を決めているものでございます。

2条におきましては、徴収するものは歳入として、手数料として入れなさいということ。

それから3条ではそこにあります15円、それから30円、60円の証紙の種類を規定させていただいております。これは先ほどありました条例のその金額と一致しておるものでございます。

証紙の形式は市長が別に定める。これは規則のほうで定めさせていただきまして、今現在ある塩尻・朝日衛生施設組合の証紙と同じように、塩尻市という形で作らせていただく予定であります。それから、これにつきましては、4条で領収書を発行しない。それから著しく破損したものは無効とする。それから他の証紙とは交換ができないということになっております。

それから、証紙の売りさばきにつきましては、第7条で届出制で市長が告示をして認めるという内容でございます。

それから、8条で売りさばき人の責任でなくて損傷した場合には、それを交換することができるという内容でございます。

次の2ページ目をお願いしたいと思います。売りさばきの方が氏名変更等ありましたら届出してください。

それから、やめる場合には30日前に市長に申し出てください。それから、必要な資力と信用を失った場合には、指定を取り消しますという内容でございます。

それから一番下の経過措置をお願いいたします。現にある解散前の塩尻・朝日衛生施設組合の証紙は、この条例の施行としたものと認めるという内容でございます。条例はこの平成24年4月1日からここに施行させていただくわけです。

なお、売りさばき人、小売店ですが約120店舗、それから問屋さん、そこに卸をしている問屋さんが4店舗、現在、塩尻・朝日衛生施設組合で届出を受けて実際に行っている数でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明を受けました。委員の皆さん、質問等をお願いいたします。どうぞ。

丸山寿子委員 初歩的なことで。済みません、証紙とありますけど、今現在使っているごみを入れる袋のことでいいんですか。

生活環境課長 有料化の時には2種類、証紙だけってのと紙に印刷したのとでございます。今は、ほとんど紙に

印刷してございます。その出回りについて組合条例で規定しておりますので、今回市の条例で規定されるという内容でございます。紙じゃない、済みません、今現在使っているごみ袋に印刷されている証紙について規定させていただきます。

丸山寿子委員 済みません、もう一度お願いします。以前、いろいろ改定というか変わった時に、前の袋も使えるようにその分何か印刷して、その分何かってようなことがあったんですけど、今度組合ってというか変わるわけなんですけど、前のものがある場合は、それはどう。

生活環境課長 今、一番最後に経過措置として、現在のものも使えるということであります。

丸山寿子委員 済みません、失礼しました。はい、わかりました。

委員長 ほかに質問、ありますか。

金田興一委員 4条の領収書を発行しないっていうのは、一般市民には関係ない話ですね。卸人だとか売りさばき人、直接市から仕入れる人の話であって、一般市民にも該当する話ですか、4条は。

生活環境課長 領収書を発行しないっていうのは、一般市民がそこでそれを購入したという形の領収書が来ますが、市のほうでは、それについて領収書を、うちのほうでは、市の証紙なんですけど発行しないというふうになってます。

金田興一委員 一般市民はえらい関係ないでしょう。それを聞いてるわけ。

生活環境課長 関係ございません。普通の商店のほうにあります。

委員長 だから、市が領収書を発行しないためにこういうことを書いただけ。

柴田博委員 一般市民がっていうことですよ。そういうことですね。

委員長 ほかに質問ありますか、ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

委員長 では、質問を終わります。討論もありませんね。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に移ります。

議案第16号 事務の委託について

委員長 今度は議案第16号ですね。議案第16号事務の委託についてを議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 済みません、説明もあれで申しわけないです。簡潔に説明させていただきます。議案第16号事務の委託についてをお願いしたいと思います。これにつきましては、朝日村のごみ処理の事務の委託を受けることについて、地方自治法に基づく内容を別記のとおり提出したものでございます。

議案関係資料の38ページをごらんいただきたいと思います。今申し上げましたように受けることについて、議会の議決を求めるものでございます。平成24年4月1日から別記の規約の内容に基づいて、朝日村の事務の一部の委託を受けるものということとなっております。

それでは、議案第16号の1、2ページの別記をごらんいただきたいと思います。地方自治法第252条の1

4 第 1 項の規定により、平成 24 年 4 月 1 日から次の規約により、朝日村のごみ処理の事務の委託を受け、その事務を管理し、及び執行する。その規約の内容でございます。

まず第 1 条は委託事務の範囲でございます。ごみの処理の事務の管理及び執行を塩尻市に、朝日村さんは委託をする。その内容につきましては、収集、運搬、処分に関する事務。それからごみの収集、運搬及び処分に係る手数料、先ほど条例をしていただきました。徴収に関する事務ということでございます。

経費の負担でございますが、朝日村さんもその負担をする。経費の額につきましては、塩尻市長が朝日村の村長さんと協議をして定める。これにつきましては、松塩地区広域施設組合の分担金等の内容も含めまして、今回朝日村さんの委託の内容につきましては、人口割でやっていこうという内容で今協議を進めているところでございます。その分につきましては、塩尻市長は朝日村村長さんにそれを送付しなければならないということになります。

3 条では、その委託事務の管理、執行に係る収入及び支出につきましては、塩尻市の歳入歳出予算に計上するものとする。それから委託事務の管理執行に伴い徴収する手数料の収入は、塩尻市の収入にする。第 5 条では委託事務の管理執行に係る予算の残高は、翌年度における委託事務の管理執行に係る経費に繰り越すことができます。それを繰り越しの生じた繰越金の内容等を朝日村村長さんに提出するという内容でございます。

決算の場合の措置ということでございますが、塩尻市長は決算をした時には、この委託事務に関する部分を朝日村村長さんに通知するものとする。

それから、塩尻市長は委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、朝日村村長と連絡会議を開くものとする。ここで連絡調整会議という形をとります。

8 条でございます。塩尻市長は委託事務の管理、執行について適用される条例、それからその規則、その他条例等を新たに制定、または全部、一部を改正する、廃止する場合には、当該条例を朝日村村長に通知しなければならない。朝日村の村長さんは、直ちに当該条例を公表するという内容でございます。

附則のほうをあわせて見ていただきたいのですが、朝日村村長さんはこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する塩尻市の条例等が、朝日村に適用される旨をこれらの条例とともに公表する。それから委託事務の全部又は一部を廃止した場合は、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、塩尻市長がこれを決算する。この場合、決算に伴い生じる剰余金は、速やかに朝日村に還付しなければならないという内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。8 条のところ、この条例に関する条例でございますが、先ほど来出ております一般廃棄物の処理の条例、それから収入証紙の先ほどの条例、これが今のところ朝日村さんに塩尻市が通知しなければいけない条例だと考えております。以上です。よろしくお願ひします。

委員長 説明を受けました。委員の皆さんから質問をどうぞ。

柴田博委員 委託事務の範囲のところ、1 条のところ、収集、運搬及び処分まで入っているってことは、朝日村から集めたごみを燃やす時には、塩尻市のごみとして燃やすという、そういうことですか。

生活環境課長 燃やす、収集、運搬、処分というのは、可燃物の収集ばかりではございませんで、例えば先ほど出てまいりました不燃物のごみ、これは塩尻市で今、朝日村さんと一緒に集めて組合でやっております。それについては、松本のクリーンセンターで共同処理するわけではなくて、塩尻市と朝日村に戻っていく業務になります。それを朝日村さんは塩尻市に委託をして、現在と同じ状態の収集、運搬をしていきたい。それで処分が入

るのは、最終処分場に破碎をして入れますが、その処理するのが処分という形になります。

柴田博委員 そうすると、可燃物を燃やす部分については、塩尻市が持って行ったのは塩尻市、朝日村から持って行ったのは朝日村としてカウントして、それぞれに見合う灰を持ち帰るとい、そういうことになるの。

生活環境課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかに質問はありますか。

副委員長 これでいくと朝日村長に通知するだけっていうことは、事前に、変更する場合に朝日村との協議っていうか、それはなしで塩尻が勝手に決めて通知さえすればいいみたいな文章になってるが、その辺ところをもっと。

生活環境課長 そういうわけではございませんで、調整会議を、塩尻市長とそれから今度持つことになっております。そこで調整させていただき、必要なものの条例改正があれば両方でやるということになっています。

委員長 ほかに質問はありますか。

丸山寿子委員 経費のところ、人口割でということでしたけれども、人口割とした一応理由。それと塩尻市は大変ごみの出し方がいいということで、県内でも非常にトップクラスと言われていますが、朝日村も同様なかどうか、その辺について。

生活環境課長 まず、県内での分別方法は、朝日村さんも非常に分別方法を徹底していただいておりますので、組合のほうとしても塩尻市と朝日村の分別方法は非常にいいと、よい状態ですので御理解をお願いしたいと思いますし。

丸山寿子委員 人口割。

生活環境課長 人口割ですね。今回委託事務を受ける内容につきましては、収集運搬業務、要は収集する、それを効率的に、今の組合立でやっているのと同じような状態を保とうということで考えてきております。組合立の場合には人口割が3割、それから搬入割が7割という規定になっておりますが、今回のこの委託事務の主なメインのところは収集運搬でございますので、それはその計画を立ててやるのについては、それぞれの市村の人口の、要は人がいるのに対してその出たごみについて市村が責任を持って処分するという考え方で、人口割という形をとらせていただいているものです。

丸山寿子委員 いいです。

委員長 いいですか。ほかに質問ありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんね、では、質問を終わります。討論はありませんね。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、議案第16号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 なしと認めます。議案第16号事務の委託については、原案のとおり可決すべきものと決しました。じゃ、ちょっと区切りの関係もありますんで、10分、午後2時までね、休憩します。

午後1時50分 休憩

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

議案第18号 平成24年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

委員長 議案第18号平成24年度塩尻市一般会計予算の中の当委員会に付託された部分についてを議題といたします。審査は区切って行います。まず慣例に従い歳出から行います。予算書の69ページから124ページまで、議会費から総務費を一つの区切り範囲といたします。あと、残りの歳出をまた一つの区切りでやって、あと歳入、3つに分けてやる予定ですので、関係職員の皆さんは、それを見計らって休憩を利用して出入りしてくださるようお願いいたします。その前に何か、歳出からすぐ入っていいですか。何かありますか。いい。それでは、69ページですね、議会費から説明をお願いいたします。

人事課長 それでは、御案内のように議会費の説明に入ります前に、人件費につきまして各科目に共通した内容でございますので、私のほうで一括説明させていただきます。人件費につきましては、該当科目ごとに給料、手当、共済組合負担金、あるいは嘱託員報酬、社会保険料等をそれぞれ計上してございますが、議員の皆さん、それから理事者の特別職につきましては、先ほど議案第2号で御審議いただきましたように平均で1.56%を、一般職につきましては昨年の人事院勧告によりまして、月例給で平均0.23%それぞれ減額となっております。したがって基本的には、人件費につきましては減額の計上となっておりますので御理解いただきまして、以下、人件費につきましては、各課長からの説明は省略させていただきますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

議会事務次長 それでは、議会費からお願いいたします。予算書69、70ページ、予算案説明資料につきましては1ページになりますのでお願いいたします。1款議会費、本年度予算額の総額でございますけれども、2億3,900万円余でございます、前年度対比3,200万円余の減となっております。減となりました大きな要因は、議員共済費負担金の負担率の改定に伴うもののほか、議員報酬の改定などによるものが主な減の原因となっております。

それでは、説明欄で概略を御説明申し上げます。まず1つ目の白丸、特別職給与費のうち議員報酬並びに議員期末手当につきましては、議員報酬が改定されたことに伴いまして昨年度対比約195万円余の減額となっております。また、その下の議員共済給付費負担金5,322万円余につきましては、負担率の改定が100分88.5から100分の57.6に改定されたことに伴いまして、前年度対比約3,400万円余の減額となっております。

それから、3つ目の白丸、議会活動費の上から6つ目の黒ボツ、費用弁償432万9,000円でございますけれども、これは市議会議長会の総会や常任委員会行政視察などの費用弁償でございます。

それから下から7つ目の黒ポツ、備品購入費でございます。440万円でございますが、これにつきましては、全員協議会室並びに第一委員会室におけます質疑、答弁等を聞きとりやすいものとするために、両会議室に音響等の放送設備を設置しようとするものでございます。議会費につきましては以上でございます。

人事課長 それでは、73、74ページをお願いしたいと思います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄3番目の白丸でございますけれども、職員給与費のうち2段目の黒ポツ、一般職手当5億9,300万円余でございます。このうち退職手当につきましては15名分、3億8,900万円余でございますが、平成23年度当初は11名分2億7,600万円余ございましたので、約1億1,300万円余の増となっております。以上でございます。

庶務課長 その下の一般管理事務諸経費をお願いいたします。3つ下の経費でございますけれども、全部で3,200万円余でございますのでお願いいたします。この経費につきましては、庶務課の経常的な経費でございます。主なものにつきましては、上から3つ目の消耗品費でございますけれども、本庁内で使用するコピーの用紙でありますとか、印刷の用紙、インク代でございます。5つ下の電話料につきましては庁内の電話料でございます。この項目では全体で昨年より300万円ほど減額となっております。これは消耗品費、印刷製本費が今まで集中管理で行ってございましたけれども、今年度より各課管理に移ったため、予算書等の印刷予算が各課に移ったことによるものが主なものでございます。次のページ、76ページをお願いいたします。上から2番目、自動車等借上料でございますけれども、庁内の共有車両として庶務課が管理しております、債務負担でお願いしております自動車9台分の借上料、それから民間から大型バスを借りておりますし、除雪車両を借り上げてございますその費用でございます。1つ飛んで有料道路等使用料につきましては、職員の出張等にかかります有料道路の使用料でございます。以上でございます。

秘書広報課長 そのページの1つ目の丸、秘書事務諸経費でございます。711万円でございますが、平成23年度に比べまして0.2%の減でございます。1つ目の黒ポツですが、市長表彰審査委員会委員報酬でございますが、市議会の正副議長と総務環境委員長の3名の皆様の委員報酬でございます。1つ飛びまして市長表彰等記念品代で24万4,000円でございます。毎年11月3日に市長表彰を行っておりますが、この功労賞とか記念品代8人分でございます。また義務教育9カ年皆勤者の記念品代20人分も含まれております。次に2つ飛びまして交際費110万円でございますが、市長の対外的活動や交際上必要とする経費でございます。香典や生花代、各種会議等の会費でございます。次に1つ飛びまして食糧費40万7,000円でございますが、理事者来客の賄い費でございます。6個くらい下でございますが会議出席負担金でございます。これは昨年度よりも若干ふえてございますが、2年に1度開催しておりますジャパン<漆>サミットがございまして、その負担金がふえてございます。その下、全国市長会負担金、またその下の県市長会負担金でございますが、各市長会の市の規模に応じまして均等割、人口割で負担しているものでございます。一番下の黒ポツですが、信州塩尻会事業補助金37万円でございます。東京、名古屋、大阪で開催いたします塩尻会の事業補助金でございます。なお、関西塩尻会につきましては、平成20年度から隔年開催となっております。平成24年度は開催することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

庶務課長 その下の庁舎施設管理費5,900万円余でございます。この経費につきましては本庁舎と共有車両の燃料費、それから電力使用料、上下水道使用料、営繕修繕などの経費で、庁舎の施設管理に要する一般的な

経費でございます。次の78ページをお願いいたします。上から4つ目の庁舎管理業務委託料は、庁舎の清掃業務、また定期的な検査等々の管理業務を委託している委託料でございます。10行くらい下の電話交換業務委託料は、市の内線電話約500回線くらいありますけれども、その電話交換業務にかかる委託料でございますし、2つ飛んで電話交換機借上料、その下の議場放送設備借上料は、機器の借上料を債務負担行為をお願いしているものでございます。昨年よりここで500万円ほど減額になっておりますけれども、年次的に庁舎の改修工事等を前年までしておりましたが、庁舎の耐震化にあわせて大規模改修等を行う予定でありますので、この額については年次的に行わず補修程度にしてあるものでございます。その下の丸、一般管理事務負担金につきましては、会議、各種協会への負担金であります。その下の丸、平和祈念事業につきましては、平和祈念の集い、また中学生の平和教育研修の経費でございます。以上でございます。

監査委員事務局長 その下の丸、固定資産評価審査委員会費につきましては、総額が31万5,000円ということで、前年に比べまして10万円の増となりました。増加した主な理由につきましては、3年に1度の評価がえが行われることによりまして、審査申出件数、それから会議開催回数の増加等が予想されますので、委員報酬や費用弁償を増額したものでございます。以上です。

秘書広報課長 79、80ページをお願いいたします。一番上の丸でございます、都市交流事務諸経費27万7,000円でございます。こちらは平成23年度に比較しまして、33.6%の減でございます。まず1つ目の黒ポツ、有料道路等使用料でございますが、姉妹都市訪問市民号とか物産展の関係の高速料金代でございますが、南伊豆町の市民号が隔年開催のため減額となっております。次の黒ポツ、各種協会等負担金でございますが、1万円でございますが、県の日中友好協会の負担金でございます。次の黒ポツ、都市交流協会補助金でございますが10万円でございます。平成23年度が20万円ございましたが、10万円の減額となっておりますが、都市交流協会が実施いたします姉妹都市との親善交流に要する事業補助金でございます。以上でございます。

人事課長 次の丸、職員支援事務諸経費ですが、一番上の退職職員等記念品代につきましては、年度末までの退職者及び20年の永年勤続職員に対するの記念品代でございます。5つ飛びまして職員採用試験事務委託料ですけれども、これにつきましては職員の採用試験にかかわります委託料で、日本人事試験研究センターに委託するもので、教養試験、専門試験、職場適応性試験の委託料です。以上です。

庶務課長 その下の丸でございますけれども、庁舎大規模改修事業1,600万円をお願いいたします。この経費につきましては、庁舎の耐震化を図るためのものです。庁舎の耐震化につきましては、平成19年に耐震診断を実施いたしまして、公共施設として補強対策が必要であるとの診断を受けております。東日本大震災以降、災害復旧の拠点となる市役所庁舎の機能維持が極めて重要であることが再認識されたことから、本年から3カ年計画で実施をお願いしたいものでございます。また本庁舎は建築後38年経過しておりますことから、耐震化工事とあわせて大規模改修も行いたいものです。来年度につきましては、まず本庁舎の修理箇所の現況調査を行いまして、耐震補強工事の方法や工期や費用面等を総合的に検討する中で、具体的な改修計画を策定するための経費をまずここで工事調査委託料として600万円お願いし、その後、実施計画としまして、工事実施設計の委託料として1,000万円をお願いしていくものでございますので、よろしく申し上げます。

その下の文書事務費でございますけれども3,100万円でございます。この経費につきましては、文書の郵送でありますとか、例規集の管理に伴います経費でございます。郵送料につきましては、庶務課で集中管理をし

ているもののうち、庶務課持ちの予算で2,500万円余をお願いするものですし、その下の例規管理システム委託料につきましては、サーバー等の保守管理から例規審査のデータの更新という経費を計上させていただくものでございます。以上でございます。

秘書広報課長 その下の丸、広報広聴活動事業3,542万1,000円でございますが、こちらは前年度に比べまして2.4%の増でございます。5つ目の黒ポツでございますが、広報モニター謝礼と市民リポーター謝礼でございますが、公募によりますモニター4人、リポーター2人の活動謝礼でございます。その3つ下、消耗品費でございますが、昨年度に比べまして増額となっておりますが、こちらは行政チャンネル用の消耗品が増となっております。一番下の黒ポツですが印刷製本費でございます。こちらは広報しおじりの2万2,200部の印刷代でございます。

次のページをお開きください。81、82ページでございます。上から2つ目の黒ポツでございますが、車両修繕料、これが増額となっておりますが、こちらにつきましては、ことしの5月に公用車がリース切れとなることに伴います名義変更の関係で、車検代等の関係で増額となっております。5つ目くらいの下でございますが、オフトーク放送広報料でございます。こちらにつきましては、農事放送農協のサラダトークを利用する旧市地区別の放送料でございます。その下、有線テレビ広報事業委託料でございますが、こちらはテレビ松本に委託してございますが、テレビ広報しおじりの制作とか、行政チャンネル用の市政ニュースの作成、また地域からの情報番組の作成と、送出機器の保守点検委託料と回線保守の委託料が集まっております。次にその下、広報配送仕分作業委託料と公報配布委託料につきましては、シルバー人材センターに委託しておるものでございまして、広報の仕分け作業、またタックシール貼り等の作業の委託料でございます。その下、番組制作放送委託料でございますが、こちらはムービー広報室用の動画作成の委託でございます。こちらもテレビ松本に委託するものでございます。その下、広報テキスト版作成委託料でございますが、こちらにつきましては、情報弱者の利便性に配慮いたしまして、音声読み上げソフトに対応いたしました広報テキスト版を作成するものでございまして、長野サマライズセンターさんに委託するものでございます。その下、自動車等借上料、こちらにつきましてはリース切れに伴いまして、4月と5月分の借上料でございます。次にその下のパソコン等使用料でございますが、こちらは広報の紙面編集用のDTPというパソコンがございまして、こちらの使用料でございます。その下、オフトーク使用料でございますが、94台分のオフトークの使用料でございます。その下、行政チャンネル支所STB使用料でございますが、こちらにつきましては、行政チャンネルを見るためのチューナーの関係で、榑川支所を除く11カ所の支所にチューナーを置いてございまして、その使用料でございます。次のJASRACと備品購入費につきましては、予算案説明資料の4ページをお開きをいただきたいと思っております。まずJASRAC使用料でございますが、行政チャンネルの番組作成に当たりまして、今までは音楽、例えば小中学校の音楽会等をですね、音楽の放送をするものにつきましては放送することができなかったんですが、この日本音楽著作権協会の使用料を支払うことによりまして、こういったものも放送できることとなりますので、番組制作の幅ができるというものでございます。そして、備品購入費でございますが、エアコンとブルーレイレコーダー、そしてオーディオプロセッサー、この3点の購入費でございます。まずエアコンでございますが、行政チャンネルの番組送出器が秘書広報課のほうにございますが、夏場の高温から守るためにエアコンを設置するものでございます。ブルーレイレコーダーでございますが、行政チャンネルの関係で放映いたしました番組を保存するために、これを購入する

ものでございます。オーディオプロセッサーでございますが、朗読ボランティアの皆さんにお願いして音声による広報をやっておるんですが、その録音性能を高めるために購入するものでございます。以上でございます。

会計課長 では、同じページですけれども3目会計管理費になります。会計事務諸経費ですけれども、平成23年度に比べまして111万8,000円余ほど増額になっております。これは、先ほど庶務課長から説明がありましたように、必要なところに組みかえをしたということで、今まで庶務課の予算で決算書、それから支払通知書を印刷しておりましたけれども、これを会計課予算に組みかえたものです。それから、一番下の黒ポツの備品購入費になりますけれども、これは分任出納員等の受領印につきまして、計画的に購入をしていくものです。以上です。

財政課長 その下の財政管理事務費は100万3,000円で、前年度対比49万1,000円増でございます。印刷製本費の50万7,000円のうち50万円が増額でございますが、これは今言った予算書の印刷製本費でございます。庶務課の一般管理費から移動したものでございます。

次のページをお願いいたします。財産管理事務諸経費は5,857万6,000円で、前年度対比63万2,000円の減額でございます。真ん中より少し下のほうにございます特殊建物定期報告委託料171万5,000円がございまして、これは建築基準法によりまして保育園等の施設は2年に1回、学校等の校舎等につきましては3年に1回の実施となりますが、これが前年度対比で65万4,000円減額となるのが要因でございます。そのほか全国市有物件災害共済会分担金596万円につきましては、庁舎や学校などの建物の火災保険と公用車の自動車保険でございます。また土地等賃借料4,150万8,000円につきましては、職員駐車場や保育園用地などの賃借料でございます。

次の基金積立金は1億1,454万4,000円で、前年度対比5,543万4,000円の増でございます。下から3つ目の合併振興基金元金積立金につきましては、積み立て計画によりまして、平成23年度は5,000万円でございますが、これを1億円の積み立てとしたことにより増額となるものでございます。

次のページをお願いいたします。1つ目の白丸の土地開発基金繰出金は、利子の積立分21万6,000円でございます。以上でございます。

企画課長 予算説明資料のほうは9ページでございます。6目企画費についてでございます。全体で平成24年度につきましては2,137万円を計上しました。前年度対比214万7,000円の減でございます。これは後ほど説明させていただきますが、企画事務諸経費、未利用地等対策事業の減によるものであります。

事業のほうの説明、予算書86ページでございますが、委員等報酬につきましては行政経営研究会委員報酬、専門委員報酬といたしまして361万9,000円を計上させていただいたものでございます。

その次、企画事務諸経費のうち中段下、経営研究会運営支援委託料といたしまして157万5,000円を計上し、1つ飛んで、松本広域連合負担金は議会費総務費分といたしまして940万7,000円を計上したものでございます。前年度、旧伝染病舎の管理基金積立金があったんですが、当施設を廃止したことによって不要となって減となったものでございます。

その下、未利用地等対策事業のうち半ば下でございますが、旧人材育成エリア等維持管理委託料31万8,000円につきましては、敷地内周辺の清掃や草刈り、トイレ等の管理を委託するものでございます。トイレ借上料につきましては、人材育成エリア内に設置するトイレの借上費でございます。

その下、新たな事業といたしまして出資金でございますが、株式会社松本山雅出資金といたしまして500万円を、松本山雅がJ2昇格したことに伴い出資するものでございます。

情報推進課長 それでは、次のページ、予算書87、88ページ、予算説明資料10ページをごらんください。87ページの7目情報開発費ですが、本年度3億4,208万5,000円、前年度4億6,542万7,000円ということで、1億2,334万2,000円の減ということでございます。主な内容ですが、平成23年度にはですね、住基法の改正に伴う外国人住民にかかわるシステム改修費の委託料が8,050万円ありまして、その減、収支額の減。全庁型のGISシステム構築委託料で2,900万円の減、税関係のシステム使用料ということで、平成24年度見直し事業を行うために再リースを行う関係で、使用料が1,672万円の減、あと平成23年度にデジタル放送対策事業で900万円ほどありましたが、その減でございます。

では、次に88ページの説明欄をごらんください。住民情報等電算処理システム運用事業のほうですが、黒ボツの6番目のシステム保守委託料につきましては、基幹系システムで、システム等の保守委託料になります。1,313万4,000円余でございます。次の次の電算機器使用料につきましては、税とか住民税のシステムの使用料という形でございます。23業務のシステムの内容でございます。

次の丸の行政情報等ネットワークシステム整備事業のほうの7番目の黒ボツをごらんください。パソコン等使用料については、パソコンとかプリンター等の使用料でございます。次の財務会計等システム使用料につきましては、財務会計システム、人事給与のシステム、ホームページ、声の広場、緊急メール等のシステムの使用料でございます。次のSBCサーバ等使用料につきましては、SBCサーバやパソコン管理システム等の使用料でございます。

次の丸で、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。11番目の黒ボツ、指定管理料につきましては、指定管理委託料ということでNTT東日本-長野へ指定管理委託している内容でございます。次のパソコン等使用料につきましては、ネットワーク機器等の使用料という形で計上してございます。

次のページのほうへ移っていただきまして、90ページをごらんください。電算業務見直し事業ということで、1,000万円計上してございます。これは基幹系システムの関係ですが、税システム、住民情報システムとか24業務の関係の運用方法とか調達方法を見直しを行うものでございますが、平成19年度からリース開始した税の関係のシステムが、平成24年度、リース5年の最終年度を迎えるってということとか、平成25年度に住民情報システムのリースの最終年度になるってというようなことで、税関係4でございますが、そのリースを再リース1年間しまして、住民情報等のシステムとリースの開始を合せるというような中で、現在のシステムの現状分析を行う中で、今後の運営方法や調達方法をコンサル委託いたしまして、より最適な計画を出していきたいという内容のものでございます。以上です。

地域づくり課長 引き続きまして予算書89、90ページ、8目地域づくり振興費をお願いします。予算説明資料は11ページになりますが、予算書の90ページのほうで説明をさせていただきます。まず最初の白丸、地域づくり事務諸経費の主なものでございますが、地域づくり課の臨時職員の1名分の人件費としまして、社会保険料19万6,000円と賃金131万8,000円でございます。また、この欄の一番下、協議会負担金12万3,000円につきましては、そのうちの3万円が香川県の観光企画課が事務局を務めます、田舎暮らし楽園信州推進協議会の負担金でございます。残りの9万3,000円は同協議会へ加入している自治体の意向に沿っ

て、同協議会が各自治体のPRをする統一様式のウェブページを作成するのにかかる負担金でございます。この推進協議会への加入の目的は、塩尻市が始めました空き屋バンクの成約数の向上を目指しまして、塩尻市のPRを含め、それから塩尻市のホームページに掲載予定でございます空き屋バンクの閲覧への件数をふやそうとするものでございます。なお、この3万円の負担金は今後、毎年必要となりますけれど、9万3,000円は平成24年度限りの支出ということになります。

次の白丸でございますが、行政連絡諸経費でございます。これは行政連絡長66名分の報酬で2,942万5,000円でございます。また、下から4つ目の行政連絡委託料は、広報等の文書配布等にかかわる委託料でございます。

次の白丸、地域審議会事務諸経費につきましては、榑川地域審議会委員報酬20人分の3回分で20万1,000円でございます。

一番下の白丸、コミュニティ活動支援事業のまず最初、解体整備工事でございます393万5,000円は、旧奈良井森林事務所の解体及び駐車場の整備にかかる金額でございます。またその下、用地取得費の918万6,000円は、旧奈良井森林事務所の用地を現状のまま、建物のある状態のまま取得する費用でございます。なお、この取得にかかわる費用につきましては、地元からの寄附をいただくという予定でございます。その下、ふれあいのまちづくり事業補助金201万8,000円は、各区等が行う地域社会の活性化を図る事業10件に対する補助でございます。次に、92ページをお願いします。集会所改築事業補助金につきましては、太田区の集会所の改築への補助金でございます。560万円。その下、集会所改修事業補助金130万9,000円につきましては、吉田二区の7・8常会の集会所の改修に41万4,000円。それから吉田三区の8常会の集会所の改修に89万5,000円の補助を予定するものであります。

次の防犯灯管理事業につきましては、防犯灯の設置及び改修にかかわる補助金としまして157灯で185万5,000円。指定防犯灯の電気料等の補助金等として、622灯で280万2,000円でございます。

次に、9目支所費をお願いいたします。支所費につきましては、92ページの片丘支所管理運営費から、飛びまして100ページの榑川支所管理運営費につきましては、通常の各支所の管理運営にかかわる経費でございます。昨年と大きく異なる点を説明させていただきます。まず、96ページから98ページにかけまして洗馬支所管理運営費がございしますが、この中で98ページの中ごろに施設整備工事280万円がございします。これにつきましては、洗馬支所の多目的ホールの屋根の漏水防止工事に74万円、それから大会議室のエアコンの設置等に117万円、さらに非常用放送設備等の改修工事に89万円を予定してあるものでございます。以上です。

くらしの相談室長 それでは、引き続きまして予算書101、102ページ、予算説明資料は18ページになりますのでよろしく願いいたします。10目生活支援対策費であります。1つ目の白丸、消費生活対策費中の一番下の黒ポツですが、消費者団体補助金につきましては、塩尻消費者の会に交付するものであります。

1枚めくっていただいて104ページをお願いいたします。白丸の生活支援活動費でありますけれども、上から1、2番目のポルトガル語の通訳でありますシチズンサポーターの報酬並びに社会保険料となっております。その下3つ目の法律・特設合同相談員謝礼につきましては、法律定例相談が31回、特設合同相談1回の弁護士、それぞれ法律相談につきましては3人、並びに特設につきましては弁護士2人及び行政相談員の2人となっております。下から3つ目の日本語講座委託料でありますけれども、塩尻市主催のあるあるの集中講座におきまして

は、昨年まで講師報酬並びに費用弁償を本年度、委託料に変えさせていただいたものであります。その下、自動車等借上料につきましては、定例の法律相談 8 回並びに特設合同相談 1 回分の弁護士送迎による帰りのタクシー代となっておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

人事課長 続きまして 11 目の職員厚生費でございます。まず最初の丸、嘱託医報酬ですが、労働安全衛生法に基づきまして、雇用者が 50 人以上の職場につきましては嘱託医の設置義務が課せられておまして、引き続き田村内科医院に嘱託医としてお願いするものでございます。

その下の丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、4 つ目の黒ポツ、健康診断料、これにつきましても労働安全衛生法によりまして、職員の健康管理の面からの診断が義務づけられておまして、ヘルスクリーニング、循環器系検診、あるいは人間ドックのいずれかを年 1 回受診するように決められております。その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料につきましては、産業カウンセラーによるカウンセリングとフリーダイヤルを利用しました医師などの専門家によりまして心と体の健康相談であります。さまざまな理由によりまして心のバランスを崩す職員がふえていますので、予防の見地から心の健康の保持、増進を図っております。

その下の白丸、職員共済組合補助金につきましては、職員体育部の育成費であります。

12 目の職員研修費のうち白丸、職員研修諸経費の 2 つ目の特別旅費につきましては、県への派遣職員の旅費、それから各種研修会への出席に対します旅費であります。2 つ飛びまして、研修委託料につきましては、研修コンサルタントへの委託料で、その下の諸研修会参加負担金につきましては、市町村アカデミーや日本経営協会への派遣に対する参加料でございます。以上でございます。

消防防災課長 引き続き 105、106 ページをお願いいたします。13 目防災防犯費でございます。主のものについて説明をいたします。予算説明資料につきましては 8 ページでございます。説明欄 1 つ目の白丸、委員報酬 14 万 5,000 円でございますが、これは防災会議の委員並びに国民保護協議会委員の報酬でございます。

次の白丸の防災防犯諸経費 669 万円余のうち 5 つ目の黒ポツ、印刷製本費 211 万円でございますが、このうちの 200 万円が国・県の防災計画の見直しを受け地域防災計画の見直しを行うもので、昨年東日本大震災等を教訓といたしまして、現在の防災計画をより精査し、策定をして印刷をお願いするものでございます。

その下 1 つ飛びまして、防災行政無線再免許申請業務委託料 68 万 4,000 円でございますが、同報系の防災行政無線の免許につきましては、本年 11 月 30 日をもって認証期間が切れるために、昨年度整備をしました塩尻地域と従来から整備をしてあります榎川地域の再免許を取得をするための業務委託料でございます。その下、2 つ飛びまして、重機借上料、その下の訓練用資材につきましては、毎年 9 月 1 日の防災の日直近の日曜日に開催しております市民総合防災訓練実施のための経費でございまして、来年度につきましては 9 月 2 日の予定で、開催地区については輪番順によりまして大門地区の開催を予定しております。その下 1 つ飛びまして、塩尻朝日防犯協会負担金 220 万円でございますが、塩尻朝日防犯協会の活動に対する本市の負担金でございまして、地域の防犯活動や子供の安全対策を推進するための負担金でございます。

次にその下の白丸、防災施設・設備等整備事業 2,880 万円余でございますが、上から 7 つ目の黒ポツ、榎川地区防災無線保守管理委託料 242 万円でございますが、これは榎川地区の同報系にかかわる保守点検の委託料でございます。その下の気象観測装置検定委託料 98 万 7,000 円でございますが、市内 8 カ所に設置をしてあります気象観測装置の 5 年ごとの検定でございまして、来年度は北小野、洗馬両支所に設置をしてあります装

置の検定委託料でございます。その下の防災無線保守点検管理委託料682万5,000円、これにつきましては、昨年度整備をいたしました旧塩尻市地域の防災無線保守管理委託料でございます。なお、本年度の維持管理につきましては、設置業者によって延長で維持管理を実施していただいております。次に、下から4つ目の防災無線設備工事71万1,000円でございますが、榑川支所に設置をしてあります防災無線の操作卓の副制御装置の交換修理を行うものでございます。その下の防災備蓄倉庫対応備品購入費939万9,000円でございますが、これにつきましては、市内16カ所の防災備蓄倉庫に防災備品を年次計画によりまして段階的に整備をしてきておりますが、来年度につきましては食糧備蓄品としてアルファ米600食、生活必需品として毛布260枚のほかに、簡易トイレ、アルミロールマット、リヤカー、石油ストーブ、カセットガスコンロ等を整備する予定でございます。最後の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金439万円につきましては、昨年度整備をいたしました防災行政無線の屋外拡声子局からの放送が聞こえない世帯、いわゆる難聴世帯の解消と屋外拡声子局からの放送が聞こえる程度の御自分の家の中で放送が聞こえている世帯、一般世帯について屋内への受信機を設置する際の補助金でございます。難聴世帯につきましては、かかった経費のほぼ全額を補助いたしますし、一般世帯につきましては、かかった経費の2分の1以内の補助を交付するものでございまして、難聴世帯50戸、一般世帯30戸を予定しております。

次の白丸、危機管理対策推進事業294万円でございますが、大規模災害時におきまして被災者情報、避難所あるいは避難者情報、緊急物資状況等を一元的に管理できる被災者支援システムの構築と運用を図っていくものでございます。防災防犯費につきましては以上でございます。

秘書広報課長 107、108ページをお願いいたします。15目の国際交流員設置事業でございますが、ことしは529万5,000円でございます。前年度対比2.1%の減でございます。こちらにつきましては、JETプログラム、これは語学指導等を行います外国青年招致事業でございますが、このJETプログラムによりまして国際交流員を継続招致するものでございまして、地域レベルでの国際交流を推進するための諸経費でございます。1つ目の黒ポツでございますが、国際交流員報酬ですが、国際交流員1人分の人件費でございます。その4つ下の黒ポツですが、特別旅費、こちらにつきましてはJETプログラムによりまして研修の特別旅費でございます。一番下の黒ポツ、自治体国際化協会負担金でございますが、国際交流員の人員割会費でございます。以上でございます。

監査委員事務局長 続きまして111、112ページをごらんいただきたいと思います。17目公平委員会費につきましては総額52万3,000円で、前年度に比しまして2万9,000円、5.3%の減となっております。このうち委員報酬19万円につきましては、会議、研修会に出席した際に3人の委員に対して日額9,500円の報酬を支払うものでございます。

次に、公平委員会運営事務諸経費につきましては総額33万円3,000円で、このうち主なものは費用弁償16万3,000円、普通旅費6万7,000円、負担金8万4,000円となっております。以上です。

税務課長 ページをおめぐりいただきまして、113、114ページをごらんいただきたいと思います。2項2目賦課徴収費ですけれども、備考欄白丸、賦課事務諸経費6,100万円余は、課税にかかわります経常的な事務経費となっております。

続きまして115、116ページをごらんください。予算案の説明資料では5ページとなっております。備考

欄上から2つ目の白丸、固定資産評価替等対応事業2, 200万円余、対前年比較で1, 300万円余減となっております。1つ目の黒ポツ、評価替等対応事業委託料、これにつきましては、経常業務としての土地や家屋の経年移動更新のほか、新たに本年度全庁型GIS事業で画像化したしました市の公図につきまして、固定資産管理システムと連動させ、公図を電子化するというに伴いますシステムの導入に向けた業務委託料が主なものでございます。その下の黒ポツ、標準宅地不動産鑑定委託料につきましては、時点修正のために平成24年7月1日現在で実施を予定しております簡易鑑定委託料の関係でございます。以上です。

総務部長 その下の徴収事務諸経費をお願いします。1, 200万円ほどでございますけれども、前年に比べて20万4, 000円の減であります。下から8つ目、インターネット公売落札手数料、不動産鑑定委託料につきましては、例年この額でございますけれども、歳入の諸収入、滞納処分費でその同額を見ているものでございます。

その下の徴収負担金でございますけれども、一番下、地方税滞納整理機構負担金420万円でございますけれども、これも前年と同じでございますけれども、基本負担金が5万円、それから処理件数割で1件当たり16万6, 000円でございますので25件分415万円、合せて420万円ということでございます。ちなみにですね、平成23年度滞納整理機構に集めている実績でございますけれども、本税、督促、延滞金を含めまして5, 100万円ほど移管しているんですけども、そのうち967万円、本市の場合には徴収をいただいておりますので、徴収率は18.67%、機構全体の徴収率が13.8%でございますので、そういう状況にあるということでございます。以上であります。

市民課長 次のページ、117ページからお願いします。117ページ、上段の1目戸籍住民基本台帳費の前年度比較をごらんいただきますと、1, 151万円ほど減額予算となっております。これは右ページの白丸の上から3つ目、戸籍住民基本台帳事務諸経費のうち、中ほど下の戸籍システム保守委託料496万5, 000円の予算につきまして、平成23年度におきまして戸籍サーバーを廃止をし、住民基本台帳サーバーに統合を行ったことによりまして、サーバー機器使用料の削減が図られました。この科目におきまして、前年度予算から1, 030万円ほどの大幅な減額予算となっておりますのでございます。その2つ目下の住基ネットシステム改修委託料につきましては、本年7月から外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用となることから、外国籍市民にかかります住基ネットシステムの改修を行うものでございます。なお、平成23年度会計予算におきましても同様の改修委託料を計上しておりますが、国からシステム改修に必要な情報が示されておきませんので、後ほど御審議いただきます補正予算におきまして、平成23年度の予算を全額補正減とした上で、平成24年度会計の中で執行を予定しておりますのでございます。以上です。

選挙管理委員会事務局長 続きまして、4項選挙費につきまして御説明申し上げます。1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会運営にかかります予算であり、最初の白丸、委員報酬につきましては、選挙管理委員4人分の報酬であります。

3つ目の白丸、委員会運営等事務費の主なものにつきましては、119、120ページをお願いしたいと思います。上から4つ目の選挙人名簿管理機器等使用料につきましては、選挙人名簿の登録、あるいは抹消等を管理している機器一式の使用料であります。そのほかにつきましては通常の事務費であります。

2目選挙啓発費につきましては、最初の黒ポツ、選挙ポスター表彰記念品代は、小中学生から募集いたします

明るい選挙啓発ポスターの参加賞と優秀賞への表彰にかかわる経費であります。印刷製本費及び郵便料につきましては、新たに満20歳となります新有権者に選挙への参加を呼びかけるバースデーカードをお贈りしているもので、600人を見込んでおります。なお、平成24年度の選挙執行は土地改良区総代選挙1件が予定されております。以上であります。

企画課長 次ページの121、122ページをお願いいたします。5項1目統計調査総務費でございます。統計調査諸経費70万円を計上いたしております。内容につきましては印刷製本費58万4,000円でございます。統計しおじり印刷代と統計から見た塩尻市の姿の印刷代を計上させていただいたものであります。

2目基幹統計調査費で289万6,000円を計上させていただきました。新年度の経常調査といたしましては学校基本調査、工業統計調査、輸出生産実態調査を予定としておりまして、中期調査といたしまして就業構造基本調査、経済センサスがあり、その調査員の報酬等を計上させていただいたものであります。

監査委員事務局長 続きまして6項1目監査委員費につきましては、総額が1,678万1,000円ということで、前年度と比べまして361万8,000円、27.5%の増となっております。委員報酬につきましては先ほど御議論いただきましたけれど、7月途中から常勤監査委員を1名置くことを想定しまして、常勤監査委員に対して37万7,000円、それから非常勤の監査委員に対しましては月額9万6,000円、それから議会選出の監査委員に対しましては月額5万4,300円ということで計上したものでございます。

次に監査事務諸経費につきましては総額98万8,000円ございまして、このうち主なものは費用弁償46万8,000円、工事技術調査業務委託料21万7,000円、普通旅費10万5,000円となっております。以上です。

委員長 ここまでを説明の一区切りといたします。

それじゃ、10分間休憩します。

午後2時54分 休憩

午後3時04分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

69ページから124ページまで説明を受けましたので、質問を委員の皆さんからありましたらお願いいたします。

金田興一委員 質問じゃないけど、要望事項、冒頭の要望事項で恐縮ですけども、1時間聞いたけども4分の3くらい、私はわかりませんでした。というのは、例えば金額で増の説明もあれば、パーセントで増減の説明もあり、なおかつそれが対前年度の予算に対してなのか、決算に対してなのかもわかりませんでしたし、この説明資料と比べて見ても、途中でこうなるくらいなとこなんで、できましたら特に、例えば先ほど庶務課長さんが言われたように、印刷費だとか紙代ですとか、こういうものは例えば対前年マイナスシーリング何パーセントってやってるんで、それに対してどうだったかという、ある程度もうちょっとわかるような説明をこれから工夫するように、ぜひ御検討をお願いをしたいというのが冒頭のお願いでございます。よろしく申し上げます。

委員長 それじゃ、そういうことを意識して答弁をしていただきます。よろしく申し上げます。では、具体的な質問に入ってまいります。ページと場所とから。

副委員長 104ページの、この職員の健康管理、福利厚生のところですけど、この前聞いた時に、何年か前ですが、職員の健康診断が法的に定められていると言いながら、診断する人が割合低かったりしていますし、その下のメンタルヘルスの関係も電話相談含めてということですが、この利用状況なり、いわゆる成果と言いますが、その辺のところについて説明をお願いいたします。

人事課長 今年度の健康診断の受診率につきましては、まだ途中でございますので最終的なものは出ておりませんが、昨年度の93%に比べて若干0.1ポイント程度増になっております。というのは、こちらのほうから受けてない職員に直接話をして受けさせるというような指導もしておりますので、これについてはそういう努力をしているところでございます。メンタルヘルスの電話相談の利用状況でございますけれども、これもやはりまだ途中なものですから完全な比較はございませんが、平成22年度は全体で75件の利用がございました。これに対しまして、現時点で56件という形ですので、ほぼ同数程度の利用状況でございます。現在、精神疾患という形で長期に休んでいる職員につきましては、3名ということでございます。これはそれ以外に当然病んでいる職員というのは潜在的にいると思いますけれども、うちの方針としまして、なるべく周りが気づきを行うという形で早期に、長期に休む前に発見しまして指導していくというようなことで重きを置いております。そんな状況でございます。

金田興一委員 90ページの情報開発費の関係で電算業務見直し事業、設計委託料は、コンサルにお願いをしてということですが、これは入札方法は随意でしょうか、競争でしょうか、あるいは件数的に見てしまうのかどうか。

情報推進課長 まだこれから業者選定審査会のほうへ通すんですが、一応考えているのは指名競争入札を考えておりますが、まだ業者選考にかけないと何とも言えません。

委員長 いいですか。ほかに。

丸山寿子委員 先ほどのメンタルヘルスのところで、電話ってということと、もう一つは産業カウンセラーって言うってんですが、それは直接カウンセリングは受けられる、そういう聞き方でということですか。

人事課長 産業カウンセラーにつきましては月に1回から2回やっておりますけれども、1回に5人まで相談を受ける形でやっております。単純に12回しかございませんのでちょっと申しわけないんですけども、直接職員がカウンセラーに相談をするということでございますけれども、なかなか自分から発信しにくいということがございまして、こちらのほうから、例えばちょっと受けてみないってというような形で進めている職員もございまして、例えば新人の職員は入ってすぐということですね、環境的になれないということもございまして、例えば長期に病休とかで休んでいた方が復帰した時なんか、カウンセリングを受けさせております。以上です。

丸山寿子委員 そのカウンセリングの場合は、対応できる回数っていか人数、目いっぱい毎回受けてる状態なのかということと、それから今、大分カウンセリングもいろんな手法があるようなんですが、日本の場合は精神科医っていか医療関係のほうは認められてるんですけど、何ですか、心理士って言うんですかね、それはちょっと国家試験が日本はない状態かもしれないんですが、結構カウンセリングで効果があるっていか、最終的には薬だけでなく、そういったことが効果があるというようなことも言われているんですけども、その辺の状況をちょっと教えてください。

人事課長 人数については枠全部を使って受けております。次の、カウンセリングの効果があるかどうかとい

うことですが、確実にあるということは言い切れないところがあるんですが、一つには悩み事を話すことによって未然に、そこまで行く前に心を開いて何らかの効果があるというふうに、あくまでも、腹痛で例えば休んでしまう前に救うと、周りが気づいてやっていくというような形で、一応方向で進めております。

丸山寿子委員 あと、その産業カウンセラーの方にかかって、そのあとまた次の段階のほうに紹介してもらって進むとか、そういったようなことっていう場合もあるわけですか。

人事課長 ケースによるんですけれども、逆にもう完璧にうつだということを出て来れないと、入院もしなきゃいけないってようなのは、もう専門の医師のほうに行きますけれども、なるべくならないようなところで最後の対応ということでございます。

金田興一委員 同じ104ページの生活支援活動費の中で、法律相談が31回、それから特設合同相談が1回の合計32回開催をされたというような、今お話でございましたけれども、それぞれ何人くらいの方が利用されたのか。

くらしの相談室長 法律相談、まだ今年度途中で2月までの集計しか出ておりませんが、今現在で言いますと、200人くらいが一応相談を受けておられます。それとですね、特設合同相談でありますけども、これは1回で終わったわけですが、法律相談が10件、相続、贈与の相談につきましては12件、合計22件の相談がありました。

金田興一委員 結構大勢利用されてるんですね。この利用された方の感想的に、大変役に立ってよかったとか、そんな感想がありましたら。

くらしの相談室長 実はですね、今年度、特設合同相談の時にアンケートをいただきまして、その時には回答、22人受けたんですけども、約20名の方から回答をいただいて、非常に、非常に言えばちょっと語弊がありますが、よかったっていう感想が大体を占めております。あと、時間的にも適当な30分くらい、定例は20分、特設合同相談は30分あるんですけども、大体特設では適当な時間であったということが、ほとんど19名の方からの一応感想であります。あと、相談を受けての満足度という形で十分、大体満足を受けたという方が、ほとんど9割の方が占めてますので、そういう状況です。

金田興一委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがですか。

五味東條委員 まずね、106ページの防災会議委員報酬10名分っていうのがですね、昨年よりか大分多いような気がするけども、どうです。

消防防災課長 今回、昨年より3万5,000円ほど多いわけですが、来年度はですね、防災会議、地域防災計画の見直し等も含めまして3回を予定しています。今年度まで一応2回の予定で予算ありましたが、今年度につきましては来週防災会議が開催されます。それから、議会等でも次回からの防災会議の委員の中に女性の委員をというお話が出ておりますので、現在防災委員の人数26人いるわけですが、そのうち公務員の方が15名、残りの11名の方が一般の方でございまして、ただし、この会議の報酬をですね、実際に辞退している方がそのうち約五、六名おります。ですので、その方等も考慮しまして、来年度につきましては、防災会議も女性委員、来週の会議でお諮りして、まだ何名ふえるかは確定になっておりませんが、そのふえる部分も見込んでというような形の中で10人分を見させていただいたということですので、よろしく願いいたします。

五味東條委員 ということは何、昨年も10人分でしたよね、たしか、ここでは、予算では、人数はふえるわけじゃないけども、報酬をもらえない人がいるってということですか。

消防防災課長 防災会議の回数が、来年度は1回増になります。

五味東條委員 1回ばかりでこんだけふえるんですか、約倍以上。

消防防災課長 10人分ってというのはですね、実際には今年度まだ開催してませんので、昨年度は5人の方に報酬を支払ってます、年に2回。今年度は、ちょっとまだ女性委員が何人ふえるか確定しておりませんが、のふえる分も見込んだ上で、さらに回数が1回ふえるといったことで、こんだけの増になっているってことで御理解をお願いしたいと思います。

五味東條委員 1回分ってどのくらい支払っているわけ、この人たちには、会議1回出たことによって報酬を支払っているわけですか。

消防防災課長 会議1回ごとの報酬でございますので。会議1回ごとの。

五味東條委員 1回ごとってどうなるんだ。

消防防災課長 3,350円です。

委員長 いいですね、ほかにありますか。

丸山寿子委員 今のとこで。

委員長 今の。はい、関連。

丸山寿子委員 お願いします。女性を防災会議のほうにっていうことで、よろしくをお願いします。それで、済みません、例えばことしが2回の会議ということで、見直しがあるけれども3回っていうことなわけですよ、回数。あれだけの震災があった中で、いつも2回っていうようなところを3回というような回数で十分にいろ、女性を入れるってことも、今までにやはり目の届かなかった部分を入れたいので、女性を入れてほしいってということもあるように、男女かわからずですけど、やはりあれだけの震災を経ているので、今まで想定されていなかった部分、あるいはいろんな弱者の皆さんに対する目の届けるべきところですか、配慮をしていかなければと思うんですが、3回くらいでいいものなのか。ほかの自治体の状況なんかはどうなのかというような研究とか、その辺どうでしょうか。

消防防災課長 一応、会議につきましては、必要に応じて会長が召集するということになっておりますので、とりえず来年度につきましては防災計画の見直し等も含む中で、例年より1回多く見込んでいるということで、実際に見直しをしていく過程の中で必要があれば、回数についてはまだふやしていけるということでございますので、御理解をお願いします。

丸山寿子委員 あとですね、会議の持ち方で、すべて正式な会議という中、その委員だけでなく、いろんな意見を聴取する、こういうシステムをつくってやっているようなところもあるんですが、そういったことに対してお考えはどうでしょうか。

消防防災課長 その辺につきましては、昨年あれだけの震災がございましたので、確かな情報を聞く中、あるいは全体で集まる防災会議ではなくて、情報、意見を聞くような機会を設けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

丸山寿子委員 あと1回お願いします。委員の選定などの方法につきましては、最終的にどのように決定して、

いつごろまでに決定してくるのか、そこだけお願いします。

消防防災課長 女性以外のところでよろしいですかね。

丸山寿子委員 も含めて。

消防防災課長 含めて。委員の選定につきましては、附則で定められておりますけれども現在26名っていうことで、いろいろ長野県の代表ですとか、警察の代表ですとか、それぞれ公職によって定められている委員もいます。女性も含めて市長が必要と認める者という形の中での委員さんが増加というような形になるかと思えますので、それについては来週行います防災会議の中でお諮りをして、こういった団体のところからは何名くらいといったようなお話が出ようかと思えますので、その辺で決定になってくるかなと。

丸山寿子委員 ぜひ、さまざまないろんな立場の人の意見が生かせる防災会議にさせていただくように要望をお願いします。

副委員長 同じページの一番下から3行目の戸別受信機設置費補助金っての、昨年の4月から始まったわけですが、現在どの程度、聞こえないということで100%市が補助というか出してやった人、それから聞けるけどほしいって言って半分ですか、とかって補助があるんですが、現在までの設置状況、わかりましたら。

消防防災課長 昨年3月に運用開始したわけですけども、昨年度設置して調査した時点では、エリア外になるであろうというところがかなりありまして、当初予算としては1,200万円ほど要求しておりましたけれども、いざ実際放送が始まってみますと、現在までに設置の申請がなされた世帯は12世帯ございます。そのうち難聴世帯が10世帯、あと2世帯が一般の2分の1補助の2世帯という状況でございます。

副委員長 これ、冬とか大雨でも降ったりして戸を閉めたりした時は、なかなか聞けないっていうのが現実にあると思うんですが、オフトークか何かあって中で聞ければいいんですが、その辺の対策と言いますか、せっかくあれだけのお金をかけてこれ出て、毎年これ以上、またこれからかかると思うんだけど、せっかくのも有効に使っていかないと聞けないと思うんですが、ちょっとやはり大雨、さっきみたいな大雨が降ったらみんな戸を閉めちゃって、本当に大事な時に聞けるのかなっていうちょっと心配もあるわけですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

消防防災課長 確かに大雨警報等が出た時には防災無線で放送をかけるわけですが、恐らく聞こえないだろうと思ってます。非常に豪雨の場合ですね。ただ暮れからことしにかけて音達域の調査等をする中で、防災無線を放送を絞って流している段階では、市民の方の中には、ピンポンパンポン、チャイムが流れた時に窓をあけて聞いていただける方がかなりいました。そういったふうに防災無線については、なれていただいて、窓をあけて聞いていただくっていうような習慣ができればいいかと思うんですが、今の家については気密性が高いもんですから中にいると放送が聞こえないといったような、あるいは何かしゃべっているけど内容が聞き取れないといったような苦情も来てますので、これから随時調査を繰り返す中で、あと、広報等でとにかく音楽なり聞こえたら窓をあけて耳を傾けてもらうといったようなPRをしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

柴田博委員 74ページの職員給与費の中の一般職の手当の中に退職手当が15名分が含まれてるっていうことだったんですが、今年度は年度末じゃなくて、年度の途中でやめる方が何人もいらっしまったと思うんですが、そういう部分っていうのは、次年度、平成24年度分でもある程度見込んでいるんでしょうか。

人事課長 平成24年度の予算につきましては、定年退職者15名のみでございますので、それについては見

込んでいないという状況でございます。

柴田博委員 それはその都度、その都度補正予算を組むということですか。

人事課長 そういう形になります。

柴田博委員 ちなみに今年度は、定年退職の方も含めて合計で何人分くらい支払うことになるわけですか。

人事課長 今年度、平成23年度につきましては、11名が定年退職で勤奨退職者が5名、あと普通退職で、先ほど言いました病気とか早期にやめる方が9名でございます。合計金額でございますが、ちょっとお待ちください。全額で5億7,373万6,000円余でございます。

柴田博委員 わかりました。次ですけれど84ページの下のほうで、合併振興基金元金積立金っていうのが、前年度と比べて倍の1億円にしたということなんですが、これは何か特別な理由があるわけでしょうか。

財政課長 合併振興基金につきましては、合併の平成17年から一応平成26年度までの10年間で積み立てる計画をしております。その限度額が塩尻市の場合は14億6,200万円、元金でございますが14億6,200万円でございます。平成24年度、今回1億円を積んで、その合計額は元金で12億5,000万円でございます。したがって平成25年度に1億円、平成26年度に残りの1億1,200万円を積んで完了させたということから、今年度1億円ということで計画をするものでございます。

柴田博委員 平成26年でほぼ限度額いっぱいくらいまでっていう考え方のわけですか。

財政課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 その後の使い道っていうのは、今のところで何か考えていらっしゃるわけですか。

財政課長 特にですね、合併後の、要は必要事項に使うということで、特に具体的なものは今ございませんが、ただこれ、償還が終わったものでないと取り崩せない。要は、今このページでいきますと1億円に対して左のページで地方債で9,500万円ございますが、この9,500万円が合併特例債、市債で借りられるものでございまして、この9,500万円の70%が交付税措置、返す時にいただけるというもので、10年間で借りておりますので、10年償還が終わったものから一応取り崩せるということになりますので、平成17年度当時積み立てたものが、平成26年度以降に使えるというような形になってまいりますので、その時点でまた有効な施策等に充当させていただくということになります。

五味東條委員 ちょっとお伺いしますが、100ページのですね、ずっと支所のをしてみると、支所の運営費を見ていくと、吉田の清掃委託料っていうのがほかに多いんだけど、これはどうしてこんなに多いのかね、吉田支所の。

地域づくり課長 清掃委託料につきましては、それぞれの支所の広さと、あと支所ごとに清掃回数が一律ではなくてですね、異なっておりまして、建設当初からの清掃回数によって食い違いがあるものですから、その差によって吉田支所の清掃委託料がほかに比べて高くなっております。

五味東條委員 そうすると、例えば支所の中で、各支所で年に何回清掃するとか、そういった基準っていうのは別れないわけですか。

地域づくり課長 基本的には月1回を基準としておりますが、吉田支所は建設当時以降、年13回ということで1回多く清掃している状況でございます。

五味東條委員 私はちょっと今納得できないのは、ある程度、清掃っていうのは、その平米によって料金って

いうのがある。都会に住んでいると違うと思うんですけど、例えばほかの支所からしてみりゃ、例えば55万円くらいでみんな納まっているところもあるんだよね。だから吉田が何でこんなに高いのかなって、例えば平米の割にと思うんだけど。それはきれいにするのに越したことはないけどさ、だからその辺の基準をね、ある程度、例えば年何回くらいやるんだとか、どうだとかっていうものはせ、全然統一されてないわけですかね、その辺は。

地域づくり課長 先ほど申し上げましたように、吉田支所は床面のところが割と多い支所でございますし、そのワックスがけ等の部分が多いことが一つございますし、あと他の支所に比べて、先ほど申し上げましたように、年間で1回分清掃回数が多いような状況もございます。多目的広場がございまして、あそこの面積が大分吉田支所の場合には広いという状況があると思います。

委員長 明快に答えてね、後でまた。ほかに。

柴田博委員 116ページが一番下ですけども、地方税滞納整理機構負担金が5万円プラス25件分ということだったんですが、これは件数ごとのやつっていうのは、回収できてもできなくてもみんな一律同じ値段で支払うという、そういうことなんでしょうか。

総務部長 そのとおりでありまして、平成23年度当初からこういう形でございますので、16万6,000円は同じです。

柴田博委員 それは、実際どういうふうに行っているかよくわからないと思いますけれども、個々の物件ごとにやり方も違うし、かかる人件費も変わってくるんじゃないかと思うんですが、その辺の単価っていうのはどういふふうに行われているわけですか。

総務部長 当然平成23年度初っぱなでございましたので、全体をひっくるめた中で費用的にどのくらいかかるかというの計算したと思うんですよね。それで16万6,000円が出てきて、それで県も含めた中の滞納整理機構ですので、県と市町村の持分を出してこういう形になってますので、今おっしゃるように当然うんとまだ上がって来るとこの16万6,000円は、果たしてもうちょっとふえてくる可能性だってなきにしもあらずというふうに思っています。先ほど私が塩尻市の状況を説明させていただきましたけれども、塩尻市420万円を出すことによって、さっき900万円近くの滞納実績をさせてもらってるということですので、単純比較はできませんけれども、費用対効果の面から見ればですね、お願いしてやってもらっているというふうに思ってます。

柴田博委員 1件当たり16万6,000円っていうのは、平成23年度ってことでしたけど、平成24度も同じでやるということで、ほぼ適正な価格だったというふうに解釈していいわけですか。

総務部長 当然適正な価格だっているというふうには、うちはね、市としては思っております。

委員長 ほかにいかがですか。

丸山寿子委員 90ページの地域づくり事務諸経費の中の協議会負担金で、先ほど空き屋バンクの関係でウェブのページという説明で平成24年度も9万3,000円がかかる、あとは毎年3万円っていう話だったんですが、これはウェブだけなのかっていうことと、それから、情報の更新っていうのは、タイムリーに情報がある時にどんどん更新をしていってもらえるものなのか、まずその辺をお願いします。

地域づくり課長 9万3,000円につきましては、当初作成する時に必要となります。あと、更新につきましては年間3万円の負担金の中で更新はしていただくと、こういうことでございます。それと、情報につきま

しては、一応連絡申し上げてタイムリーに修正をお願いしていくことになろうかと思えます。

丸山寿子委員 この協議会への加入ってというのは、どのくらいのところが加入しているのか。それから、これはウェブだけで、紙媒体とかはなくてウェブだけのものなんでしょうか。

地域づくり課長 まず、加入しておる自治体数でございますけど、長野県内では38の市町村が加入してございまして、市は13市加入しております。それとウェブのほうは紙媒体ではなくて、あくまでもウェブ上の話でございます。

丸山寿子委員 わかりました。

今度は違うところでお願いします。その前の88ページ、資料のほうでは10ページでありますけれども、情報プラザ・ネットワーク運営事業というところで資料のほうを見ますと、指定管理者制度の良い面が出ており、管理運用にかかるコスト削減に貢献しているという説明がありますけれども、具体的にはどんな状況なんでしょうか。

情報推進課長 NTT東日本のほうで高い技術を持っているということの中ですら、サポート体制もしっかりしているということとか、あと、ネットワーク機器等がですね、不具合があった場合にですね、NTTのほうで持っている機械でとりあえず対応してもらおうとか、そういう点で経費削減ができておると考えております。

丸山寿子委員 あと1つ確認で、えんぱーくの中にも研修室で入ってるんですけど、それは今は、情報プラザのほうに機能が一部移ったのだったかなというような記憶があるんですよ。今、それはどんなふうだったでしょうか。

情報推進課長 研修の関係ですら、初心者のな講座の関係はえんぱーくのほうへ移っておりますけれども、情報プラザのほうではちょっと高度なと言いますか、企業向けの講座を設けてしております。

丸山寿子委員 あわせて、えんぱーくのほうの運営は、もうえんぱーくのほうの運営ということで、この情報プラザとは関係ないっていうか、えんぱーくのほうにも一部移すというような、当初話だったかなと思いますが。

情報推進課長 情報プラザでやっていたパソコン等の研修の一部が、えんぱーくにも一部移っている形でありまして、えんぱーくに体験できるパソコンとかもあります。

丸山寿子委員 なので、えんぱーくのほうでやっている運営の内容は、予算上というか決算上というか、それはこの情報プラザと関係があるのか、ないのかをちょっと聞きたかったんです。

情報推進課長 平成23年度の予算からその部分は減額されております。パソコンの経費的なものは、平成23年度から移っています。

丸山寿子委員 えんぱーくのほうに移ってるってことですか。

情報推進課長 えんぱーくのほうへ移ってます。

丸山寿子委員 わかりました。

柴田博委員 86ページの上のほうの専門委員の報酬ですけれども、一般質問の中で非常勤の特別職ということだったんですけども、この報酬っていうのはどういうふうに決められるわけですか。

企画課長 平成23年度、現年度につきましては、月額21万1,600円というようなことで取り組んでまいりました。この中で今の事業を推進していただいている中で、調査研究事業という形で立場的に行っていたらいいわけなんですけども、いろいろ調査活動を行う上で非常勤特別職っていう本来の中で、保険についても市と

の雇用関係という形じゃなくて、それを切り離して見直ししていったほうがよかるうというようなことで検討しておりまして、保険料相当分や、あるいは現在行っております時間を超えて活動をしていただいているような状況の中で、そういった手当相当分みたいなものも加味する中で、29万1,500円というふうな額を新年度からは検討してまいりたい。

柴田博委員 もう一回言って。

企画課長 29万1,500円です、月額にしまして。というようなことで見直しを図って検討しているものがございます。

柴田博委員 平成23年分の21万1,000円っていうのは、どういう根拠でこれに決まったわけですか。

企画課長 当初専門委員を考えていく中で、囑託的な立場で検討した経緯がございます。市の囑託職員の最高の分の賃金って言うんですかね、そういった額で21万1,600円という額がございまして、その額にあわせて平成23年度は確認してやりました。

柴田博委員 囑託職員じゃなくて非常勤の特別職だということですから、囑託職員の給料に合せる必要もないんじゃないかと思うんですが、平成24年度も同じように平成23年度分を見て、それプラスアルファでこういうふうに予算化するっていうのは、どういう根拠になるわけですか。

企画課長 確かに囑託職員ではございません。非常勤特別職であります、しかしながら、調査活動をしていく中で、常勤的な日数の中で活動をしていただけてきました。当初この事業を計画していく段階においても、日数的には囑託員並みの日数が必要であろうということで、検討させていただいた経緯があります。その時に、額の基準となるものが、検討した経緯の中では、囑託職員の上限額を囑託職員並みの額を例として検討してきた経緯でございます。新年度の月額29万1,500円の計上につきましては、一つ雇用関係をもって今年度実施してきたわけなんです、しかしながら、雇用関係をもって調査活動をするという中で、日数というものを本年度につきましては170日をめどにして取り組んで来たわけなんです、そこに調査活動をしていく中でちょっと限度があるというようなことをわかってまいりました。そういった保険関係も含めまして、市との雇用関係というものを離して検討していったほうが、我々が願っている調査、外部の目線からによる活動も報告もいただけるであろうということで、その部分につきましては、今まで本年度につきましては、保険料も雇用関係のある中で見ておりましたんで、それにかわるべきものも一応配慮、検討する中で上乗せさせていただいて、29万1,500円というものを計上させていただいたものであります。

柴田博委員 仕事のことで言えばですね、例えば、やっていただく仕事の種類、中身によっては、同じ人が何年間もやるというような性格のものじゃなくて、やっていただく仕事によってですね、例えば雇用期間、契約期間どういうあれになるかわかりませんが、一番適任というか、そういう方にやっていただくようなこともあり得るんじゃないかと思うんですけど、そういうことは考えてないわけですか。

企画課長 本会議の中でも答弁の中にもあったんですが、本年度取り組んで来た事業の中で6項目、主なものがございました。1つは経営研究会の運営支援という形でありまして、2つ目に補助金等の見直し、これは32事業の見直しを行った中で取り組んで来て、補助金の事業の見直しばかりではなく適正かつ妥当な受益者負担とか補助率とか、あるいは補助金を通じた中での新たな公共、市民の協働のまちづくりへの参画ステージというものをとらえたような検討というようなことも取り組んできました。3つ目には囑託保育士の確保について、4

つ目として奨学金の債権保全、5つ目としましては長時間保育の見直し検討、6つ目としましては勤労青少年ホームの効率的管理についてというようなことで調査報告をさせていただきました。これらに共通するものは、その専門委員のいわゆる専門的な知識のノウハウというものを行政に向けてですね、提言、報告いただくということが視野としておったわけでして、それは何を隠そう、要綱の中にもあります協働のまちづくりを進めて行くという第四次総の一つの大きな目標とするものでもありますので、そういった目線の中でも報告いただくわけです。そういった中ではどれも取り組んで来た6つに対しましては、共通的な課題もあるわけでありましたので、今回専門委員の中で検討させて取り組んで来たものであります。

柴田博委員 今年度については、どういう予定なんですか。

企画課長 新年度につきましては、経営研究会が2年という中で取り組んで、いよいよ新年度につきましては本格的な報告を検討していただこうと、報告いただくための研究をしていただこうということになっております。したがって、経営研究会の運営支援というのがまず大きな柱でございます。2点目としましては、先ほどから申しますとおり、行政、第四次総が後期に入って、あと年度的には平成26年度まででございますので3年ですか、3年という中でありますが、新たな公共というものを塩尻市でどういう形で、塩尻市の地域にあった協働のまちづくりというステージを進展していかなきゃいけない。そういったものをいろんな行政分野の中で調査、提言していただこうと。ということは、継続でございます。もう一つ、経営研究会でも本年度研究、提言いただいた中のことでもありますが、政策と施策の、塩尻市においては、本市においては施策評価というものを柱にして基本計画第四次総というものも評価で進めてきました。本会議の中でお話があったように事務事業評価というものの視点の中で取り組んでいかなきゃいけないということで、基本的には総合計画の政策、施策評価のマネージメント、これにかかわるものを調査、報告、研究していただこうと。新たなものといましては、今、第二次一括法の中で188本の法律があって、先ほど御審議もいただいたように幾つかの事務事業が地域、市にも移ってきております。事務移譲されています。権限移譲されています。そういった意味で地域主権一括への取り組みというものを塩尻市としてどのように取り組むかっていうものが、各分野において調査報告いただこうと。またアクションプログラムで、これも本会議の中であつたんですが、本年度、財源といった部分で補助金の見直しに取り組んでいただいたわけなんです、経営資源としての施設ですね、公共施設、いわゆるファシリティという施設ばかりじゃなくて土地も含んだ財産っていう、そういうアクションプログラムに取り組んで行く計画でありますので、ファシリティマネージメントにかかわる調査、研究もしていただこうと、などなどまたちょっと今、申し上げましたのは現在のところの視点で考えている事業でございます。

柴田博委員 今の説明していただいたような中身をやっていただくのに、本年度の専門委員がまた適任であるということですか。

企画課長 人選の検討は市側で本人が妥当であろうということで、検証して年度末の中でお願ひしていくこともあるわけなんです、御本人もそれを果たして受けてくれるかどうかということもありますので、この予算が措置がお認めいただいた中で今後検討して行きたいというような考え方でございます。

柴田博委員 じゃ、まだ決まっていってことなんだ、だれになるかは、正式には。

企画課長 要綱にもあるわけなんです、1年ごとの委託をさせていただいておりますので、現在のところ決定しているものではございません。

委員長 じゃ、今の関連してさ、公募するの、今度はちゃんと。

企画課長 特に公募ということは考えてなくてですね、今検証した中では、現在の専門委員については妥当と
というようなことで考え方としてはあります。経営研究会の基本的な部分の運営支援もさせていただいている中で、
経営研究会は条例の中で、要綱が、の中で2年というものをとっておりますので。

委員長 条例はないでしょう。

企画課長 済みません、訂正します。要綱の中で2年という形をやっておりますので、その2年というところ
からすれば、現在お願いしている専門委員が妥当として考えておりますが、ただ、あくまでも決定につきまして
は、当然ながら予算をお認めいただいてからの決定ということになるわけでございます。

委員長 でも、今の説明を聞いているともうほとんど決まってるじゃん。その、今までの流れからいけばね。
だから何かいかにもほかの人になりそうなみたいな、あるいは受けていただけないみたいな説明をした後でさ、
今みたいに質問をすると、いや、多分同じ人になるでしょうみたいな、だからちょっとわかりにくいですよ、
説明がね。それと、今の設置要綱ですけど、専門委員の設置要綱でやってるでしょ、これ、いつまで要綱でやる
つもりなの。

企画課長 時限立法的な要綱じゃございませんでして、昨年制定したものでありますので、専門委員制度が一
応のものとして必要であれば、継続的な要綱としては置いておくと。

委員長 ずっと要綱でやっていくってこと。

企画課長 ただ、それにあせて予算を計上して、必要とするかどうかっていうのは、その年度的で決まる話だ
と思います。

委員長 そういうわけで、議会がこれに対して何か言えるっていうのは、予算しかないんだよね。手が出せな
い世界なんです。だから、ちょっと設置要綱をもう一度、ずっと続けていくやり方でいかどうかっていうのが、
ちょっと疑問があるところなんです。

もう一個、専門委員に関して言えばね、きょうの議論でもあったように、何て言うか、それを受けて実際の専
門委員に来てもらって話を聞こうっていうわけですが、人事管理的なものっていうのはあるんですか。もう野放
し状態で、野放しっていうか管理してるわけじゃなくて、人事管理的なことをしてるわけじゃなくて、自由に自
己管理で、自己責任でやってるんですか、専門委員っていうのは。だれも管理してなくて。

企画課長 本年度につきましては、先ほどのように雇用形態をとってきておりましたので、それにつきまして
計画を出していただいて、そして、月ごとにどんな行動の中で調査していただいたかってことを、活動としての
調査学的な報告は上げていただいておりました。

委員長 本年度についてはね、それで、来年度は。

企画課長 新年度につきましては、その雇用形態はちょっとまだ現段階では、ないほうがよいであろうとい
うことで検討しておりますので、その場合についてというのは、市のほうでは日常的な活動までいちいち管理をし
ていくっていうことは考えておりません。

委員長 もっと自由になるってことだね。

金田興一委員 委員長、議事進行ではないんかい。

委員長 だから言うんよ。

企画課長 自由というわけではなからうかと思いますが、専門委員が調査活動しやすいような環境をつくっていきたいということを考えております。

委員長 ま、いいや、まだあるけどさ。

副委員長 何か雇用形態がまだはっきりしないということですけど、さっきの説明を聞いていると月29万1,500円の中へ社会保険みたいなものを含めて、社会保険、本当は雇用をしている側が、社会保険っていうのは別枠で盛って社会保険料を納めるみたいにするのが本来の形のはずなんだよ、法的にも。それが何か総くめで本人がいわゆる払っていくと。さっきの説明だけどさ。

委員長 どうですか、そこは。

企画課長 本年度はそういった雇用形態をとっておりましたので、社会保険料は市のほうで負担させていただいており、半分だね。しかし新年度につきましては、本人が国保なり加入していただくという考え方でやっております。

委員長 給与計算、ちょっと計算根拠をきちんと出してください、数字で。新年度とどう変わるのか、今年度と。ちょっときちと、計算。

副委員長 出してもらわないと、ちょっとわかりづらいんだよね。

企画課長 きちと数字っていうんですか、29万1,500円を月額といたしまして、その12月分で計上させていただいたものでございます。

委員長 それは新年度ね。

企画課長 新年度。

委員長 だから、今年度、社会保険料とかはどういう計算になって、合計で比較したいんで、比較するためにさ、数字を出してください。計算方法。

副委員長 社会保険の額を含めた。

委員長 含めた。内訳の。

金田興一委員 今言ってるのは嘱託職員だとか、いわゆる雇用関係があるのか、契約関係があるのかによって違ってくると思うんで、そこら辺のところをぴしゃっと言ってもらえればわかると思うんだよね。

企画課長 先ほど申しあげましたとおり、本年度は嘱託関係という、いわゆる嘱託員的な形態をとって雇用関係です。新年度はあくまでも契約関係っていうことです。

金田興一委員 契約関係、そういうことだ、それではっきりした。それじゃ、出す必要ないじゃん。

委員長 嘱託だと思ってた。

金田興一委員 だから、その点のはっきりすればわかるだよ。

牧野直樹委員 ちょっと待って。そうすると、ことしはそういうことで雇用関係を結んでたから社会保険は役所が見たっていうことだね。だが今度は、新年度はそれをやめて専門職という形の中で、今度は何、その人の社会保険分に対するものを給料っていうか、報酬の中に入れてやるっていうこと。何で。そこがよくわからん。それはおかしいじゃん。

企画課長 保険料はあくまでも国保の皆さんっていうんですか、対象者の皆さんは御自身で負担するっていう話だと思います。その保険料を見て、その中に計上するっていうわけではなくてですね、そういった今まで市の

ほうで雇用関係があったんで、市のほうで保険料を払っていました。しかし、今度全く契約になるわけなんで、そこら辺も加味しながら算出した額というのが29万1,500円と。加味しながら検討させていただいたものでございます。

金田興一委員 聞いてると、こういうことなんだよね。さっき言ったように、いわゆる役所としてAという人間を雇用していくのか、囑託にしる何にしる、任期付にしる、していくのというのと、役所と事業者との1対1での契約を結んでいくのかによって違うと、こういうことだ、これはね。だから、それは話し合いの中で、あるいは、いわゆる業者募集の中で、こんだけの枠の中でこういう形のものを契約していきたいという、そういうことでとらえればいいわけだね。違うの。

企画課長 そのとおりです。

委員長 そのとおりって、雇用契約っていうのは契約だからね、今年度契約だったんですよ。だけど今度は特別職だったわけでしょ、新年度は。

柴田博委員 それは、いや、違う。今だって特別職ってことでしょう。

委員長 今も、いつからそういうふうになったんだかよくわかんないけど、最初雇用契約だったよね、スタートは。

金田興一委員 契約形態が違うだけのもんだから。

牧野直樹委員 これ、何で変えなきゃいけないの。変える意味を教えてください。

委員長 何で変えなきゃいけないか。

牧野直樹委員 今までどおりでいいじゃん。

委員長 そう。

企画課長 現在、今お話がありました身分は地方自治法でも決まっておりますんで、非常勤特別職、これは身分はもう変わりございません、非常勤特別職。もっと、この委員会でそこまでお話する時間をいただいているのかあれなんです、自治法上はですね、補助機関の職員だと、補助職員だと。補助機関じゃない、補助職員です。審議会等とか、何々委員会等の委員という皆さんは、執行機関の附属機関の委員の皆さんです。しかし、その方たちも非常勤特別職っていうのは、いわゆる地公法上の扱いは、分類は変わりございません。非常勤特別職っていうと、そういった形でいろいろ形態があります。その中で、今度、今、金田委員さんのほうからフォローしていただいたように、形態は、事業者との形態っていうものはいろんな形態がございますから、本年度は常勤的な雇用形態をとりながらお願いをしてきたという経緯でございます。しかしながら、今、牧野委員の御質問に答えなきゃいけないんですが、本年度はそういった形態をとりながら活動してきた中で、170日というものを目安にやってきたものですから、ある時は、当然ながら時間を追って集中してやっていただいたようなこともあるわけですし、そうすると、なかなか時間と日数の中で制約が出てきてしまったというのが1つでございます。

もう1つは、その調査をお願いしているわけですが、活動の中でいろいろとあちこち、あちこちっていう言い方は失礼ですが、いろんなところへ活動していただく中でそういった部分についても、途中の事故だとか、場合によったら公務災害適用みたいな、そういったものもなかったわけなんです、そういったものの扱いだとか、いろんなこともわかってきたものですから、本来我々がお願いしたいのは、先ほども申し上げましたような行政課題の一つ一つを調査報告いただきたいというのが趣旨でございますので、それに一番最も合った環境がいいだ

ろうということで、今回、言うなれば見直しで検討させていただいたものでございます。

委員長 ちょっとわからないし、ちょっと悪いけど、ほかの確認があるけどね。市長から専門委員にはこういうことをやってくれって言ってますよね、5項目、6項目。その報告書っていうのは、市長に上がっているのかな。

企画課長 報告いただいております。

委員長 それは議会のほうにも見せていただけますね。

企画課長 当然ながら公表できるものと思います。

委員長 思いますっていうか、見てくださいね。課長、いい。いいですか。

企画課長 まだ活動期間中でございますので、年度、終わる中では整理して。

委員長 じゃ確認ですが、まだ一度も出てないってことですか。

企画課長 いえ、いえ。その都度。

委員長 出たものについては、見せていただける。

企画課長 結構でございます。

委員長 何が出てるのかっていうことを確認したいっていう意味です。

企画課長 はい、わかりました。

副委員長 それで例えば、先ほどの説明の中だと、嘱託保育士の待遇改善をするように諮問したか何か、上げたというようなことで、具体的にはそれは何、来年度から実施をするってこと。全然我々説明受けてなんで本会議ときょう、たまたまそういう話が出たんだけど。結構なことだけだね、それは。何らおれは悪いって言うるじゃない、よくしろって言ってきたからいいんだけど。そういうのを何もわからないまんまいるからさ、それで何やってるだっって話になっちゃう。

企画課長 市長が本会議でもちょっとその話を、答弁申し上げていたかと思いますが、今回見直しする中で、新年度の予算の中で計上させていただいたものでございます。

委員長 ちょっと待ってて、また確認だけ設置要綱にもちゃんと書いてあると思うんですが、専門委員は調査研究の報告だけだよな、できることは。指導とか、そういうのはできないはずですよ。それは間違いありませんか。今度、何か変更があるみたいで、それがよくわからないんですけども、今度は指導までできるようになるんですか。

副市長 指導っていうのは、その権力を持ってですね、外部の人間に向かって指導をできないっていうことですから、提言とかですね、当然補助機関ですから、市長に対して私どもと同じですから、私どもが市長に提言をするっていうことだってできるわけですから。

委員長 もちろんそうさ、市長に対する報告しかできないって設置要綱に書いてあるじゃない。

副市長 もちろんそうです。

委員長 調査研究しか。

副市長 調査研究と調査研究に伴う報告もできるわけですよ、当然。

委員長 そうそうそうそう、市長に対して。

副市長 ですから、その報告書に、例えばこういうことをしたらいかがでしょうかっていうことはできますよ。

そういう考え方です。

委員長 そうです。その確認。

副市長 ただ、市民に対して公権力を行使することはできない、こういうことです。

委員長 絶対できないよね。

副市長 我々もそうです。

委員長 いやいや、我々じゃなくて、専門委員が直接指導することはできないはずですよ。

副市長 我々もそうです。

委員長 いや、我々じゃなくて。

副市長 いや、我々も職員も。市長の命を持って公権力の、市長にかわってやるわけですよ、仕事をするわけですから。それと同じことです。

委員長 そらそうです。ほかに。まだわからないことだらけですけど。

五味東條委員 議事進行。

委員長 いいですか。それじゃ、ほかの質問に移っていきましょう。

牧野直樹委員 90ページのコミュニティ活動支援事業。この用地取得の900万円と解体工事の390万円についてなんですが、奈良井区自治協議会と財団法人だか何かよくわかんないんだけど、榎川村奈良井共助会から要望を受けてることになってるんですが、この2つの組織がどういうものが教えてもらうのと、買おうとする土地のこのところに解体工事をする建物があったってことですよね。今あるんだね。それを含めて用地取得が900万円で、この家を片づけるのに390万円と、こういうことですかね。まず前段から教えてください。

地域づくり課長 最初に奈良井自治協議会でございますけれど、これは自治会と思っていただいて結構です。

牧野直樹委員 その自治会がわかんないんです。

地域づくり課長 奈良井区。

牧野直樹委員 区。

地域づくり課長 はい。

牧野直樹委員 奈良井区。奈良井区って高出区と一緒にこと。

地域づくり課長 そういう扱いで結構です。それと財団法人の榎川村奈良井共助会につきましては、奈良井区が所有する財産がございます、その財産の保護を目的として設立した財団法人でございます。

それと、後段の用地の取得の関係でございますけれど、取得をしようとしている用地につきましては、現状建物が存在しておるといふ状況での取得でございます。それと、解体は、建物の解体にかかわる費用並びに駐車場として整地をする費用の合計です、ということでございます。

牧野直樹委員 解体工事と駐車場整備工事も入ることかい、ってこと。

地域づくり課長 含めてでございます。両方一緒でございます。

牧野直樹委員 これは観光客のための駐車場なの。

地域づくり課長 奈良井区住民のための駐車場でございます。

牧野直樹委員 住民のための駐車場って何。

地域づくり課長 奈良井区民を対象にして、奈良井中町駐車場が現に今、奈良井区の住民の方のためにござい

ますけれど、それと同等に奈良井区の人を対象にした、奈良井区の人に使っていただく駐車場ということでございます。

牧野直樹委員 会議がある時に来てとめる駐車場か、そういう駐車場ってこと。

地域づくり課長 奈良井区は重伝建の地区になっておりまして、地元住民が家の前に駐車することによって、来客、お客さんに御迷惑がかかるというような状況がございますので、そういうところに駐車をせずにですね、多少離れたところになりますけれど、みずから駐車場を借りていただいてそこへ駐車をすると、こういうことでございます。

牧野直樹委員 そうすると、例えばおれが奈良井のそのところに家を持っていたとするわね、じゃおれが車をとめるのにその駐車場にとめてもいいってことだ。恒久的にだよ。

地域づくり課長 当然、月額で料金をいただくことになるんですけど、そこへ強制というわけにはまいりませんけれど、極力協力をいただいて町並みの中にみずから駐車しないように、こちらのほうに駐車をしていただくというものでございます。

金田興一委員 もうちょっと上手な説明してください。

地域づくり課長 済みません。

金田興一委員 あれは国有財産なわけだ。国有財産を払い下げるには、一般だとか簡単にはいかないんだと。できるだけ地方自治体に払い下げたいんだと。だから市に買ってくれと。だけでも、実際は奈良井区で使いたいけども、かわって市が買うから銭は出すで市のほうで代行してくれと、こういうことでしょうか。そしてその駐車場は奈良井の区民の皆さんが、景観のことがあったりいろんなことがあって、道路も狭いし、いわゆるああいう宿場町で観光地だから、その利用のためにやるという、こういうことじゃないの。個人が買えるのなら個人で買えばいいじゃん。

地域づくり課長 委員さんのおっしゃるとおりでございます。要は国有財産でございますので、自治体には優先的に払い下げが受けれるというところがございます。それで、地元区からは、そこをぜひ市で取得して駐車場整備をしていただいて、こういうことでございます。それにかかる取得費用は地元が負担をさせていただくと。

牧野直樹委員 取得費用ってなんです。

委員長 ちょっと待ってね。はい、牧野委員。

牧野直樹委員 取得費用は910万円市が出すわけずら。

柴田博委員 寄附。寄附をもらって市がそれを払って買う。

牧野直樹委員 向こうから寄附をもらうってことか。つくってやったら寄附を。

柴田博委員 全協でやったじゃん。

牧野直樹委員 聞いてんだもの。全協は、いいけど。わかった、わかった。

委員長 牧野委員、いい。

牧野直樹委員 いい。

副委員長 それで、管理をどういう形で、こういうふうになんとかぎっこっていうか、なると思うんだけど、管理っていうか、そこへ一般の人たち、観光客とめられないよみたいにして、それで月決めか何かにして2,500円だか、3,000円だか知らないが、もらうとすりゃ、その銭はどこへ入ってくるのか、ちょっとその辺

のところを。

地域づくり課長 まず入口はまだ正確には決まっておりませんが、現状は川のほうですか、そちらからの入口を考えております。あと、料金につきましては、市の一般会計の歳入になります。

委員長 牧野委員いいかい。補足説明はありますか。

檜川支所長 現在あります奈良井中町駐車場っていうのが、駐車場の設置条例で月決めで2,500円いただいております。それと同じように、整備をした後に設置条例をつくって2,500円とするようにと、こういうことであります。

委員長 いいですか。

牧野直樹委員 はい。

委員長 ほかに質問はありますか。よろしいですかね、質問は。それじゃ質問をこれで終わります、124ページまでは。いいですか。

それでは、10分間休憩します。その後、残りの説明、歳出の説明を受けて終わるくらいがいいようですね。はい、10分間。

午後4時15分 休憩

午後4時24分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。初めに、124ページまでの説明を受けて質問も終わりましたので、あと残り歳出の半分3款の民生費、ページ141から14款予備費324ページまでを区切りとして説明を求めます。

健康づくり課長 それでは、引き続きお願いいたします。141、142ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費でございます。右ページの説明欄で御説明申し上げます。一番上の丸、檜川保健福祉センター管理諸経費でございます。これは檜川保健福祉センターの通常の施設管理に要する経費でございます。上から5つ目の営繕修繕料、これにつきましては天窓の雨漏り防止の修繕でございます。保健センター、平成11年3月の建築でございます。若干修繕、あるいは備品の修繕等が出てきている状況にあります。下から2つ目の黒ポツ、施設管理委託料、これにつきましては、センターの管理委託を一部NPO法人ビレッジならかわに委託している内容のものでございます。

市民課長 同じページ中ほど8目の国民健康保険総務費のうち3つ目の白丸、社会福祉事業繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、法に基づく保険税軽減相当額などの繰出金のほか、税率改定においてお願いいたしました1億6,000万円の繰出金に加えまして、医療給付費が見込みを大きく上回り、平成24年度会計予算において1億2,000万円の歳入不足が見込まれることから、この1億2,000万円につきまして、追加の繰出金をお願い申し上げたく計上させていただいております。この点を踏まえまして後ほど、あす御審議いただきます国民健康保険事業特別会計予算の中で詳しく説明をさせていただきます。

次の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金の1つ目、事務費の負担金につきましても、6件の広域連合の運営費に対する負担金となりますが、平成24年度に広域連合の電算システムの更新が必要となりますので、前年度予算から17.6%、360万円ほどの増額予算としております。また、その下の医療費の負担金につきまして

は、本市の加入者の医療給付に対しまして市町村交付負担分として、12分の1相当額を負担するものでござい
ましたけれども、これも給付費の増加に伴いまして前年度予算から3.2%、1,680万円余の増を見込んで
おります。

その下の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、法に基づき公費負担として保険料軽減相
当額と事務費の繰り出しを行うものでございます。

続きまして、ページをずっと飛ばしていただきまして159、160ページまでお願いいたします。160ペ
ージ、一番下の白丸、国民年金事務諸経費につきましては、平成14年度から保険料徴収を含め国の直接事務と
なっておりますので、法定受託事務として事務諸経費の全額を国の委託金により執行しております。以上です。

健康づくり課長 それでは、163、164ページをお願いいたします。4款の衛生費のほうに移らせてい
ただきたいと思っております。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の関係でございます。右ページの説明欄
で説明申し上げたいと思っております。2つ目の丸、保健衛生事務諸経費でございます。こちらの関係につきましては、
説明資料の19ページのほうに掲載がございまして、あわせてごらんいただきたいと思います。保健衛生事務
諸経費につきましては、地域住民の健康管理・保健予防・疾病医療体制を関係団体の協力により確保するための
事業でございます。上から9つ目あたりの在宅当番医制事業委託料、その下、在宅歯科当番医制事業委託料、も
う1つ下の当番薬局制事業委託料、これらにつきましては、休祝日の緊急医療の確保を図るため医師会、歯科医
師会、それから薬剤師会のそれぞれの師会のほうに当番制をお願いするものでございます。7つほど下へ行きま
して木曽広域連合負担金の関係でございますが、これにつきましては、一次救急、いわゆる救急車の出動の実施
に対する木曽郡6町村、それから塩尻市、それぞれの負担金でございます。均等割、人口割、それから救急搬送
割にて負担金を算出しているものでございます。その下の黒ポツ、病院群輪番制事業負担金でございます。これ
につきましては、入院、手術を要する完全に対応できる、いわゆる二次救急病院、これが塩尻市内にございませ
ん。したがって、松本市、安曇野市の二次救急医療に対応できる機関で当番制を組んでいただきまして対応
しておりますが、この負担金を3市とそれから東筑摩郡5村で合せまして、利用者割、それから人口割によりま
して負担金を算出しているものでございます。その下の黒ポツ、松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金、
これにつきましては、御案内のとおり産科医不足を松本地域全体でカバーしようというものでございまして、妊
婦健診のできる産科医療機関、それから分娩ができる機関、これをすみ分けいたしまして松本地域全体でカバー
するというものでございまして、共通診療ノートの作成ですとか、産科医師の研究費等をやはり3市とそれから
東筑摩の5村で負担金を算出しているものでございます。その下の松本市小児科・内科夜間急病センター負担金、
松本市のほうにこちらのセンターがございまして、塩尻市の市民ももちろん夜間の急病等で利用するケースが大
変多うございまして、このセンターの運営に当たります前年度の赤字負担分を松本、安曇野、塩尻3市で負担し
ようというものでございまして、人口割と利用者割をもちまして算出しているものでございます。

その下の丸、保健衛生繰出金、これにつきましては、両小野診療所、檜川診療所、両診療所に繰り出しを行
いまして、地域医療の確保と診療所の医療の充実を図るものでございます。

それからその下の白丸、天使のゆりかご支援事業、これにつきましては、不妊治療に対します新事業でござ
いまして、下の黒ポツ、不妊治療補助金につきましては、治療費の2分の1、1回30万円、年1回を限度でござ

いますが、30万円を上限に3年まで補助をしていくというものがございます。

次のページをお願いしたいと思います。166ページの説明欄で御説明申し上げます。最初の丸、委員報酬につきましては、予防接種健康被害が出た場合の調査委員会というものを、被害が出たという事例があった段階で委員会を開催するという内容のものでございます。

その下の丸、予防対策事務諸経費、これにつきましては、予防接種法、感染症法に基づきまして、乳幼児から高齢者までの各種予防接種を集団あるいは個別に実施する内容のものでございます。上から5つ目の消耗品費5,500万円と若干金額が高いわけですが、これは予防接種のワクチン代が主なものでございます。それから、そのページの下から2つ目、個別接種医師委託料、これにつきましては塩筑医師会のほうに予防接種の関係を委託するものでございます。

それから次の丸、感染症防除事務費、これにつきましては法定感染症、あるいは赤痢等が集団発生した場合、消毒作業等を行うための経費を計上したものでございます。

その下の丸、感染症予防対策費、これにつきましては、40歳以上を対象といたしました胸部レントゲン検査の実施等に要する経費でございます。一番下の黒ポツ、結核健康診断委託料、これにつきましては、長野県健康づくり事業団のほうに委託する内容のものでございまして、レントゲンの間接撮影、あるいはCTの撮影に対する委託料でございます。

次のページをお願いしたいと思います。167、168ページ、168ページの一番上の丸、健康増進事業、これにつきましては、健康づくり計画に基づきまして、健診や啓発等を通じまして市民の健康づくりを推進するための事業でございます。下から7つ目の黒ポツ、保健対策事業委託料、これにつきましては、胃・大腸検診、あるいは子宮がん検診、それから乳房検診、あるいは各種歯科、肝炎ウイルス等の各健診につきまして、県の健康づくり事業団、医師会及び歯科医師会に委託するものでございます。3つほど下へ行きますとAED使用料、これにつきましては、現在市の関係施設におきましては77基のAEDを設置してございます。うち5基のリース代でございます。去る9月の議会でも御質問等がございまして、例の山雅の松田選手の関係を契機に、同じ施設におきまして、十分足りているかというふうな御質問等がありまして、急遽と言いますか、昨年9月に現在設置している以外の施設で必要箇所があるかというような調査を行いまして、先ほど申し上げました5基のリースに、新たに5カ所のリースを行う予定で計上させていただいたものでございます。

その下の丸、高齢者歯科健診事業、これにつきましては、寝たきり老人等を対象に訪問によります歯科健診を行っております事業でございます。下から2つ目の歯科健診委託料、この関係を塩筑歯科医師会のほうに委託いたしまして年22回ほどの実施を予定しております。

それからその下の丸、後期高齢者等保健対策事業、これにつきましては、後期高齢者医療制度加入者、それから生活保護受給者を対象といたしまして健康診査を実施するものでございます。次のページをお願いしたいと思います。170ページの説明欄の今の事業の関係で、下から4つ目、後期高齢者健診等委託料、これにつきましては、集団健診を健康づくり事業団、個別健診を塩筑医師会のほうに委託するものでございます。その下の後期高齢者健診等データ管理委託料、これにつきましては、国保連合会のデータ管理システムを使用する関係での委託料でございます。

その下の丸、食育推進事業、これにつきましては、食育活動推進プログラムをつくっております、このプロ

グラムに沿って食育推進活動を行っているものでございます。下から2つ目の黒ボツ、食生活改善普及事業委託料、これにつきましては、食生活改善推進協議会のほうに普及活動、あるいは栄養指導、それから高齢者食生活改善事業等を委託しているものでございます。

次の丸、母子保健事業、これにつきましては、母子保健法に基づきまして、乳幼児健診、健康教育、子育て支援及び健康相談等を実施いたしまして、母子の健康管理と健やかな子育てを支援する内容の事業でございます。

下から4つ目の黒ボツ、一般健康診査委託料、これにつきましては、妊婦健診、それから乳児健診を医師会のほうに委託するものでございます。その下のよい歯を守る相談会委託料、これにつきましては、塩筑歯科医師会のほうに委託いたしまして、春と秋のそれぞれ1回ずつ相談会を実施しているものでございます。その下の相談事業委託料、これにつきましては、小さなお子様の発達相談につきまして協立病院さんのほうに委託しているものでございます。それから、次のページをお願いしたいと思います。172ページの上から3つ目、産科医療研究ネットワーク負担金、これにつきましては、本年度一応3回ネットワーク協議会を実施、開催いたしました。メンバー14人で構成しておりまして、協議会のほかにですね、実務的な実務レベルでの打ち合わせというふうなことで作業部会を設けまして、作業部会のほうも数回開催してきております。以上です。

生活環境課長 続きまして、同じページの環境衛生費をお願いしたいと思います。説明資料のほうは12、13ページでございますのでよろしく申し上げます。環境衛生一般事業でございます。上から3つ目の衛生部長謝礼でございますが、衛生部長さん66人分、均等割2万3,100円、それから戸数割55円で10月1日の戸数によりまして算定したものでございますし、それと同じように昨年度の予算でも、平成23年度予算でも御説明させていただきましたが、それから14行下の環境衛生活動委託料ということでございますが、これは衛生班長さんを中心にした衛生協議会へ環境衛生の活動委託ということで、衛生班長さん約840人、戸数割で今回300円掛ける戸数で配付させていただく予算になっております。

続きまして、資源リサイクル推進事業をお願いしたいと思います。次の174ページの備考欄をお願いしたいと思います。資源回収委託料、ペットボトル回収委託料、資源物回収事業委託料、3本でございますが、それぞれ資源化によります瓶、ペット、資源回収、これは古紙、缶類のもので、この3つ合せまして約8,092万円の資源回収委託料でございます。これは収集運搬も入っております。

次の廃棄物不法投棄防止対策事業をお願いしたいと思います。その事業の上から7行目、廃家電取扱手数料、その下の不法投棄物処理委託料は、春と秋の一斉清掃や不法投棄パトロール等、それからエコウォーク等であり、不法投棄の廃棄物の処理費でございます。手数料はリサイクル料になっています。またその下の不法投棄回収委託料でございますが、河川、道路、林道などの不法投棄パトロールをシルバーとNPOをお願いして、パトロール及びその回収作業を委託しているものでございます。その下の犬・猫死骸回収業務委託料は、主に市道等で交通事故等の犬・猫の回収業務をしているものでございます。

続きまして環境保全費をお願いしたいと思います。次のページの176ページの備考欄をお願いしたいと思います。公害防止対策事業でございます。上から11行目の自動車騒音調査委託料でございます。これは昨年に比べまして増額になっておりますが、騒音規制法によります騒音測定の実環境基準の測定、それから道路騒音についての面的評価をするということで、環境省の開発のシステムを導入する料金がプラスになっております。また大気汚染分析検査委託料は、隔年で行っておりますダイオキシンの環境測定、それから酸性雨の測定を今年度や

ることで増額になっております。あと特定事業、河川・湖沼の水質検査は、定点で環境モニタリングで実施しているものでございます。

続きまして自然環境保全事業の5行目、アレチウリ等外来植物駆除委託料でございますが、昨年までは、緊急雇用創出事業によりまして多くの場所をやりましたが、今回、それがございませんので短期でやる内容で、地域と協力して、またクリーン塩尻のパートナー制度の団体と協力しながら田川の河川敷のアレチウリ除去を考えているものでございます。

次に、地球環境保全事業の2行目の一番下、新エネルギー導入普及事業補助金でございますが、ソーラー発電システムの補助を中心に、昨年同様の予算を詰めさせていただきました。ソーラーで148の予定でございます。

次に、環境教育推進事業でございます。次のページをお願いしたいと思います。これは、出前講座や環境学習講座の実施とそれからトーク&パフォーマンスなどの活動事例発表会などの予算を計上したものでございます。

その下の丸、環境管理システム推進事業でございますが、市役所のISO14001、それから事業所でもって行う環境ISO、それからエコアクション21等に対する補助金が、環境ISO等認証取得事業補助金でございます。

次に合併は水道課、を除いて、次の丸の高ボッチ高原・よみがえれ大作戦でございますが、これにつきましては、高ボッチの貴重な動植物の自然環境の保全を図るため、2年計画で調査に入っております。ことしは現況の調査、それから来年はその保管調査とそれから関係ガイドさんの御意見、あるいは八ヶ岳中信高原の公園計画との整合を図る中で、環境基本方針を策定してまいりたいというものでございます。

次に、地下水・湧泉等水環境調査事業でございます。これは新規でございます。塩尻市内の全域における地下水・湧水等の現状把握ということで、一般家庭の井戸及び事業所を含め、井戸の位置、深さ、利用方法等の実情の調査をしていく。一応実施計画の中では、おおむね3カ年計画で水質等状況を調査していくと。今年度はその予備調査的な、事業所も含めてアンケート等で台帳的なものを整備していきたいというふうに考えております。

次に、斎場費をお願いしたいと思います。斎場施設管理費でございますが、次の179ページの備考欄をお願いしたいと思います。上から4つ目、斎場運營業務委託料でございますが、これにつきましては、火葬業務、火葬棟、待合棟の業務、敷地内の維持管理等を3人の方でやっていただく委託料でございます。委託先は塩尻造花に随意契約で委託しているものでございます。

次の丸の斎場施設維持整備費をお願いしたいと思います。営繕修繕料につきましては、残灰集塵機及び配管の取りかえ、それから火葬炉等の監視モニターサーバーの交換、それから火葬炉の補修等が営繕修繕料でございます。その斎場施設維持整備費の下から2番目、火葬炉設備補修工事でございますが、これは火葬炉の熱交換機の交換、それからバグフィルターの交換、それと火葬炉の制御盤部品の取りかえ、さらに消防法で燃料の地下タンクがございまして、その内部のコーティング工事をこの補修工事で行いたいというものでございます。また、その下の火葬棟屋根改修工事でございますが、老朽化しております火葬棟の屋根の葺き替えを行うものでございますが、今年度斎場の耐震診断を実施させていただきました。その耐震診断の結果、耐震補強工事が不要ないという結果をいただきましたので、老朽化した火葬棟の屋根の葺き替え設計を今年度やらさせていただきます、来年度、平成24年度その屋根の葺き替え工事をさせていただきますというものでございます。

次に霊園費をお願いしたいと思います。霊園管理諸経費でございますが、これにつきましては、霊園管理、

通常の管理費を計上させていただいたものでございます。

次の182ページをお願いしたいと思います。霊園整備事業でございますが、聖地造成工事というのがございます。これにつきましては、今年度は景気対策事業で平成23年度に実施しましたものが、平成22年度の予算で59基の増設を実施いたしました。今年度は別の場所ですが、別の場所って言っても霊園内の別の場所です。31基の造成を約1,100万円で行いたいというもので、計90基が造成できます。それを両方の金額を見ながら料金を決めて、秋ごろから販売をしていきたいと考えております。現在今、東山霊園につきましては秋に抽選会をやっておりますので、その方たちにもそういう情報はことしから流しております。秋ごろから実施したいという考え方でありますのでお願いしたいと思いますし、残りの400万円は、年次的に実施しております排水路や塗装改修工事などをするものでございます。

次に、し尿処理費は飛ばしていただいて、次の183、184ページの清掃費のごみ処理費をお願いしたいと思います。委員長さん、済みません、このごみ処理費につきましては資料がございますので、お配りしてよろしいでしょうか。資料がございます。

委員長 資料、どうぞ。

生活環境課長 このごみ処理費の予算の立て方でございますが、丸の上から3つ目ごみ処理負担金、松塩地区広域施設組合負担金3億7,000万円余、これが新しい新組合で行います塩尻市の負担額でございます。

次に旧塩尻・朝日衛生施設組合未払金というものがございます。これは、12月の議会でお認めいただきました塩尻・朝日衛生施設組合が解散に伴って、塩尻市がそれについて決算をするという内容でございます。これは組合議会で議決し、今執行しております主に2月、3月に支払うものの未払金を、ここに計上させていただいております。約6,660万円余、これが未払金で、塩尻・朝日衛生施設組合の今現在執行している3月31日以降にお支払いする内容でございます。

次のページをお願いしたいと思います。186ページ真ん中のところの廃棄物等収集運搬処理事業というのがございます。これが塩尻・朝日衛生施設組合が解散に伴い、ごみの焼却は、共同でやる部分以外の市村で収集運搬等をやる事業費でございます。またこれにつきましては、今回の事務委託の関係で、朝日村さんと事務委託を、塩尻市で委託を受けるということで審議していただいた内容の業務の予算が、ここに来るといふふうに考えていただきまして、お配りしました資料をお願いしたいと思います。

平成24年度の松塩地区広域施設組合とのごみの処理の予算概要の比較をさせていただいております。右側のほうに平成24年度予算、松塩地区広域施設組合という予算がございます。これにつきましては、塩尻市分担保金、約3億7,000万円余、その下に朝日村、松本市、山形村が書いてございますが、その分担保金先ほどの予算にあったものでございます。これに伴う処理手数料につきましては、新組合は約7億2,000万円余を予定しております。総額34億9,000万円の予算をつくってきておるわけです。また、今回の協議で収集運搬等につきましては、塩尻と朝日村で行うという内容でございます。先ほど言いました予算の約1億9,000万円余が塩尻市一般会計の中に入ってきています。これに伴いまして、塩尻市の負担額は約1億8,100万円余、朝日村さんが999万円余の負担、そのほかに、先ほどありました料金改定等をお願いいたしまして埋立てごみ処理の手数料等約76万円余、それから再商品化拠出金、これはペットボトルや容リプラの協会から戻って来るお金等の予算でございます。それが約1億9,000万円余。それから、一般会計のほうに一般家庭の処理

手数料約7,100万円余、でございます。それが入って来ます。その負担を3億7,000万円に充当いたしますと、塩尻市の負担額は約4億8,000万円余というのが、平成24年度の予算の内容でございます。

それと比較をしまして平成22年度の決算と書いてございます。平成23年度の予算は、共同処理をするということでありまして、通常の予算ではなくてできる限り委託、それから施設については、これから廃止になるわけですから委託料について精査をさせていただき、通常より低い、低いつて言うとおかしいですが、精査された予算でございますので、平成22年度の決算の塩尻・朝日の内容を左側に書かせていただきました。塩尻の手数料の収入につきましては、直接搬入のごみの処理手数料、それから一般家庭からの処理手数料が約7,200万円余、一般家庭が7,600万円余、これが手数料として入って来ます。それから、塩尻市の分担金の平成22年度の4億8,900万円余でございます。朝日村が2,500万円余、それから先ほど言いました再商品化拠出金、容リプラを資源化した後の協会から来る269万円、それから繰越金でございます。これにつきましては、塩尻・朝日衛生施設組合、それから塩尻市の議会、朝日村の議会にお認めをいただきました。繰越金としておおむね6,000万円余を常備繰り越していくという内容で、これが常備繰越金として減っております。によりまして、歳出が6億6,600万円余の歳出、歳入が、その繰越金を入れまして7億2,600万円余ということでございます。平成22年度の決算、塩尻の分担金4億8,900万円余と、先ほど組合の予算で4億8,000万円余、ここで全額と言いますか、効果があらわれていると。なお、先ほど言いました新組合の4億8,000万円余の中には、6,124万円余が積立金で、積立金っていうのは塩尻・朝日衛生施設組合はございませんが、これから施設を延命化していく期間型の工事費に充てていくというものの積み立てをしているものでございます。

続きまして2、3ページにつきましては、松塩地区広域施設組合の予算の作り方の概要でございます。この予算につきましては、この3月23日に組合議会が、塩尻・朝日衛生施設組合の議会が予定されております。細かい内容については、そちらに予算書を提出させていただき報告させていただく予定になっておりますが、負担割合等の確認ということで概要を説明させていただきます。まず1の議会と総務費につきましては、歳入のほうの負担金の関係のはもう資料になっておりますので、歳入で言いますと、基金分約2億2,000万円、それから協定等を除きまして、塩尻・朝日が今までの基金を積み立ててきた分を負担するというので10年間3,000万円余、これも基金として積み立てているものでございます。それに伴います分担が、右側の議会総務費でございます。これが建設費負担金のものでございます。建設費負担金は、搬入割、家庭系、事業系で100%、前々年度の量ということになっております。これも分担金確定でございますが、建設費の分担金3,270万円余、それから塩尻・朝日の朝日との負担で塩尻は2,847万円になっております。それから維持経営費分担金でございます。これは均等割5%、搬入割95%の家庭系のごみの料金ということになっております。これは当年度ですので、本年度の内容で精算される内容でございますが、予想としまして塩尻市がその分担でいきますと1億4,132万円余という分担割合です。

柴田博委員 違う。

生活環境課長 済みません、1,413万2,000円でございます。この議会と総務費につきましては、これから(2)から(5)まである施設のそれぞれの施設管理費の事業費によって全体の案分をして、そのそれぞれ負担割合で出していますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次の(2)番、衛生費でございますが、これがごみ分解処理費と中継設備、これが塩尻クリーンセンターになっています。

ごみの関係でございますが、建設費分担金でございますが、4億7,000万円余が交付税で入って来ますので、松本市さんは約8億6,387万6,000円になります。その建設費負担金。塩尻市が6,763万5,000円ということで、これは家庭系、事業系の搬入割、これも前々年度の計算でございます。それから維持経費の塵芥中継分でございます。これは均等割5%、搬入割95%の家庭系のごみの当年度でございます。それから、その下の括弧、容リプラというものがございます。容リプラは塩尻はお願いしてございません。塩尻のこれから容リプラについては、前田産業さんにそういう施設をしていただき塩尻方式でやっておりますので、これについての建設費とそれから維持経費についてはございません。

次の3ページをお願いしたいと思います。衛生費のし尿処理、これは規約どおり松本市と山形村さんと負担と。4ページの衛生費の最終処分場費、これが塩尻・朝日衛生施設組合で朝日にある最終処分場の管理の分担金でございます。建設費につきましては約1億800万円余のものがございまして、これが起債の償還と交付税の関係でございます。維持経費分、これが約4,000万円余でございますけれども、これにつきましては、塩尻・朝日の当初の分担割合の人口割30%、搬入割70%で計算している分担割合でございます。余熱利用施設でございます。これにつきましては、1の塵芥処理施設のもの、これは俗にラーラの施設の運営費でございます。を負担するものは、これは維持管理運営費だけですので、均等割5%、搬入割95%、塩尻市が1,411万3,000円の負担ということで、この内容を合計いたしますと建設費負担金2億3,300万円余、それから維持経費分が1億3,600万円余、合計いたしまして3億7,103万円を新組合、松塩地区広域施設組合に負担金として払う予定の予算を組ませていただいたものでございます。

続きまして、予算書のほうをお願いしたいと思います。予算の内容につきましてお願いしたいと思います。185、186ページでございます。未払金のところとございますので、186ページの廃棄物等収集運搬処理事業のほうで御説明させていただきたいと思っております。ここのちょうど186ページのところでそれぞれ未払金の項目も出てまいりますので、下の丸、廃棄物等収集運搬処理事業委託料で、下から7番目の廃棄物収集委託料でございます。約1億1,400万円余、これにつきましては可燃物、可燃系のごみの収集運搬委託料でございますが、これが約8,650万円余、それから不燃物、有害物の収集運搬で約1,100万円余、それから容リプラの収集運搬で1,120万円余、廃食用油93万円余が、この1億1,400万円余の収集運搬料金でございます。これにつきましては、今まで塩尻・朝日で塩尻市、朝日の収集運搬をしていた料金でございます。約1,400万円、昨年に比べまして増額になっております。ここのところが、塩尻の可燃物について約650万円余が松本クリーンセンターへ運ぶ延伸分、それと約500万円が燃料単価、それから普通作業員の賃金の単価等の見直し増額によりまして1,400万円余、これが増額になってございます。その下の廃棄物破碎処理委託料、これは不燃物等の破碎でございまして、前田産業さんをお願いしているものでございます。昨年より約100万円減額になります。1つ飛ばしていただいて、プラスチック製容器包装圧縮梱包委託料、これが容リプラをそこで分別をして圧縮梱包をしていただく委託料でございます。その下の剪定木等処理委託料でございますが、これは剪定木を収集してきたものを処理する、住岡産業さんに資源化で処理していただいているものでございます。それから生ごみ等資源化運搬処理委託料、これにつきましては学校、保育園の生ごみを光商会さんに収集運搬し

処分していただいているものでございます。その下の持込み廃棄物資源化委託料でございますが、廃乾電池、廃蛍光灯等の資源化のための委託料でございます。それと同じ内容のものが上の未払金、その丸の上の未払金でございます。その未払金は一番上に廃棄物処理委託料、これは不燃物の破碎でございますし、廃棄物資源化委託料、これは先ほど言いました廃乾電池、廃蛍光灯、それからプラスチック製容器包装圧縮梱包委託料、それから生ごみ等資源化運搬処理委託料、それから8行目の運転管理業務委託料でございますが、これはクリーンセンターと最終処分場の水処理の関係の委託料の未払金でございますし、廃棄物収集委託料、これが先ほど廃棄物収集委託料と合致しまして、可燃、不燃、プラ、廃食用油の未払金の支払いという内容になっております。次のページをお願いいたします。188ページをお願いします。ごみ袋出荷管理票貼付委託料でございますが、一般家庭のごみ袋にJANコードをつけて、販売管理のためのJANコードの貼付委託料でございます。以上でございます。

消防防災課長 それでは、249、250ページをお願いいたします。予算説明資料につきましては、8ページとなります。9款消防費1項消防費1日常備消防費から御説明をいたします。説明欄の一番上の白丸、消防負担金5億8,214万円余のうち最初の黒ポツ、松本広域連合負担金5億6,815万円でございますが、これは常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金5億6,024万円のほか、人件費の負担金として本市の派遣職員1人分の人件費の合計でございます。前年度予算対比約4,460万円の減でございますが、今年度につきましては、退職者3名が予定されておりますけれども、来年度につきましては退職予定者がおりませんので、その退職手当の分が減となっております。その下の黒ポツ、同じく負担金で高速救急業務970万6,000円でございますが、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございます。中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金131万4,000円ではありますが、長野県消防航空隊の消防委員にかかる人件費でございます。松本広域消防局からは3名の職員を派遣しております。一番下の黒ポツ、木曽広域連合負担金297万4,000円でございます。これにつきましては、木曽広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございます。平成29年度までを予定しております。

次に、2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、委員報酬10万1,000円、これにつきましては、消防委員10人分の報酬でございます。

それから白丸1つ飛びまして3目、団員報酬2,166万1,000円でございますが、消防団員900人分の報酬でございます。

それから2つほど白丸を飛ばしまして、消防団補助費1,665万4,000円ですが、1つ目の黒ポツ、消防団員退職報奨金1,612万円、これにつきましては、今年度退団予定者のうち5年以上在籍をしました退団員について、退職報奨金を支払うものでございまして、平成24年度は80人分を見込んでおります。なお前年度予算対比として約1,420万円余の減額でございますが、昨年度は退職者140人を予定しておりましたので、人数が減った分下がっております。

次に251、252ページをお願いいたします。消防団諸経費2,114万7,000円、中段中のものでございますが、上から7つ目の電力使用料266万6,000円、これは詰所の電気料であります。1つ飛びまして車両修繕料275万円、これにつきましては消防団で管理をしておりますポンプ車、積載車の車検代、並びに点検費用であります。その下の被服費457万2,000円でございますが、

団員のはっぴ、活動服などの被服費とあわせまして、来年度につきましては、雨天災害活動時等の団員の安全性の確保と迅速な災害活動を図るために、団員用雨合羽375着を新たに整備するものでございます。それから下から2つ目の黒ポツ、備品購入費508万6,000円でございますが、消防用ポンプホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱などの消防備品の購入費でございます。

それから次の白丸、消防負担金2,000万円余のうち2つ目の黒ポツ、消防団員退職報奨金負担金1,728万円でございますが、これにつきましては、団員にかかわる公務災害共済基金の退職報奨負担金でございます。団員一人当たり年1万9,200円を負担するものでございます。黒ポツ1つ飛びまして、公務災害補償費負担金203万8,000円でございますが、公務災害共済基金の団員の公務災害に対する負担金でございます。団員一人当たり1,900円の負担をするものでございます。また、消防団員以外にも市民の皆さんが消防作業、あるいは水防作業に協力した場合の補償制度にも加入をいたしております。

次にその下の白丸、消防交付金1,800万円余のうち1つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1,390万円余でございますが、これは消防団を運営するため各部に交付をしている交付金でございます。団員の人員割、車両割、あるいは世帯数割などにより算出をしております。253、254ページをお願いいたします。254ページ一番上の災害出動交付金270万円ですが、これは団員が火災の消火活動や災害出動、あるいは行方不明者の捜索活動などに出動した場合の出動日数に応じまして交付しているものでございます。1日出動した場合は3,000円、半日出動の場合は1,500円ということで交付をしております。その下の大会出場交付金141万円につきましては、松本消防協会大会への出場交付金でありまして、ポンプ操法4チーム、ラッパ吹奏1チームでございます。

次の白丸、自主防災組織育成推進事業1,500万円余のうち2つ目の黒ポツ、運営交付金100万円でございますが、自衛消防隊や自主防災組織に対しまして1組織2万円を交付するものでございます。その下の黒ポツ、訓練交付金48万円につきましては、各地区あるいは各区におきまして防災訓練を実施した場合に、訓練経費の2分の1で、上限2万円を交付するものでございます。

次に3目の消防施設費をお願いいたします。1つ目の白丸、消防施設整備費4,530万円余でございますが、一番上の黒ポツ、設計委託料138万6,000円、その下の監理委託料80万円、黒ポツ2つ飛びまして詰所建設工事2,300万円につきましては、昭和56年以前の旧耐震によって建設されました詰所を計画的に整備を進めているものでございまして、災害時の地域防災拠点としての機能充実を図るために、平成24年度につきましては、広丘分団第2部堅石、それから洗馬分団第1部岩垂でございますが、それぞれの詰所の建築を予定しているもので、木造2階建て約80平方メートルの建物を計画しており、それにかかわります設計委託料、監理委託料、建設工事費でございます。黒ポツ1つ戻っていただきまして、その上の消防施設等修繕工事475万円でございますが、防火貯水槽漏水補修等4カ所、詰所屋根塗装、火の見の撤去にかかわる工事費でございます。次に黒ポツ1つ飛びまして、小型動力ポンプ購入費684万円でございますが、来年度は4台の購入を予定しております。塩尻分団の第2部の下西条、同じく第5部の棧敷、それから洗馬分団第1部の岩垂、同じく第6部の上組の4台を更新する予定であります。その下の黒ポツ、消火栓新設改良負担金821万円余でございますが、消防整備の未整備地区を重点的に進めてきておりまして、新規設置5基、堀ノ内、野村、吉田、牧野、勝弦など出ております。及び移設等、修繕、4基分でございます。

最後になりますが、4目水防費をお願いいたします。この水防費につきましては、隔年で実施をしております水防訓練が本年度実施になりましたので、来年度につきましては水防施設管理諸経費20万円余のうち水防用資材17万9,000円で、土のう用の砂及び土のう袋の購入を予定するものでございます。以上、消防費の主なものについて申し上げました。

財政課長 続きまして、公債費をお願いいたしますので、319、320ページをお願いいたします。12款公債費につきましては、長期債の償還元金及び利子、並びに一時借入金の利子でございます。このうち1目の元金につきましては、長期債の元金償還金30億442万6,000円、前年度対比で、ここに比較でございますように1億1,970万5,000円の増額でございますが、このうち地方債の欄に市で2億200万円という起債がございますが、これが、要は公的資金の補償金免除繰上償還2億200万円、5%以上の高い金利のものを国の許可によって繰上償還いたしますが、一たん繰上償還して、その分を市中の金融機関から低利で借りかえますので、この2億200万円が歳入歳出に乗っかっている関係で、比較では1億1,900万円余増額ですが、実際借りかえの分は2億200万円ということで、この分は増額になっております。したがって、利子は減額ですが、元金については増額となっているという原因は、そこにあるものでございます。

企画課長 その次のページ、321、322ページ、13款諸支出金1項1目土地開発公社費であります。新年度につきましては2億1,700万円を計上するものでありまして、前年度に比較して1億円多くなっているものであります。これにつきましては、広丘駅東口、いすゞ自動車跡地等の取得に伴います土地開発公社への金利負担を軽減するため無利子貸付を行うものであります。

財政課長 次のページ、予備費でございます。予備費につきましては、例年どおり1,000万円を計上させていただくものでございます。歳出につきましては以上でございます。

委員長 どうもお疲れさまでした。本日の委員会審査はこれまでとし、あす午前10時から再開いたします。長時間お疲れさまでした。

午後5時20分 閉会

平成24年3月5日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印